

はじめに

ひとり一人がきらりと輝きましょう
ともに知恵と力を出し合しましょう
いつまでも安心して暮らしていきましょう



“思いやりと支えあいのあるまち かまがや”をめざして

鎌ケ谷市では、誰もが安心して住み続けられる“福祉のまち鎌ケ谷”をめざして、初期計画（平成 17～22 年度）、改訂版（平成 23～27 年度）の鎌ケ谷市地域福祉計画（ふくしサポートプラン 21）を策定し、計画の実現に向けた取り組みを実施してきました。

この間、福祉課題は「複雑化・多様化・深刻化」が進んでおり、要援護者に対する支援の必要性が増す一方、地域におけるつながりの希薄化が課題となっています。

地域の中での生活の困りごとや生活のしづらさを抱えた人々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、早期に問題を発見し、迅速に必要な支援につなげることが重要です。また、平素から孤立することなく、身近な地域の人々との関わりを強くすることで、安心感を得て、互いにつながり・支えあいながら、その地域で暮らすことができます。

平成 27 年 2 月に実施いたしました市民福祉意識アンケート調査や同年 8 月から 9 月にかけて開催いたしました地区懇談会で出された意見の多くが、「地域に何かしらの形で貢献したい」「ボランティアをやってみたい」「地域のご近所付き合いを深めたい」など、地域住民同士のつながりや地域ぐるみでの支えあいを求めていました。

また、平成 27 年 12 月に策定いたしました「鎌ケ谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、“あらゆる世代の誰もが安心して暮らすことのできる、支えあいつながり合う地域づくり”を掲げ、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を作ることとしています。

この第 3 期鎌ケ谷市地域福祉計画（平成 28～32 年度）では、様々な生活課題を地域全体で取り組む体制の構築や地域福祉の担い手の育成、支援を必要とする人の相談体制の充実などに力を入れながら、これまで以上に市全体で誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざしていきます。

最後に、本計画の策定にあたり、それぞれの専門分野や市民の代表としての立場からご審議いただきました地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、市民福祉意識アンケート調査や地区懇談会、パブリックコメントにおいて貴重なご意見をいただいた多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成 28 年 6 月

鎌ケ谷市長 清水 聖士

【 計画のサブタイトル 】

ふくしサポートプラン 21

この計画は、地域住民、自治会、福祉健康関係団体、事業者、NPO※、行政が協働して“福祉のまち鎌ヶ谷”をつくるための基本的な考え方や、そのための施策の方向を定めています。

このため、計画の内容を端的に表し、地域住民の皆さんに親しみのある計画となることを願って、平成 17 年 3 月の地域福祉計画策定にあたり、サブタイトルを「ふくしサポートプラン 21」とし、平成 23 年からの改訂版にも引き継ぎました。

本計画においても、「ふくしサポートプラン 21」を継承し、誰もが安心して住み続けられる“福祉のまち鎌ヶ谷”のまちづくりを進めていきます。



【 地域福祉とは 】

住み慣れた地域で、誰もがその人らしく、安心して充実した生活を送れるような福祉社会の実現が望まれています。これからは、民間事業者や関係団体を含め、地域住民と行政が連携・協働して、健康・医療・福祉サービスの総合的な整備を進めることが必要です。

そのための「住民参加と行動」による地域を基盤とした、きめ細かな福祉を地域福祉といいます。



◆ 目 次 ◆

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1. 計画策定の背景.....	3
2. 計画の位置づけと役割.....	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	8
1. 鎌ヶ谷市の概要.....	8
2. 改訂版の評価と課題.....	13
3. 計画推進における自助・共助・公助の連携と役割分担.....	16
第3章 計画の理念と目標.....	19
1. 地域福祉像と基本理念.....	19
2. 基本目標と施策の体系.....	21

第2部 各論

第4章 施策の展開.....	25
基本目標1 地域で支えあう取り組みを推進します.....	25
施策1 地域でのふれあい、支えあいをすすめます.....	25
施策2 地域での支えあい拠点を増やします.....	32
施策3 ボランティアなどの多様な担い手を増やします《重点施策》.....	36
基本目標2 必要な相談・情報・支援が得られるしくみを推進します.....	42
施策4 身近な相談支援体制を充実します.....	42
施策5 生活困窮者の自立支援をすすめます（新規）.....	49
施策6 地域福祉に関する広範な情報提供をすすめます.....	53
基本目標3 安全で安心して暮らせるしくみを推進します.....	59
施策7 避難行動要支援者への支援をすすめます《重点施策》.....	59
施策8 安全なまちづくり・防災防犯活動をすすめます.....	65
施策9 孤立化・虐待防止と権利擁護をすすめます.....	70
基本目標4 地域福祉を支えるネットワークを推進します.....	75
施策10 地域包括ケアシステムを推進します（新規）.....	75
第5章 計画の推進と評価.....	80
1. 計画の推進体制.....	80
2. 計画の進捗管理と評価体制.....	81

資料編

1. 鎌ヶ谷市地域福祉関連統計データ.....	85
2. 市民福祉意識アンケート調査結果の概要.....	98
3. 地区懇談会の概要.....	110
4. 関連計画の概要.....	120
5. 鎌ヶ谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	131
6. 計画策定の経過.....	133
7. 各施策と関連する参考事業等.....	134
8. 用語解説.....	145

■本文中の用語について

本文中に使用される専門用語等わかりにくい用語については、※印を付記し、「資料編」の「8. 用語解説」にその用語の説明を記載しています。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第3章 計画の理念と目標

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

鎌ケ谷市（以下、「本市」といいます。）では、平成 17 年3月に「誰もが 生きがいを持ち 支えあえる まち」を地域福祉像とする「鎌ケ谷市地域福祉計画（ふくしサポートプラン21）」（以下「初期計画」といいます。）を市民と行政の協働により策定し、地域福祉の推進に努めてきました。

その後、平成 23 年3月に起きた東日本大震災により、日常生活における地域での支えあいが、いかに必要であるかを再認識し、平成 23 年度に策定した「鎌ケ谷市地域福祉計画（改訂版）」（以下、「改訂版」といいます。）では、地域での支えあいをより一層推進し、平常時から見守り、見守られる、支えあう体制の構築に取り組んできました。

この間、社会が抱える問題として、急速な少子高齢化、認知症の人、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の増加、子育てに悩む親の孤立、虐待、自殺などにより、現行のしくみでは対応しきれない多様な生活課題が浮き彫りになってきました。

特に近年では、生活に困窮された人や、介護者の急逝により援助を受けていた人が地域で孤立した状態で亡くなるなどの痛ましい事案が発生したことから、国は平成 24 年に「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」の通知を出しました。

その後、経済状況が依然として厳しい中、失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥る人が増えたことにより、平成 26 年3月に「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が国から出され、地域における生活困窮者の把握、その人に合った適切なサービス、自立に向けた支援が求められるようになりました。

本市が今後も、あらゆる世代の誰もが安心して住み続けられる“福祉のまち鎌ケ谷”を進めていくためには、様々な生活課題を地域全体で取り組む体制の構築、地域福祉の担い手の育成及び支援を必要とする人の相談体制の充実などに力を入れた共生のまちづくりを進める必要があります。

そこで、第3期鎌ケ谷市地域福祉計画（以下、「本計画」といいます。）では、これらの課題に対応し、地域での見守りや支えあい活動を活性化させることを目的として策定しました。

2. 計画の位置づけと役割

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。市町村の計画で地域福祉の推進に関して盛り込むべき事項として、次に掲げる事項が基本的なものになります。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

さらに、厚生労働省の通知や報告等により下記の項目についても計画に盛り込むこととします。

- 4 災害時等にも対応するよう援護者支援方策として、地域における要援護者に関わる情報の把握・共有及び安否確認方法等（平成 19 年）
- 5 高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に有効な計画（平成 22 年）
- 6 地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策（平成 24 年）
- 7 生活困窮者の把握、その人に合った適切なサービス、自立に向けた支援の方策（生活困窮者自立支援方策）（平成 26 年）

(2) 他行政機関が策定する計画

■千葉県 地域福祉支援計画

都道府県は、社会福祉法第 108 条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成のため、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項として「都道府県地域福祉支援計画」を策定することとしています。

千葉県では、平成 27 年 3 月に策定した第 3 次千葉県地域福祉支援計画において、「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築をめざして、4 つのポイントを定め、市町村とともに地域課題の解決を図ることとしています。

- 1 互いに支え合う地域コミュニティ※の再生
- 2 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成
- 3 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化
- 4 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談支援体制の充実・強化

■鎌ヶ谷市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

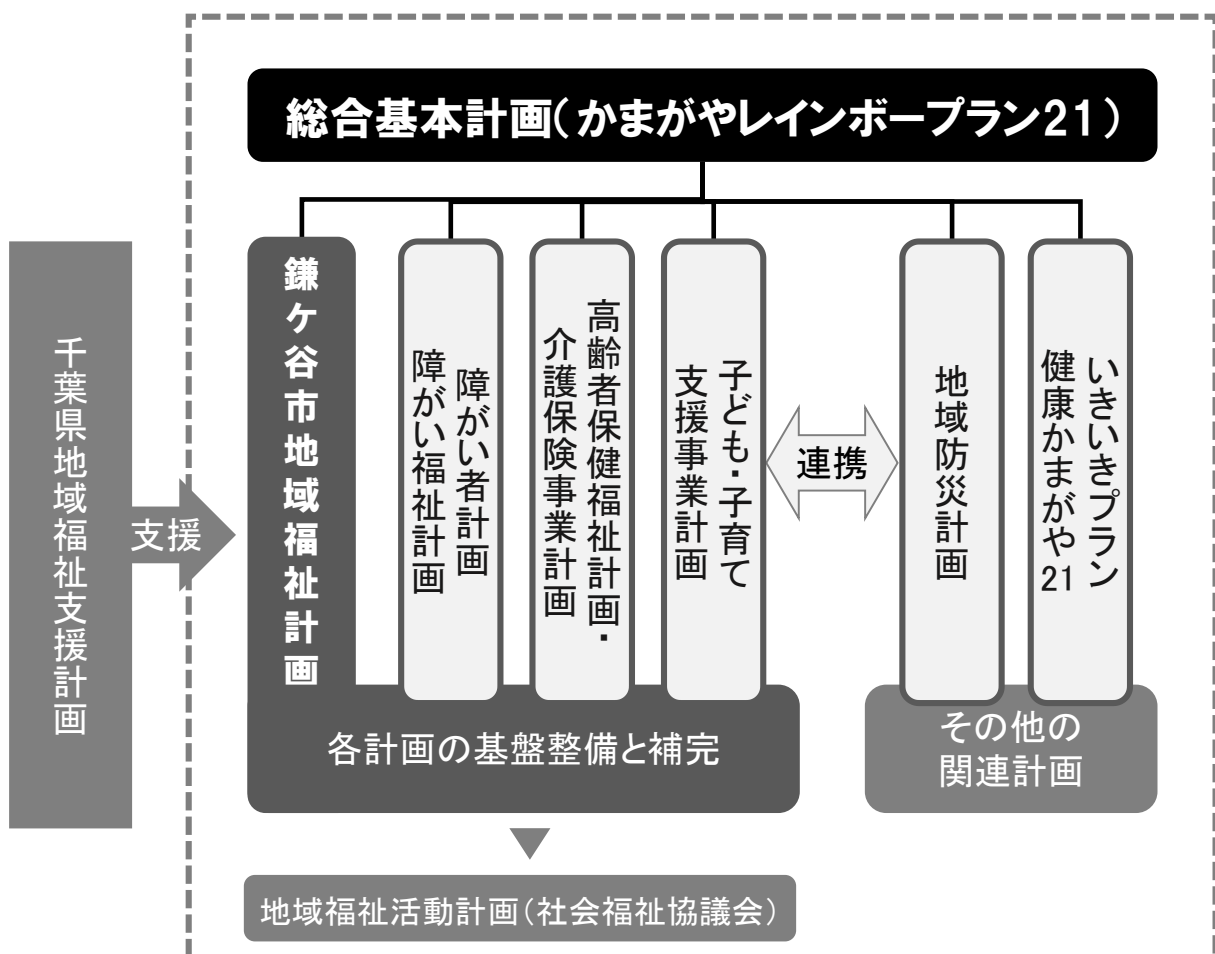
地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。

多くの住民の協力・参加が得られるしくみづくりや、地域の福祉課題に対して住民が解決に向けて自主的に取り組むしくみづくりを計画的に進めていくために、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して実践的な活動に取り組んでいきます。

(3) 本市の関連計画との関係

本計画は、これまでの計画と同様、市の最上位計画である総合基本計画（かまがやレインボープラン21）や高齢者や障がい者、子ども・子育て関連分野など、対象ごとに策定している個別計画（いわゆる福祉3計画やその他の関連計画）において、各分野に共通する課題を横断的につなげて地域福祉の推進を図っていきます。

図表-1 鎌ヶ谷市地域福祉計画の位置づけ



(4) 計画の期間

本計画は、改訂版を踏襲し、平成28年度(2016年度)から32年度(2020年度)までの5年間とします。

ただし、本計画の策定後に制度や事業が変わり、記述の修正が必要になった点、また国や千葉県などの動向や社会情勢などにより大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

図表-2 鎌ヶ谷市各種計画の期間

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
鎌ヶ谷市総合基本計画 かまがやレインボープラン 21	基本構想(平成13～32年度)						
	後期基本計画(平成23～32年度)						
鎌ヶ谷市地域福祉計画 ふくしサポートプラン 21	第2期計画 平成23～27年		第3期計画＝本計画 平成28～32年度				
鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第5期 平成24～26年度		第6期計画 平成27～29年度				
鎌ヶ谷市障がい者計画	第2期計画 平成23～32年度						
鎌ヶ谷市障がい福祉計画	第3期 平成24～26年度		第4期計画 平成27～29年度				
鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画	第1期計画 平成27～31年度						
いきいきプラン健康かまがや 21	第2次計画 平成23～32年度						
鎌ヶ谷市地域福祉活動計画 (鎌ヶ谷市社会福祉協議会)	第2期計画 平成23～27年						

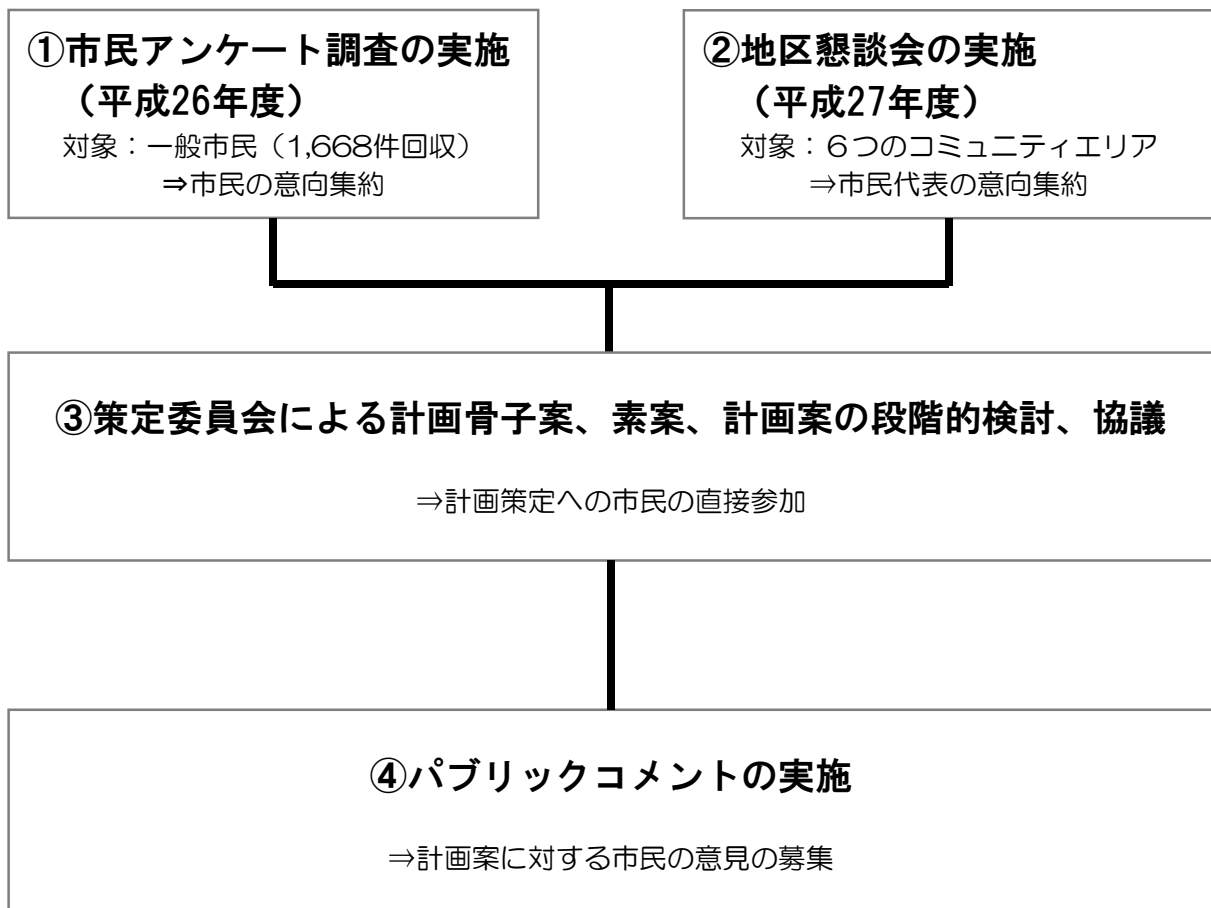
(5) 計画の策定体制

本市における生活や福祉の課題、地域における身近な問題を明らかにするためには、地域で暮らす市民の視点から考えることが不可欠です。このような個人や地域の課題について市民が議論し、問題点を共有し、市の実情に即した課題解決の方法や具体的な方針等を見出していくことが大切です。

そこで、これまでの計画の実施状況を踏まえるとともに、本計画の策定に先立って、市民アンケートを実施し、市民の意向を集約することとしました。また、市内6つのコミュニティエリア（中央、中央東、東部、南部、西部、北部）ごとに地区懇談会を開催して、市民代表の意向を聴取しました。

また、それらの結果を踏まえて、福祉やボランティア※団体の関係者、福祉事業者、自治会関係者、市民の代表者などで構成する「鎌ヶ谷市地域福祉計画策定委員会」の審議を経て、パブリックコメントの実施（意見募集）などにより得られた意見等を反映させて策定しました。

図表-3 市民参加による策定



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 鎌ヶ谷市の概要

(1) 鎌ヶ谷市の沿革

本市は、千葉県の北西部に位置し、総面積 21.08km²、東京都心から 25km 圏内にあります。昭和 46 年 9 月 1 日に人口 44,760 人を擁して県下 24 番目の市となり、その後の着実な人口増加により平成 8 年には 10 万人を超え、平成 27 年 4 月 1 日現在で 109,601 人（住民基本台帳人口）となっています。

東武アーバンパークライン、新京成線、北総線、成田スカイアクセス線の4線が交わり、都心と空港を結ぶ利便性の高い広域交流拠点※としての機能を有している新鎌ヶ谷駅周辺地区では、近年、大型商業施設や病院などの立地が進み、本市の新しい顔として発展しています。

一方、こうした発展の中にありながら、豊かな農地や緑の環境をもち、梨の栽培が盛んで、生産量が全国第1位の千葉県の中で第3位となっており、梨の季節には観光梨園で梨狩りを楽しむ家族連れの様子が多く見られます。

市のマスコットキャラクター「かまたん」は、市民の人気者で、市民まつりをはじめ、市内で行われる様々なイベントで活躍しています。また、本市には、「北海道日本ハムファイターズ」の二軍球場があり、新人選手は鎌ヶ谷市民となり、練習に励んでいるほか、本市と連携して行うイベント「鎌ヶ谷ランフェスタ」や「日ハム連携強化事業（少年野球教室）」などの地域貢献活動が行われています。

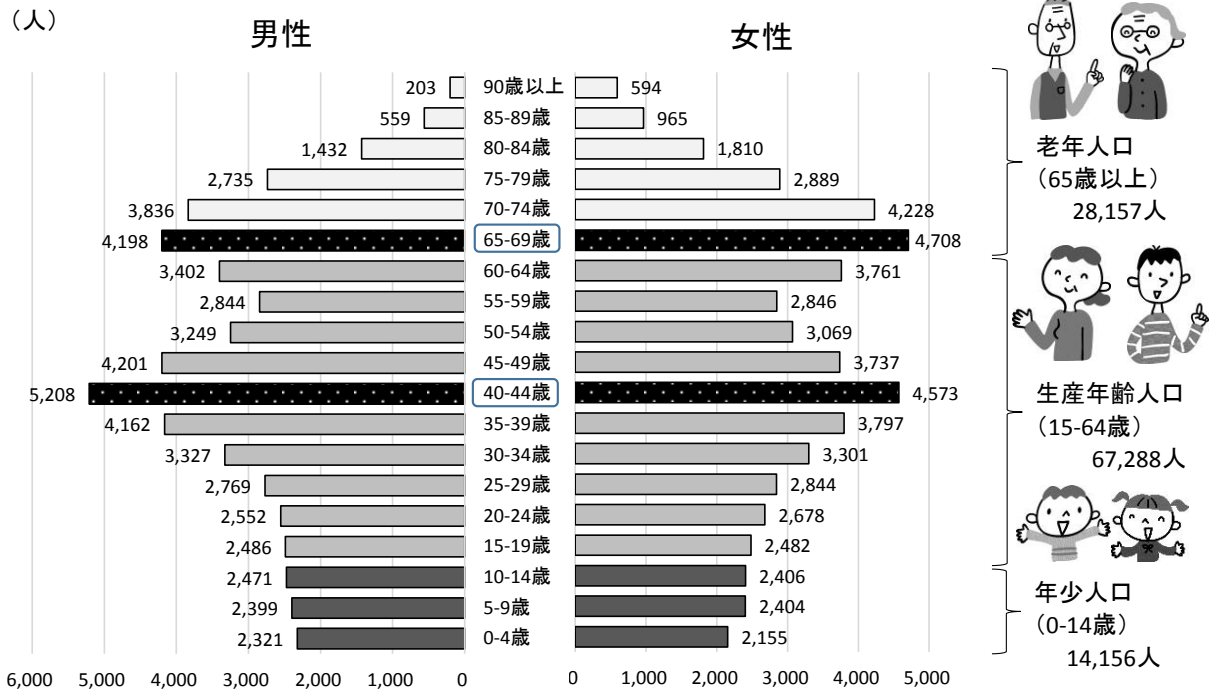
図表-4 鎌ヶ谷市の位置と鎌ヶ谷市マスコットキャラクターかまたん



(2) 総人口

- ◇ 平成 27 年 4 月 1 日現在の総人口は 109,601 人（住民基本台帳人口）で、平成 26 年の 109,718 人をピークに推移しています。
- ◇ 人口構成では、団塊の世代※の中心である 65-69 歳の層と子育て世代の中心といえる 40-44 歳の層の人口が多くなっています。

図表-5 平成 27 年の鎌ヶ谷市人口ピラミッド



資料：鎌ヶ谷市住民基本台帳人口（平成 27 年 4 月 1 日現在）

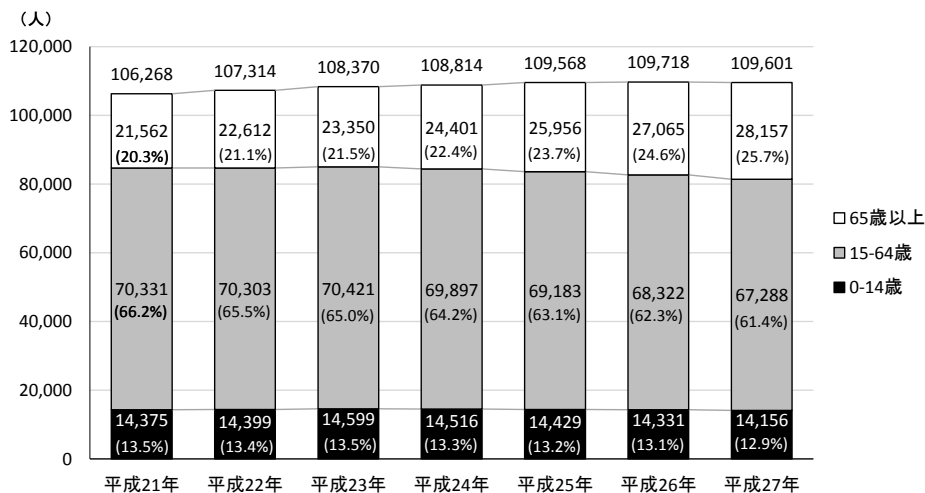
(3) 出生率と年少人口

- ◇ 平成 26 年の合計特殊出生率※は 1.33 で前年と同率で、千葉県平均よりわずかに上回っていますが、全国平均の 1.42 より 0.09 ポイント低くなっています。このままの出生率が続けば、本市の人口は次第に減少することが予測されます。
- ◇ 平成 27 年の年少人口（0-14 歳）は 14,156 人で、前年より 175 人少なくなっています。年少人口は平成 23 年の 14,599 人をピークに、以後毎年減少する傾向が続いています。
- ◇ 本市では、人口の現状と将来の展望を踏まえ、地方創生を市民とともに着実に進めていくため、平成 27 年度を初年度とする今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示す「鎌ヶ谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

(4) 老年人口と高齢化率※

- ◇ 平成 27 年の老年人口（65 歳以上）は 28,175 人で、前年より 1,110 人増えています。
- ◇ 平成 27 年の高齢化率は 25.7%で、4 人に 1 人が高齢者という状況です。
- ◇ 老年人口、高齢化率ともに平成 21 年以降上昇傾向が続いており、本市の高齢化傾向は今後も継続するものと予想されています。

図表-6 年齢3区分別人口及び構成比の推移

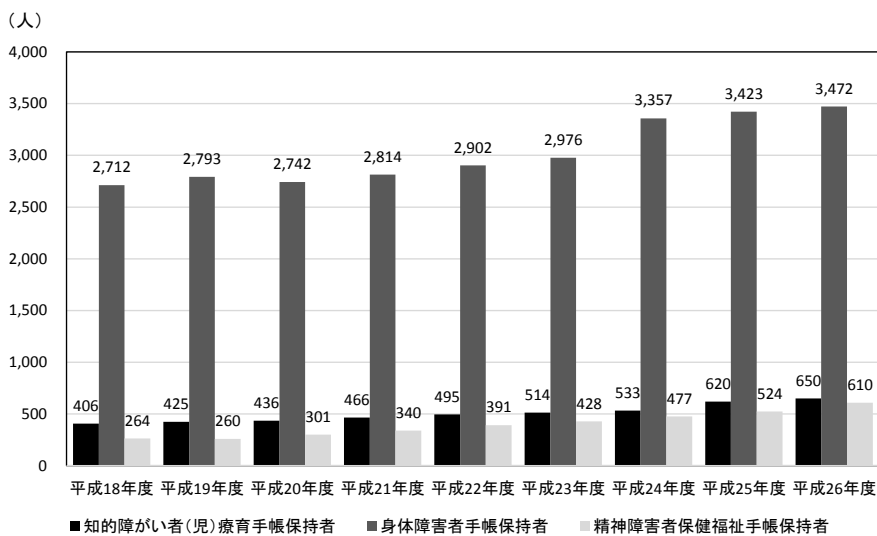


資料：鎌ケ谷市住民基本台帳人口（平成 21-25 年は 3 月末日、平成 26-27 年は 4 月 1 日のデータ）

(5) 障がい者の状況

- ◇ 「知的障がい者（児）療育手帳」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の保持者は、いずれも平成 18 年度以降増加する傾向が続いています。
- ◇ 平成 26 年度における身体障害者手帳保持者は 3,472 人、知的障がい者（児）療育手帳保持者は 650 人、精神障害者保健福祉手帳保持者は 610 人となっています。

図表-7 各種障害（がい）者手帳保持者数の推移

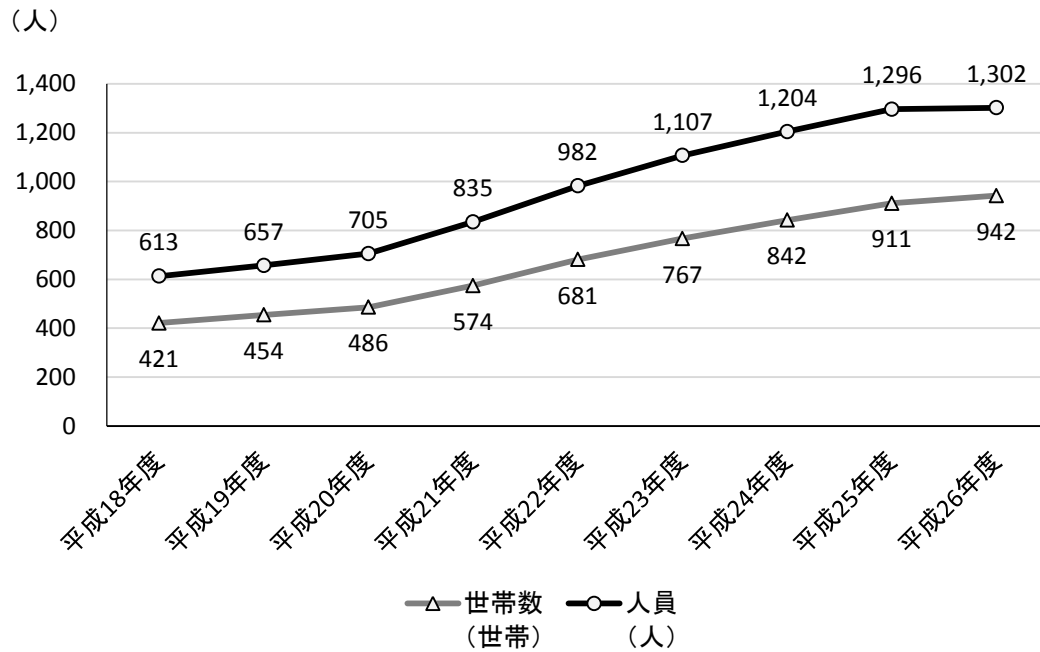


資料：「統計かまがや」

(6) 支援を必要とする人の状況

◇ 生活保護世帯数及び受給者数(人員)は増加を続け、平成26年度の月平均では、942世帯、1,302人となっています。被保護人員の人口1,000人に対する保護率においても、平成18年度に6人であったところ、平成26年度には12人と急激な増加を示しています。

図表-8 生活保護世帯数及び人数の推移



資料：「統計かまがや」

(7) 地域活動の状況

◇ 本市内における地域活動の状況は下記のとおりです。

◆自治会・町会

104の単位自治会が活動。加入率は減少傾向にあり、昭和62年度90.4%から平成27年度66.1%となっています。

◆老人クラブ

31団体(平成27年度時点)が健康の増進、地域社会との交流、レクリエーションなどを目的に活動しています。

◆青少年相談員

地域に密着し、子どもたちとお互いに顔の見える活動を通して、地域住民と協力し次代を担う青少年を育成します。青少年相談員47名(27年度時点)。

◆自主防災組織率

92の自主防災組織が結成されており、組織率は55.9%(27年4月1日現在)です。

◆消防団

団本部、女性部及び第1～第8分団の合計160名が所属しています(27年度時点)。

◆幼年少年婦人防火委員会

防火推進を目的として、幼年消防クラブ18団体3,104名、少年消防クラブ4団体224名、婦人防火クラブ4団体81名の合計3,409人(28年2月1日現在)が活動しています。

◆民生委員児童委員※

厚生労働大臣から委嘱された157名(うち12名は主任児童委員)で、相談支援件数は1,433件、訪問・連絡活動は10,574件です(26年度時点)。

◆保健推進員※

市から委嘱を受けているボランティア30名が2、3か月の赤ちゃんのいる家庭に訪問しています。(訪問率は90%)



◆赤十字奉仕団

14分団、奉仕団員486名が災害時に備えて自治会や学校等でAED、三角巾等の指導などを行っています。

◆学校支援ボランティア

市内の小中学校では、交通安全、学校環境美化、学校図書室整備、学習支援等多くのボランティアが活動しています。

◆ボランティア団体

登録団体は26団体約1,200名が活動しています(27年12月現在)。



◆保護司

法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。市の定数25名。

◆市民公益活動団体

営利を目的とせず、様々な社会貢献活動を自発的に行う団体です。現在、市民活動推進センター登録団体数は83団体(28年4月1日現在)となっています。

◆サロン活動

地域で高齢者や子育て中の人などが集い、話し合うことで、悩みや不安を和らげることができる地域の人同士のつながりを深める自主活動の場です。

老人憩の家※ 6か所
 談話室事業※ 16か所
 子育てサロン 各児童センター
 (27年4月1日現在)



2. 改訂版の評価と課題

改訂版（平成23～27年度）では、4つの基本目標を掲げ、地域福祉に関する施策を進めてきました。各基本目標の成果と課題を次のとおりまとめました。

基本目標1 地域のみんで支えあう福祉活動の推進

- 施策1 地域での支えあい活動、ふれあい活動の充実
- 施策2 地域支えあい拠点の整備、地域支えあい事業の充実
- 施策3 災害時における要援護者の支援体制の充実

成 果

- 地域にお住まいの高齢者に対して従来の民生委員児童委員や保健師等の訪問に加え、平成24年度より新聞配達事業者等の協力を頂き、高齢者の見守り事業が始まりました。
- 平成24年度より子育て支援の拠点として子育て支援センター※を開設するとともに、各児童センターにおいて「つどいの広場」を段階的に実施するなど、地域における子育て親子の交流や相談体制の整備など子育て支援の充実を図りました。
- 地域密着型サービスや保育園等で、新たな民間事業者の参入を促進しました。
- 家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加の場の提供を目的として、地域支えあい拠点となる談話室事業を実施しました。
- 地域の高齢者が気軽に集え、親睦と交流の場の提供として老人憩の家設置事業を進めました。
- 災害時要援護者（避難行動要支援者）※避難支援計画が平成22年4月から始まり、少しずつ要援護者の個別計画の登録が増えてきました。
- 市民の防災訓練への参加者が増えています。また、障がい者や外国人など災害時要援護者の参加が増えてきました。



課 題

- 地域住民が立場や枠組みを超えて支えあい活動が行われるよう、一段と工夫が必要です。
- 各地区社会福祉協議会※の地域福祉コーディネーター※の資質向上を図り、地域福祉相談に力を入れていく必要があります。
- 地域と協力し、災害時要援護者（避難行動要支援者）の個別計画の登録促進や支援が必要な方の掘り起しを図るとともに、支援者の確保等、災害時の具体的な避難支援体制を整える必要があります。

基本目標2 必要なときに、必要な人に、必要なサービスの相談、情報提供の推進

施策1 身近な相談窓口、苦情要望などの受付体制の充実

施策2 地域福祉に関する情報提供の充実

成果

- ・ 地域包括支援センター※、子育て支援センター、家庭児童相談※、精神・知的障がい相談、ピアサポート※、心配ごと相談、心の相談などにより、対象者ごとのきめ細かい相談に応じました。
- ・ 市の広報紙、市のホームページに加え、「健康ふくしネットかまがや（57ページ）」「子育て子育て応援サイト（かまっこ応援団）（58ページ）」「第2次いきいきプラン健康かまがや21」「食育推進のページ」等を開設し、各種情報の発信に努めました。



課題

- ・ 相談の分野を超えた横の連携や、住まい・健康・仕事・家族など多様な課題を抱える人に対する支援をさらに進めて行く必要があります。
- ・ 情報提供は市民にとってわかりやすいように一層工夫することが必要です。

基本目標3 地域福祉の担い手づくりや地域福祉サービス向上の推進

施策1 ボランティアなどの人材育成

施策2 福祉サービスの質の向上

施策3 福祉に関わる権利擁護の充実

成果

- ・ ボランティアセンター（社会福祉協議会）によるボランティア講座や市民活動推進センター※による市民活動団体への支援が行われました。
- ・ 福祉人材についての講座や研修に参加し、様々なケースに対応できるよう職員の資質向上に努めました。
- ・ 平成26年度から市民後見人養成研修を開催するなど、成年後見制度※の周知を図りました。



課題

- ・ ボランティアセンター（社会福祉協議会）、市民活動推進センターの登録団体やボランティア登録者を一層増やすことが課題です。
- ・ 福祉人材・専門的人材や民間事業者の育成が必要です。
- ・ 市民後見人制度※の更なる周知や支援をしていく必要があります。

基本目標4 地域福祉を推進するためのネットワーク※づくり

施策1 行政の推進体制の強化

施策2 地域等の柔軟な連携体制の整備

成 果

- 地域福祉、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉など、個々の課題について、関係各課と連携して課題の解決に取り組みました。
- 市内6つのコミュニティエリアに設置された地区社会福祉協議会では、その地区内の福祉課題について、その地域に住む住民自らが、その課題の解決に向けてお互いに協力しました。



課 題

- 地域福祉計画の点検・評価について、庁内連携を深め、年度ごとの計画の点検や評価を実施する体制をさらに進めて行く必要があります。
- より地域福祉活動を効果的に推進するためには、NPO法人や社会福祉法人などの福祉サービス事業者、地域包括支援センター、医療機関、保育園、幼稚園、学校など地域で活動している様々な団体や社会福祉施設が互いの強みや役割を活かしながら、協力・連携を図っていくことが重要です。

3. 計画推進における自助・共助・公助の連携と役割分担

(1) 自助・共助・公助の連携

地域福祉を推進し、様々な福祉課題に取り組んでいくためには、市域全体で対応していくことも重要ですが、それぞれの住まいの地域において、地域住民一人ひとりが地域の福祉課題や生活課題を、支えあいや助け合いの力で解決を図ることが重要です。

また、個人や家庭の力では解決できない課題を、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア団体などが連携し、地域の見守り活動等で対応していくことが重要です。

本計画では、地域福祉活動を行う上で、市民一人ひとりや地域、市での役割分担を明確にするために、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を、以下のとおり位置づけ、各施策を展開していきます。

【自助】 住民一人ひとりが豊かな生活を送るために努力すること



自分でできることは自分で行う「自助」を基本として行動していきます。健康に留意したり、教養を高めたり、積極的に人とのつながりを持つことが必要です。

【共助】 近隣の人たち、また市民が豊かな地域づくりに協力・協働すること



近隣の地域住民同士が、ともに支えあい助け合い、お互いを気づかいあっていきます。また、地域住民の自発的な取り組み、見守りやささやかな手助けといった日常的な支援を行うことも、福祉のまちづくりにとって大切な取り組みです。

【公助】 法律や制度に基づき、行政機関等が福祉サービスなどを提供すること



個人や地域で解決できない課題に対しては、行政や公的機関等の各種サービスを活用し、課題の解決を図っていきます。しかし、“公助”は、少なからず予算や国の施策（補助金メニュー）等の影響を受け、ところどころにすき間（サービスが行き届かないところ）が生じます。そこで、ネットワークを張り巡らせ、すき間を埋めていく必要があります。

(2) 市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会、行政の役割

本計画では、市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会及び行政の協働で地域福祉を進めていきます。

①市民の役割（個人、家族）

地域活動への参加や地域住民の支えあいの主体となります。地域をはじめ行政、社会福祉協議会の活動に参加して、地域の課題に対して積極的に意見や要望を伝える必要があります。

また、平成37年（2025年）以降、団塊の世代が徐々に75歳以上となり、医療や介護の給付を受ける側に移行していくことが予想されます。この世代の健康寿命※を延ばし、支え手として留まることが若い世代に好影響を与え地域福祉の向上につながるようになります。

②地域の役割（自治会・町会、自主防災組織、老人クラブ、地区ふれあい員※等）

個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を、地域の支えあいで解決を図ります。近所付き合いや自治会活動、地域の見守り活動などから相談や支援へと結びつけていきます。

③福祉団体・事業者の役割

福祉団体：民生委員児童委員、保健推進員、当事者団体、福祉ボランティア団体、NPO法人等

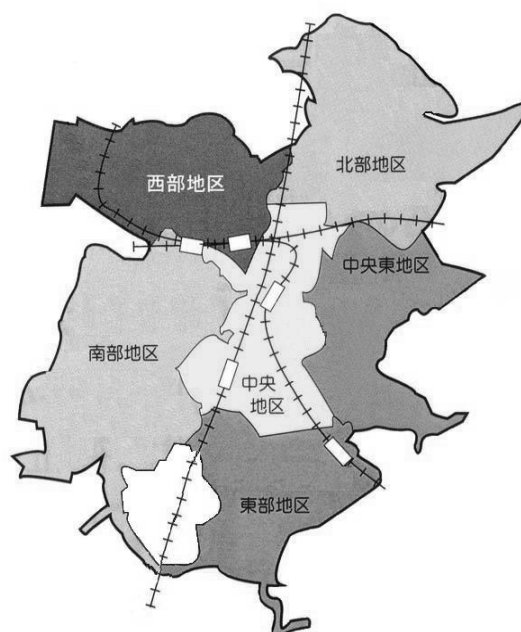
事業者：介護サービス事業者、医療・福祉サービス提供者（かかりつけ医、歯科医、薬局等）、公的相談支援事業者（地域包括支援センター等）、社会福祉施設等（老人ホーム、介護老人施設等）

地区社会福祉協議会：中央・中央東・東部・南部・西部・北部地区にある各地区社会福祉協議会

多くの福祉団体・事業者が、専門的知識と技能を活かし、福祉ニーズの多種多様な課題に対して、率先して地域福祉を推進していきます。

また、地域住民一人ひとりにあった専門サービスを提供するとともに、地域住民の一人として、地域の福祉交流活動に積極的に参加します。

さらに、それらの地域福祉活動を支える地区社会福祉協議会は、6つのコミュニティエリアに設置されており、子どもから高齢者までの地域住民を対象とした事業（広報、ふれあい交流、在宅福祉、ボランティア育成など）を各地区で展開しています。



図表-9 本市内6つのコミュニティエリア

④社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉を推進する上で中心的な団体と定められ、市民と協働して地域福祉活動を進めて行く民間の団体です。

行政だけでは対応が困難な多様なニーズに柔軟に対応できる支援体制や、地域住民やボランティア、健康福祉関係団体、行政機関等の調整役となり、地域ぐるみの活動を推進する役割が期待されています。

⑤行政の役割

地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進します。また、公的福祉サービスを提供するとともに、市域全体の地域福祉の総合的な推進の役割を担います。さらに、総合的な相談支援体制の整備や複合的な課題の解決に対応したネットワークづくりを図ります。

図表-10 自助・共助・公助の関係と本計画における協働のイメージ



第3章 計画の理念と目標

1. 地域福祉像と基本理念

(1) 地域福祉像

本市では、これまでの初期計画及び改訂版において「誰もが 生きがいをもち 支えあえる まち」を市の目標とする地域福祉像とし、地域福祉の推進に取り組んできました。

本計画（平成 28～32 年度）では地域でふれあい・支えあう心を大切にするという従来からの基本的な考え方は踏襲しつつ、ここに新たな地域福祉像と基本理念を定め、地域福祉を推進していきます。

今後の地域福祉の方向性を定めるにあたり、平成 27 年8月から9月にかけて開催した地区懇談会において、意見が多かった各地区のテーマは「あいさつで心をつなごう」「笑顔であいさつ」「地域の力はあいさつ・声かけから」「日頃の声かけ・見守り・備え」など、相手を思いやる言葉でした。

本計画では、これらの意見を尊重し、地域のみんなでお互いを思いやって支えあう地域をつくっていくための目標として、「思いやりと支えあいのあるまち かまがや」を地域福祉像とします。

地域福祉像

思いやりと支えあいのあるまち かまがや

(2) 基本理念

初期計画において、市民会議（ワーキンググループ）でつくり上げた基本理念は、「一人ひとりがキラキラと輝きながら、ともに知恵と力を出し合って、思いやりと支えあいのある地域で、いつまでも安心して暮らしていける、ぬくもりのある福祉のまちづくり」です。

本計画では、基本的な考え方は踏襲しつつ、鎌ケ谷市民の歌「きらり鎌ケ谷」、「きらり鎌ケ谷市民会館」、「きらりホール」、「きらり鎌ケ谷体操」など、「きらり」をキーワードとして、地域福祉を推進していく上での基本的な考えを次のとおりまとめました。

基本理念

一人ひとりがきらりと輝きましょう

ともに知恵と力を出し合いましょう

いつまでも安心して暮らしていきましょう

一人ひとりがきらりと輝きましょう

すべての市民が人としての尊厳をもって、障がいの有無や年齢・性別にかかわらず、きらりと輝きながら健康で自分らしく生きていけるまちづくりを行います。

ともに知恵と力を出し合いましょう

市民、団体、事業者、自治会、地区社会福祉協議会などの関係機関及び鎌ケ谷市が一緒に知恵と力による協働を推進します。

いつまでも安心して暮らしていきましょう

思いやりと支えあいのある地域でいつまでも安心して暮らしていける、あたたかい福祉のまちづくりを進めていくことを表しています。

2. 基本目標と施策の体系

本計画の地域福祉像及び基本理念の実現に向けて、効果的に取り組むため、次の4つの基本目標を設定し、10の施策を分類、体系化しました。また、その中からさらに、2つの施策を重点的な取り組みとして位置付け、積極的な施策の展開を行います。

基本目標 1 地域で支えあう取り組みを推進します

誰もが、住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、市民同士や団体がともに、支えあいや助け合いの活動に積極的に取り組み、かつ連携し合うことで、みんなで支えあう地域をつくります。

- 施策1 地域でのふれあい、支えあいをすすめます
- 施策2 地域での支えあい拠点を増やします
- 施策3 ボランティアなどの多様な担い手を増やします 《重点施策》

基本目標 2 必要な相談・情報・支援が得られるしくみを推進します

支援ニーズの高い高齢者や障がいのある人、子育てをしている親などが必要としている支援を受けられるよう、相談窓口や各種事業等の充実を図るとともに、多様な福祉サービス情報が地域の隅々まで行きわたる体制を整備します。

- 施策4 身近な相談支援体制を充実します
- 施策5 生活困窮者の自立支援をすすめます（新規）
- 施策6 地域福祉に関する広範な情報提供をすすめます

基本目標 **3** 安全で安心して暮らせるしくみを推進します

市民一人ひとりの災害に対する「自助」の備えや、お互いに助け合う「共助」の取り組み、地域に根ざした安全で安心なまちづくり、あらゆる世代の誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくります。

- 施策7 避難行動要支援者への支援をすすめます 《重点施策》
- 施策8 安全なまちづくり・防災防犯活動をすすめます
- 施策9 孤立化・虐待防止と権利擁護をすすめます

基本目標 **4** 地域福祉を支えるネットワークを推進します

誰もが、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられるよう、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」が切れ目なく提供される地域をつくります。

- 施策 10 地域包括ケアシステムを推進します （新規）

第2部 各論

■第4章 施策の展開

基本目標1

地域で支えあう取り組みを推進します

基本目標2

必要な相談・情報・支援が得られるしくみを推進します

基本目標3

安全で安心して暮らせるしくみを推進します

基本目標4

地域福祉を支えるネットワークを推進します

■第5章 計画の推進と評価

第4章 施策の展開

基本目標 1

地域で支えあう取り組みを推進します

地域における支えあいは、地域福祉活動の根幹であり、市民の相互扶助による共助の活性化こそが地域福祉計画の目指すところです。

本市では、様々な地域での支えあいの取り組みを可能な限り支援するとともに、より多くの市民が、互いに助け合い、支えあう活動に参加してもらえる体制を整えていきます。

施策 1 地域でのふれあい、支えあいをすすめます

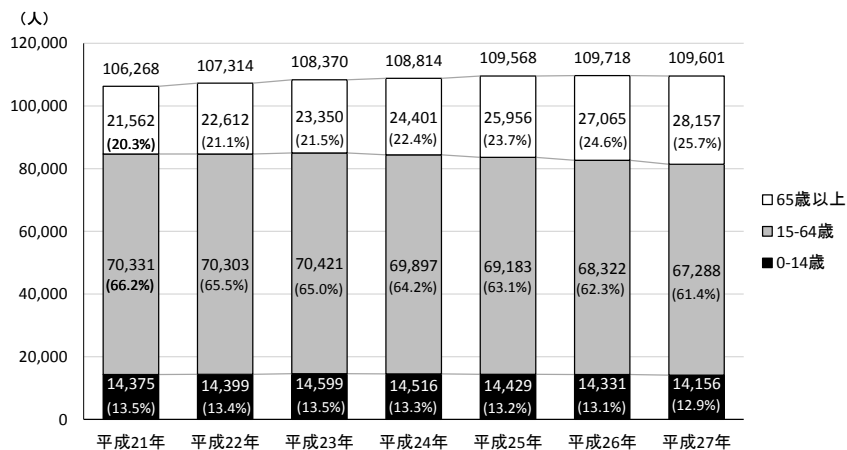
《現状と課題》

全国的に少子高齢化や核家族化が進んでいます。このような家庭環境の変化や人間関係の希薄化の進行に伴い、人と人のふれあいを通してお互いに助け合う心を育む機会が少なくなってきました。

本市も、全国と同様少子高齢化と核家族化の傾向が続いています。平成27年4月1日現在の高齢化率は25.7%で、平成26年の合計特殊出生率は、国の平均値の1.42を下回る1.33となっています。

また、障がいのある人も年々増加する傾向にあり、要介護世帯の見守りや子育て家庭への支援などのニーズは高まり続けており、日常的な地域での支えあいが不可欠になっています。

図表-11 年齢3区分別人口及び構成比の推移



これまでも、民生委員児童委員、自治会連合協議会の地区ふれあい員、ボランティア、地区社会福祉協議会が中心になって、地域での支えあい活動に取り組んでいますが、電気、ガス、生活協同組合などの宅配、新聞、郵便、コンビニエンスストアなどの小売業者など民間事業者の協力をいただき、新たな見守り事業が始まっています。比較的高齢者とのつながりが深い事業者が自宅に訪問した際、何らかの異変を感じた時に市や地域包括支援センターに通報してもらうものです。

また、学校教育や生涯学習の場での啓発や地域での交流活動など、活動の範囲を広げ、大きな支えあいのネットワークへと発展させていくことが求められています。

《市民アンケートにおける意見》



- 普段からご近所付き合いが大事だと思います。
- 自治会の行事（夏まつり、敬老会の行事、道路清掃）等に参加して、コミュニケーションをとるようにしています。

《地区懇談会における意見》



- 町内で顔を合わせた人にはこちらから声をかけています。
- 自治会単位の規模で楽しい簡単な集まり（行事）を開催します。

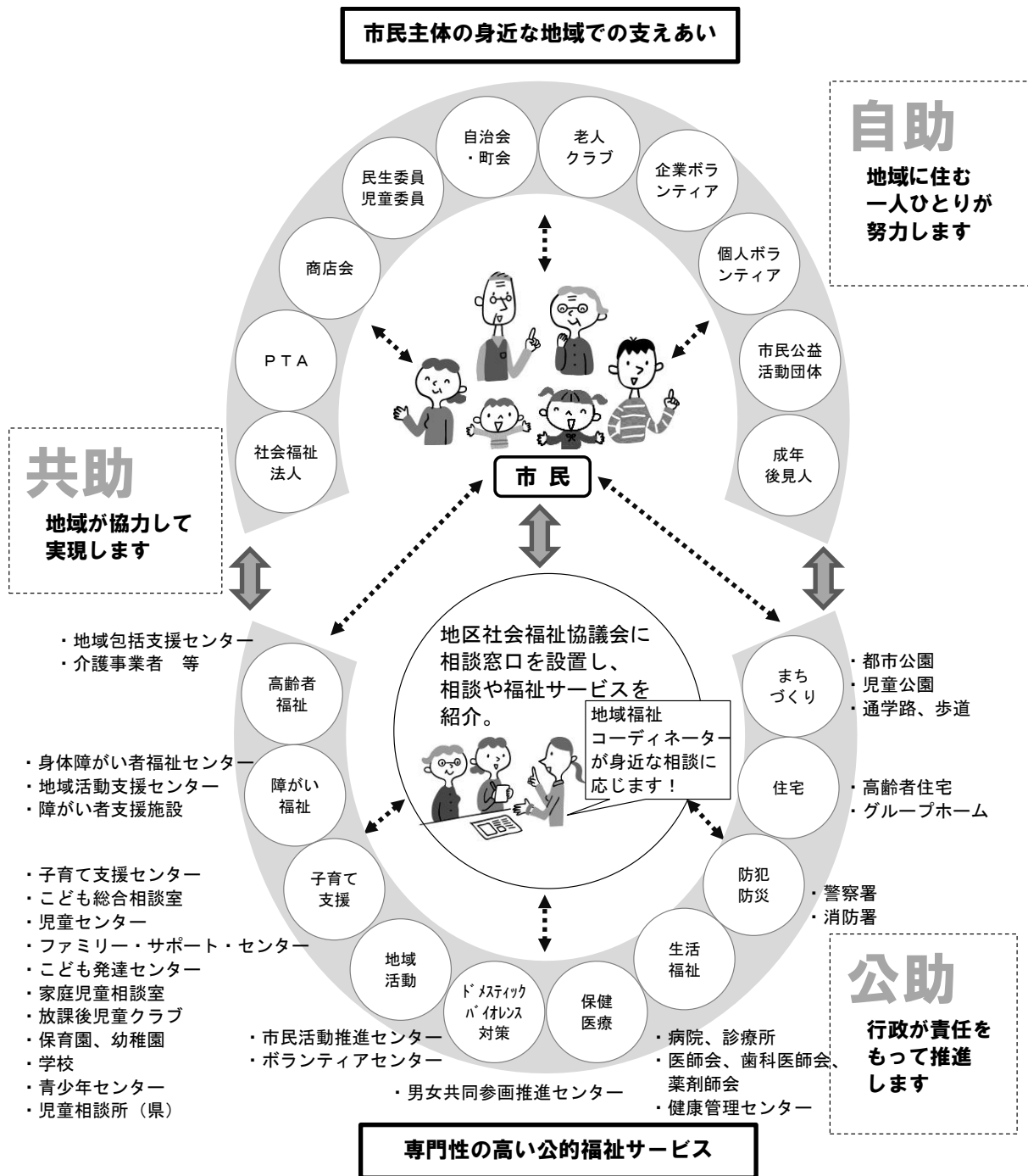


《今後の方向性》

これからの地域福祉の活動にあたっては、身近な地域での声かけやあいさつなどの近所付き合いを活発にし、一人ひとりが福祉の担い手であるという自覚を育てていくことが大切です。

また、民生委員児童委員、地区ふれあい員をはじめ、地区社会福祉協議会、自治会、老人クラブ、ボランティアグループなど地域の様々な団体が連携して、地域福祉を支えるための安否確認や声かけ、情報の提供、話し相手など地域での見守り活動の充実、強化を図っていきます。

図表-12 地域で支えあう福祉ネットワーク



地域福祉推進主体ごとの役割 【 施策1 地域でのふれあい、支えあいをすすめます 】



市民一人ひとり（自助）

- 隣近所でのあいさつや声かけ、見守り、ボランティア活動などに参加します。
- 地域の日常的な活動や自治会の運動会や盆踊り、商店会の夏祭り、市の福祉健康フェアや市民まつり、市民文化祭などの行事に積極的に参加します。
- 老人憩の家や談話室、子育てサロンなどの地域福祉活動に積極的に参加します。
- ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人への声かけやあいさつを積極的に行います。



地域（共助）

- 福祉関係団体の組織間の連携が取れるように、意見交換の場を設けます。
- 地域の人々が気軽に集まれる場として、公民館やコミュニティセンター、自治会館等の利用を促進します。
- 高齢者や障がいのある人などが参加しやすい行事を開催します。
- 困ったことがあれば相談や援助ができる環境をつくれます。
- 民生委員児童委員の相談支援活動、自治会行事への参加促進、防犯防災活動の充実を図ります。



市（公助）

主な取り組み	主な内容
01) ふれあい・支えあい活動に対する支援	地域住民や自治会、福祉関連事業者などが協働・連携して、地域ぐるみの福祉活動を行えるように支援します。 地域住民同士がふれあい、支えあうことができる共助のしくみづくりを支援します。 地区社会福祉協議会や自治会など地域の各種団体と連携し、地域における要支援者の見守り体制の充実を図ります。
【参考事業】⇒134 ページ参照 地域の交流イベント等への参加への支援／老人クラブへの支援／ふれあいサービス事業／福祉の学習機会の推進／地域支えあいの促進	

<p>02) 市民との協働による 地域福祉活動の支援</p>	<p>地域住民や自治会、福祉関連事業者などが協働・連携して、地域ぐるみの福祉活動を行えるように支援します。</p> <p>自治会、近所など、地域住民一人ひとりが地域福祉の主演として、個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を地域の支えあいでの解決を図ります。</p> <p>自治会活動についてのPRを行い、自治会加入世帯数及び加入率の増加に取り組むことで、地域の連携と活性化を図ります。</p>
<p>【参考事業】⇒134 ページ参照 地区ふれあい員制度／自治会加入促進対策の実施／健康づくり・体操の会への支援</p>	
<p>03) 乳幼児、児童から高齢者まで地域で見守る体制の充実</p>	<p>乳幼児や児童がいる世帯、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯が安心して暮らしていけるよう、地域で見守るネットワークを構築します。</p> <p>地域での見守りを恒常化し、子育て世帯や高齢者世帯などの孤立を防止します。</p>
<p>【参考事業】⇒135 ページ参照 緊急通報システム事業／徘徊高齢者位置情報提供サービス事業／ひとり暮らし老人等給食サービス事業／子育てサポーターの人材育成</p>	
<p>04) 民生委員児童委員、保健推進員などの活動支援</p>	<p>それぞれの地域で、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行えるように、民生委員児童委員の活動を支援します。</p> <p>子育てに関する情報提供や相談を行い、子育てを支援します。</p>
<p>【参考事業】⇒135 ページ参照 民生委員児童委員活動の支援／保健推進員活動</p>	



自治会加入促進の取り組み

【担当課】市民活動推進課

近年、少子高齢化や価値観、生活形態の多様化により自治会等への加入や活動への参加が減少傾向にあり、加入率は昭和62年度に90.4%だったものが、平成27年度では66.1%となっています。

たび重なる自然災害の経験などから人と人とのつながりや絆、地域コミュニティの重要性が再認識される中、自治会加入率のアップを図るため、平成23年7月28日付けで鎌ケ谷市自治会連合協議会、千葉県宅地建物取引業協会市川支部鎌ケ谷地区及び市の3者間で、自治会・町会への加入促進に関する協定を締結しました。

この取り組みでは、自治会・町会への加入促進ポスター及びチラシを作成し、宅建協会の会員店の店頭にて配布・掲示し、新規転入者へ自治会・町会への加入を呼びかけており、地域コミュニティの中心的な担い手である自治会・町会を応援しています。

自治会・町会に加入して住み良いまちをつくりましょう

あなたも地域の大切な一員です

一人暮らしだから加入しなくてもいいかな…

今は子育てが大変で…

いざという時、困った時、頼りになる方が身近にいますか？

隣近所や地域での活動をきっかけに、「顔の見える関係」作りを始めましょう！
地震や火事、犯罪発生時など、いざという時に大切な家族や財産を守るのは人と人とのつながりと絆です。

加入のメリットは？

自治会や行政との「パイプ」を持っているほか、地域活動やイベントを通して、お互いが「顔の見える関係」になることで、困った時の助け合いや環境美化、防犯、防災活動などにより、安心・安全で住み良い環境で暮らすことができます。

～熊神・旗巻大震災に学ぶ～
約8割が「共助」での救出

熊神・旗巻大震災では、被災した建物の崩壊防止に地域住民が協力し、約8割が「共助」での救出が実現した。

消防・警察等 約22.9%
近所・家族等 約77.1%

【出典】内閣府「平成22年度防災意識調査」(2010)

「かががやに住んで良かった！」

約30,000世帯の皆さんが活躍しています！

災害に備えています

東日本大震災以降、いざという時の地域での助け合い、「共助」の重要性が高まっています。自治会・町会では防災訓練の実施や防災用品の購入・備蓄を行い、災害に備えています。

地域の安全を守っています

子どもを遊ぶ公園や、空き家・空き地などを防ぐため、防犯パトロールや防犯灯の設置・維持管理を行い、地域の安全を守っています。また、地域での防犯活動により、犯罪総数が約20%減少したという報告も取り寄せています。

地域の絆を深めています

祭りや運動会など、地域の皆が楽しめるイベントを開催し、隣近所の親睦とつながりを深めています。

支えあいの輪を広げています

子育ての支援や、高齢者・身体の不自由な方への声かけ、見守りなど、地域での支えあいを広げています。

あなたの力が必要です！参加をお待ちしています

お問い合わせは、鎌ケ谷市市民活動推進課へ
電話：047-445-1141（内線207）
E-mail：chishin@city.kamagaya.chiba.jp

加入促進チラシ



乳児ふれあい事業

【担当課】子育て支援センター

少子化できょうだいが減り、大人になるまで赤ちゃんに接する機会のない中学生、高校生が、将来親になった時に困らないよう、平成18年度から学校の授業の一つとして、地域の赤ちゃん、子育て中の親と生徒が触れ合う交流会を学校内で開催しています。

当初は、女子生徒だけの授業だったものが、夫の育児参加が少ないと感じている母親から「男子生徒にも学んでほしい」との声があがり、平成20年度から男女混合の必修授業となりました。

また、父親の参加を積極的に呼びかけ、父親の育児参加について、生徒たちに話す機会を作っています。

生徒たちは、赤ちゃんに触れ合うことで、家族への感謝の気持ちや命の大切さに気付き、子育て中の親は、交流会でのおしゃべりや赤ちゃんの面倒を見てもらうことで、息抜きができ、生徒に感謝されることで育児に前向きになるなど、お互いにより刺激を受け合っています。

【内容】

- ①乳児とのふれあい（抱っこ、あやす、散歩等）
- ②乳児のお世話（おむつ交換、ミルクを飲ませる等）
- ③母子手帳やエコー写真、育児日記を見せてもらう
- ④保護者から出産、育児の喜びや大変なことを聞く
- ⑤生まれてきて嬉しい気持ちや家族の大切さを話し合う



高校生と乳児のふれあい

施策2 地域での支えあい拠点を増やします

《現状と課題》

近年、高齢化、核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が年々進んでいます。地域住民同士の交流を通じ、支えあいの輪を広げることで、孤立や引きこもりなどの防止につながるものと考えます。

このような地域の支えあいを充実させるためには、ともに触れ合い、学び合い、信頼し合えるよう、地域の支えあいの拠点を充実させる必要があります。

日常生活圏域※での地域に密着した施設として、高齢者等に対する介護予防や総合的な支援や権利擁護の相談の拠点となる地域包括支援センター、在宅介護を必要とする高齢者等に対し総合的な相談の拠点としての中央在宅介護支援センター※、閉じこもりがちな人に対し社会参加の場を提供するため自治会館等で実施している談話室事業、遊びを通じて健全な心や体を育成する拠点としての児童センター、地域住民が健康で明るく生活できるように各種相談に応じる拠点としての社会福祉センター、地域住民の自主的なサークル活動などを通じて、相互の交流を深めるために設置した各コミュニティセンターなどにより、様々なニーズに対応できる体制を整備しています。

また、現在、市内6つの地区社会福祉協議会において地域福祉相談窓口を設置し、高齢者、障がいのある人、乳幼児、子どもなどすべての地域住民が安心して豊かに暮らせるよう、地域住民一人ひとりの事情に応じた困りごと相談や住民同士の交流の輪を広げる活動をしています。

《市民アンケートにおける意見》



- 各地域にウォーキング途中で休めたり気軽に話し合ったりできる拠点をつくりたいでしょうか。

《地区懇談会における意見》



- 憩いの場所づくり、近隣の方と交流を深め、人間関係をつくる。
- 自分の居場所ということで、まずは自分から外に出ていく。

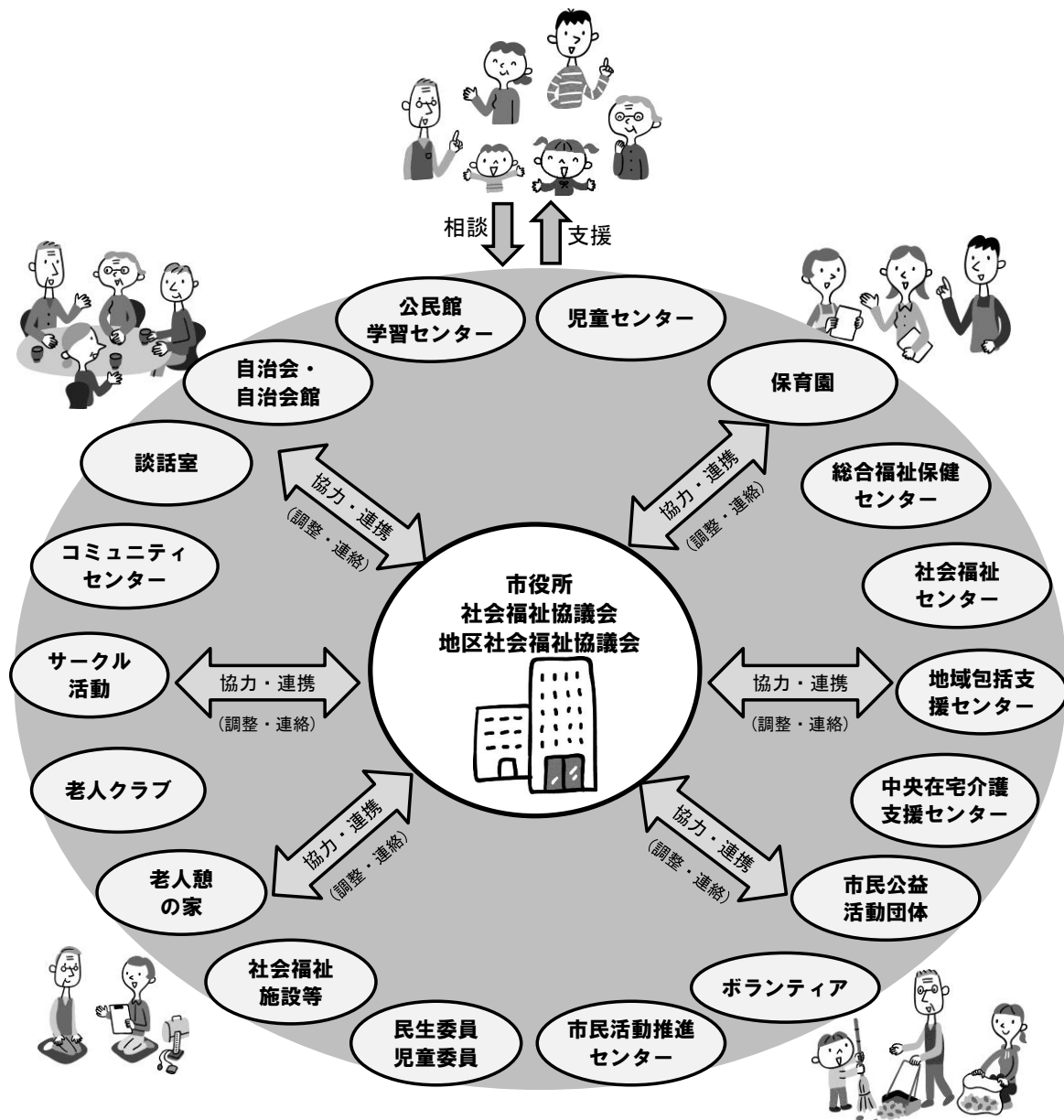


《今後の方向性》

地域での支えあい拠点は行政や地区社会福祉協議会が大きなハブの機能を果たすものですが、地域福祉をより活性化していくためには、より身近な小さな拠点が求められています。

地域福祉の担い手である市民一人ひとりをはじめとして、民生委員児童委員、自治会、老人クラブ、市民公益活動団体やボランティア、その他様々な社会福祉事業者などと協力し、それらの関わりの中から、より小さな身近な拠点が増えるよう、眠っている地域資源を活用するなど地域との協働により知恵を出し合いながら支援していきます。

図表-13 地域での支えあい拠点



地域福祉推進主体ごとの役割 【 施策2 地域での支えあい拠点を増やします 】



市民一人ひとり（自助）

- 地域の福祉拠点がどこにあるかを調べてみる。
- 地区社会福祉協議会の役割について理解する。
- 地域でどのような福祉活動が行われているかを調べてみる。
- 各関係団体が実施する行事に積極的に参加してみる。
- 相談したいときや情報が欲しいときは、各地区社会福祉協議会の地域福祉相談窓口を積極的に活用する。



地域（共助）

- 身近にサロンとして活用できる場所や、気軽に集まれる場所がないか検討してみる。
- 地区社会福祉協議会の存在をPRする。
- 自治会、ボランティア団体、市民公益活動団体、福祉サービス事業者などと連携し、情報交換や情報提供などを行いながら、ともに地域福祉の問題解決を目指す。
- 高齢者、障がい、子育てなど、専門の相談員が活動しやすいように、地域の新しい情報などを伝える。
- 地区社会福祉協議会が中心となる地域での取り組みに協力する。



市（公助）

主な取り組み	主な内容
05) 活動拠点の整備と活用	<p>高齢者や障がい者、子育て中の人など、地域で安心して暮らせるよう、老人憩の家や子育てサロンなどの交流拠点の整備や既存資源の有効活用を図ります。</p> <p>自治会活動の拠点である集会所を整備し、地域活動がしやすい環境を整えていきます。</p>
<p>【参考事業】135 ページ参照 地域活動支援センターへの支援／自治会集会所整備に対する支援</p>	

<p>06) 地域福祉コーディネーター（相談員）の配置と相談体制の充実</p>	<p>地域福祉コーディネーターを専門員として配置します。 適切に相談を受付けることができるように、相談員のスキルアップ研修や講習会等を行い、資質の向上を図ります。 地域福祉コーディネーターによる相談事業の周知を図ります。 様々な課題の解決に向け、関係機関や団体との連携を強め、総合的な相談・福祉サービスの提供や支援を行います。</p>
<p>【参考事業】 135 ページ参照 地域福祉コーディネーターの配置／地域福祉コーディネーターの研修</p>	

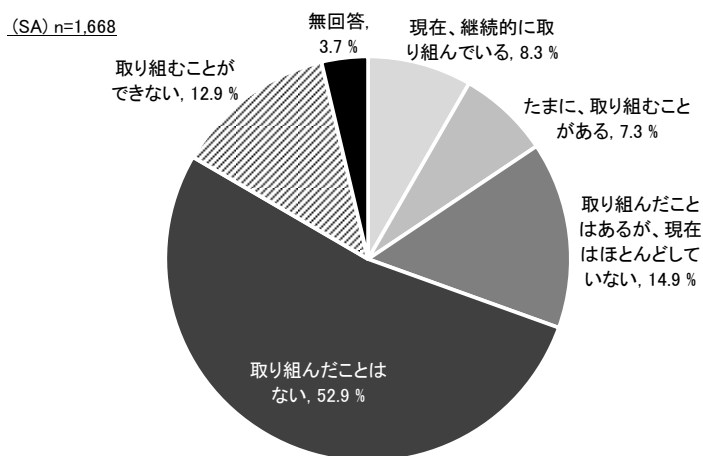
施策3 ボランティアなどの多様な担い手を増やします 《重点施策》

《現状と課題》

地域福祉を推進するためには、地域福祉活動を担う人材の育成が必要であり、より多くの市民が地域福祉の担い手であるという自覚を持てるように促すことが求められています。

市民アンケートでは、ボランティア活動や地域活動に「現在、継続的に取り組んでいる」、「たまに、取り組むことがある」、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」を合わせた『**取り組み経験がある**』は約3割となっています。

図表-14 ボランティア活動や地域活動の取り組み状況



また、今後、「積極的に、取り組んでいきたい」、「できるだけ取り組んでいきたい」、「機会があれば、取り組んでもよい」を合わせた6割弱の人が、何らかの形で地域活動やボランティア活動に『**取り組みたい**』という意思表示をしています。

本市では、このような市民のボランティア活動や地域活動への意欲の高まりを背景に、市民活動推進センターや社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、ボランティア活動の活性化に努めています。平成28年4月1日現在、市民活動推進センターに登録されている市民公益活動団体※は83団体となっています。

また、近年、民間事業者のほか、幾つかのNPO法人が市内にも登場し、新たな福祉サービスの担い手として活動を始めています。さらに人口構造で多数を占める団塊の世代の高齢者には、積極的に地域を支える主体的な役割が期待されています。

そのためには、これまで地域とのつながりが薄かった人たちが、積極的に地域活動に参加できるよう、地域との関係を再構築する必要があります。

《市民アンケートにおける意見》



- 時間に余裕があればボランティア活動などに参加したいが、どこに相談したらよいのかなどが詳しくわからない。
- ボランティア活動においてポイント制を設けて、ポイントごとにサービスが受けられる方法を考えてみては？若年層の人にもボランティア活動を行うきっかけになると思う。

《地区懇談会における意見》



- 若いボランティアの担い手の集め方を工夫する。
- 防犯のため草ぼうぼうの私有地の草刈りをしてあげたいが、制約がありそう。



《今後の方向性》

身近な地域での支えあいを推進していくためには、ボランティアなどの地域福祉活動を行う担い手を増やすとともに、ボランティア団体や老人クラブ、市民公益活動団体など、参加の受け皿となる組織の育成や活動の支援に取り組んでいく必要があります。

また、社会参加の意欲を持ちながら、地域との関わりに不慣れな市民一人ひとりの多様性や自発性を十分に尊重し、地域での活動に参加できるようなしくみづくりを、行政や社会福祉協議会、市民、市民公益活動団体、ボランティア団体等が連携して進めていきます。

なお、本施策は重点施策として、数値目標を掲げ、達成状況を検証していきます。

《数値目標》

目標とする指標	基準値 (H26)	目標値 (H32)
ボランティア活動や地域活動を経験した人の割合	30.5%	35.0%

地域福祉推進主体ごとの役割 【 施策3 ボランティアなどの多様な担い手を増やします 】



市民一人ひとり（自助）

- 身近な地域でどのような活動が行われているか調べてみる。
- 自分の経験や知識で、地域に役立つことがないか考えてみる。
- ボランティアや市民公益活動、地域活動などに積極的に参加してみる。
- ボランティアに必要な知識を身につけるため、講習会や研修会等に参加してみる。
- ボランティアセンターや市民活動推進センターの活動内容を把握する。
- 困ったことがあった時、ボランティアセンターに相談してみる。
- 地区社会福祉協議会の活動状況を把握する。



地域（共助）

- 「できるときに・できることを・気軽に」行うボランティア運動を展開する。
- ボランティア活動や市民公益活動等へ参加するきっかけづくりや啓発を行う。
- 地域のニーズを把握し、ボランティア講座や研修などへの参加を呼びかける。
- 地域でボランティアセンターの利用を呼びかける。
- 地域住民に、手軽なボランティア活動等への参加を呼びかける。
- 活動団体の連携を確保し、相互理解に努める。
- 地域で取り組める生涯学習活動を提案してみる。



市（公助）

主な取り組み	主な内容
07) ボランティア活動への多様な人々の参加促進や人材育成等の総合的な支援	<p>地域で必要とされているボランティア活動の情報提供やボランティア、市民公益活動、地域活動を希望している人をつなぐ窓口（ボランティアセンター、市民活動推進センター）を充実します。</p> <p>ボランティア活動や地域活動に取り組もうとしている市民を対象に、ボランティア活動への取り組み姿勢や意義、参加方法などについて育成支援を行います。</p> <p>市役所、児童センター、保育園などの福祉施設において学生のボランティアを受け入れ、地域の福祉活動に積極的に参加できる</p>

	<p>機会づくりに取り組みます。</p> <p>将来のボランティアの担い手である児童・生徒の福祉意識の醸成のため、ボランティア活動団体と連携し、夏休みのこども講座を開催したり、幼稚園、小・中・高等学校で青少年赤十字活動を実践するなど、小中学生・高校生がボランティアに参画しやすい環境をつくっていきます。</p> <p>健康増進課で育成している健康づくりボランティアについての周知やボランティア活動の研修等を行い、活動する人を増やしていきます。</p> <p>児童の預かり等の援助を希望する人と援助ができる人のコーディネートを行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に取り組みます。</p> <p>ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に関する情報収集・整理・提供、ボランティア活動への参加のきっかけづくり、活動に役立つ学習・情報交換などの場を設け、ボランティア活動が活発に展開されるよう、支援します。</p>
<p>【参考事業】⇒136 ページ参照 ボランティアの活動しやすい環境づくり／市民に対する啓発の推進／ボランティアの育成と連携機能の強化／健康づくりボランティア育成事業／子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）／ボランティアセンター事業／地区社会福祉協議会の活動</p>	
<p>08) 市民活動の支援</p>	<p>市民活動推進センターが中間支援組織的役割を担いながら、地域の多様な主体（市民公益活動団体や市、ボランティアセンター、自治会、学校、企業等）の特性を生かした連携を積極的に推進します。</p>
<p>【参考事業】⇒136 ページ参照 市民活動推進センター</p>	
<p>09) 生涯学習機会の拡充</p>	<p>多様化する生涯学習ニーズに対応するため、関係機関との連携を図りつつ、公民館活動やスポーツ活動、社会福祉センターにおける各種活動等の充実を進めます。</p> <p>受講者一人ひとりが、学習活動を通して生きがいを持てるよう支援します。</p>
<p>【参考事業】⇒137 ページ参照 社会福祉センターの活用／成人講座、ふれあいまつりなどの学習センター主催事業／かまがやまなびい大学※</p>	

<p>10) 高齢者の持つ知識や技能を活かす場の提供と活動団体の育成</p>	<p>シルバー人材センター※への支援を推進します。 保育園による高齢者交流保育事業（通称おじいちゃん先生事業）を実施します。 高齢者の学校教育や生涯学習活動における講師としての活用を促進します。 老人クラブや高齢者の自主活動グループ、ボランティア団体など、市民の社会参加の受け皿となる組織や活動の育成を図ります。</p>
<p>【参考事業】⇒137 ページ参照 シルバー人材センターへの支援／世代間交流の充実／高齢者の社会参加と地域における支えあい体制づくり／活動希望団体への助言／老人クラブへの支援（再掲）</p>	



**ちよいポラの会(東部地区社会福祉協議会)
 なんぶ孫の手会(南部地区社会福祉協議会)**

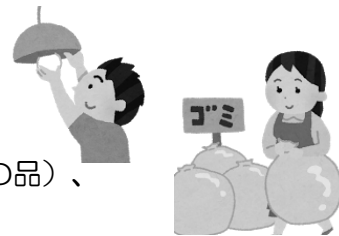
【実施主体】社会福祉協議会

日々の生活の中で、手助けを必要とする人に対して、住民同士がともに助け合い、思いやりのある住民自治組織の中で、住みよい地域、住みよいご近所をめざし、助け合いなどを行なっています。

【対象者】ひとり暮らしの高齢者、または二人とも高齢、もしくは手助けを必要とする人。

【サービス（活動）の内容】

電球の取替え、粗大ごみの搬出、ごみ出し、家具の移動、買い物（近くのスーパーで少額の品）、市役所への書類の提出、話し相手など。



【利用料金】原則として無料。但し、電球を購入するなど、必要な経費は自己負担。

【サービスを利用したい時】事務局へ電話、またはFAXで申し込む。

【ボランティアになる資格】この事業の趣旨に賛同し、東部地区、南部地区内に居住している人。

【登録者】東部地区 71 名（ごみ出し、話し相手等 316 件 26 年度）
 南部地区 30 名（ごみ出し、施設ボランティア活動等 506 件 26 年度）

【連絡先】東部地区社会福祉協議会 東道野辺 4-9-50（東部学習センター内）
 電話・FAX 047-442-5141
 南部地区社会福祉協議会 道野辺 61（南部公民館内）
 電話・FAX 047-442-5143

ボランティアセンター

【実施主体】社会福祉協議会



ボランティアセンターでは、高齢者や障がいのある人などに対し、必要に応じて、各種ボランティアを派遣しています。

また、ボランティア活動を始めたい、ボランティア団体等の情報を知りたい、ボランティアを頼みたいなど、ボランティアに関する相談を行うとともに、ボランティア養成講座の開催や、ボランティアの育成・支援に努めています。

平成27年12月現在、センターには26グループとグループに登録していない個人の約1,200人のボランティア登録があり、それぞれの分野で活動しています。

ボランティアセンターに行ってみよう!!

ボランティアって? どうすれば参加できるの? どんなものがあるの?

ボランティアセンターでは、福祉に關するボランティア活動の推進を行っています。ボランティアに興味がある、はじめてみたい、どうすればよいかわからないという方、ボランティアセンターへお問い合わせください。

ボランティアとは?

- 1 自主性・自発性**
他からの強制ではなく、自分の意志で行うことです。
- 2 公共性・連帯性**
誰もがいきいきと豊かに暮らしていけるようにお互い支え合い学び合うことです。
- 3 無償性**
お金では得られない出会い、発見、喜びが得られます。
- 4 活動原則**
- 5 創造性・先駆性**
今、何が必要とされているのかを考えながら、よりよい社会をつくることです。

ボランティア活動の心得

- 興味や関心のある身近なことからはじめてみよう
- 無理をしない!
- 約束・ルールは必ず守ろう!
- 相手や関係者の立場を尊重しよう!
- 保険にご加入下さい!

ボランティア募集

● 病院ボランティア
活動場所: 鎌ヶ谷総合病院 鎌ヶ谷市柳屋 909-6
活動日: 月曜-土曜 (祝日を除く)
活動時間: 午前9時-11時 (8時30分集合)
活動内容: 受付案内、病室案内、診察待ち、薬の準備など
その他: ボランティアさんが戸惑わないよう、活動内容を事前に解説するボランティアセッションを行います。月に数回1時間の活動でも大丈夫です。病院で使用するエプロンをご用意いたします。

● とまとはうすボランティア
活動場所: 鎌ヶ谷市総合福祉センター-2階
とまとはうす
活動日: 月曜-土曜 (祝日を除く)
活動時間: 9時-14時①11時-15時30分
活動内容: パンを焼いたり、コーヒを入れるなど
活動の準備と片付け
その他: エプロン、手拭き、とまとはうすで使用します。月に数回の活動でも大丈夫です。

ボランティアQ&A

特別な知識や技術は必要ありません。あなたの趣味や特技、知識や経験を活かせる活動を一緒に考えます。

ボランティアをはじめたいのですが、どうしたらよいのでしょうか?

自分に合った活動に出会うため、興味のある団体やグループでのボランティア体験をお勧めします。

すでにある団体やグループの活動に参加する、個人で活動する方法があります。はじめてよいのは、すでにある団体やグループの活動に参加する方法です。

集めています

ボランティアグループや講座で使います。ご協力お願いします。

- ウェス用布(使用済みの綿のシャツやゆわいたハンカチ)
- 花の種や種
- アクリル毛糸
- 使用済みの切手など

災害ボランティア活動保険(天災タイプ)更新のご案内

平成25年度の活動保険は平成26年3月31日をもって保険補償期間が満了になります。継続される方は、3月末から受付を開始します。

毎週月曜日から金曜日まで
午前9時～午後4時

社会福祉協議会内
ボランティアセンター

問い合わせ
TEL 047(442)2940
FAX 047(446)4545

年3回発行しているボランティアセンター通信



鎌ヶ谷おもちゃの図書館「あ・そ・ぼ」



車いす点検整備ボランティアの会

基本目標 2

必要な相談・情報・支援が得られるしくみを推進します

現在、本市では様々な福祉政策を実行していますが、その範囲は、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援をはじめとして、非常に多岐の分野に及んでいます。

そして、この福祉サービスが、必要としている人のもとに、100%確実に届くようにしなければなりません。

福祉サービスを本当に必要としている人に利用してもらうためには、よりきめ細かな情報の提供や地域の身近なところで相談できる体制を整えていく必要があります。

基本目標2では、必要な相談・情報・支援が得られるよう、情報提供の充実、相談体制の充実を図ります。

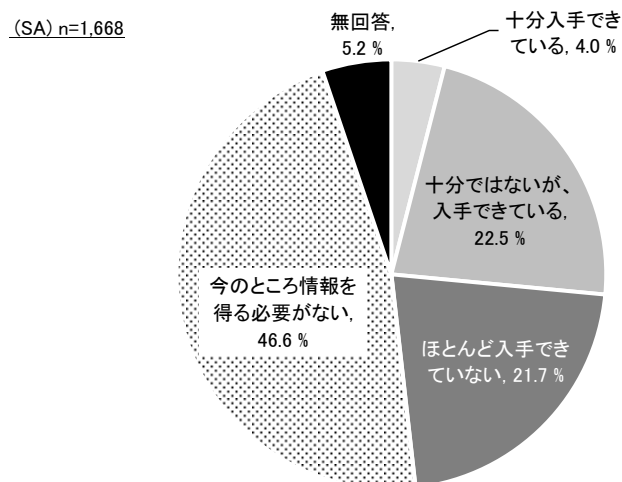
また、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する支援を行っていきます。

施策4 身近な相談支援体制を充実します

《現状と課題》

市民アンケートでは、「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているかについては、「今のところ情報を得る必要がない」が46.6%で最も回答割合が高く、以下「十分ではないが、入手できている」が22.5%、「ほとんど入手できていない」が21.7%と続いています。

図表-15 福祉サービスに関する情報の入手状況



さらに前問で「十分ではないが、入手できている」または「ほとんど入手できていない」と回答した人に、十分な情報を得られなかった時、問題をどのように解決したかについて複数回答で質問した結果、「市役所の窓口や民生委員等、公的な機関に相談した」が40.8%で最も多く、以下「知人や友人に相談した」が27.9%、「家族や親類の間で解決した」が23.6%と続いています。この結果は、問題発生時の最終的な受け皿として、市の相談窓口や民生委員児童委員が大きな役割を果たしていることを示しています。

現在、本市では、関係各課による市民相談事業（法律相談、行政相談、人権擁護、女性のための相談、就学相談など）を行っているほか、高齢者に関しては、地域包括支援センターや在宅介護支援センターで相談を受けています。

障がいのある人や家族などからの相談に対しては、それぞれが抱える課題に柔軟に対応できるよう、各種相談員につなぎ、関連する部署と連携し相談窓口体制の強化を図っています。

また、子育て支援については、児童センターや保育園での相談体制の充実を図るとともに、子育て支援センターを設置し、子育てに関する冊子の発行や子育て子育て支援サイト「かまっこ応援団」を開設し、子育てに特化した情報を発信するなど、子育てに関する相談や情報提供に努めています。

しかし、市民アンケートの結果は、このような公的相談窓口への期待を示しているとともに、公的な福祉サービスを利用することへのためらいを感じている人が少なからずいることも示しています。

地域には、障がいのある人、心の悩みを抱えている人、認知症の人、生活が困窮している家庭などがあります。これらの多様な問題に対し、適切な相談に応じることができるよう、相談窓口の周知及び相談に応じる人材の育成を図る必要があります。

《市民アンケートにおける意見》



- プライバシーの保護を最優先にしつつも、話を聞くことが大事だと思います。話を聞くうちに、悩みや困っていることがわかってくると思います。
- 実際に困った時に情報がどこで得られるのか？その窓口がどこなのかなど、身近なところで聞けると安心。また、地域の活動などもまわりの人に知ってもらうことが重要だと思います。

《地区懇談会における意見》



- ・相談できる窓口があってもなかなかそこまでたどりつかない。
- ・身近な問題を話し合うため、常に開放的な自治会施設や店舗の休憩施設が大切。



《今後の方向性》

地域での身近な相談窓口である児童センターや保育園、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどをはじめ、各地区社会福祉協議会の「地域福祉相談窓口」を充実させ、相談事業の周知を図っていきます。

また、各種福祉サービスの紹介や地域での日常的な見守りなどの活動につなげることができるよう、関係機関や団体との連携をとりながら、総合的な相談・福祉サービスの提供や支援を行っていきます。

地域福祉推進主体ごとの役割 【 施策4 身近な相談支援体制を充実します 】



市民一人ひとり（自助）

- 福祉の各種サービス（制度）や各地域で開設している相談窓口を有効に活用する。
- 身近に困っている人がいれば相談窓口や民生委員児童委員、地区ふれあい員などへ連絡する。
- 市広報や自治会回覧板などを確認する。
- 高齢者、障がい者・児、子育てや教育等を対象としている相談窓口を把握しておく。
- 悩みを一人で抱え込まない。



地域（共助）

- 公共の相談窓口には地域の実情等を報告する。
- 地区社会福祉協議会の地域福祉相談窓口をはじめ、民生委員児童委員、地区ふれあい員など地域で相談支援活動を行っている人の周知を図る。
- ひとり暮らしの高齢者など相談窓口に行けない高齢者を訪問する。
- 相談窓口に行くことができない障がい者を訪問したり、窓口への橋渡しをする。
- 心配ごと相談の利用を呼びかける。



市（公助）

主な取り組み	主な内容
11) 様々な相談窓口の周知	<p>総合福祉保健センターに様々な健康福祉部門を設置していることから、関連する部署と連携しながらワンフロアーで済ませられる相談窓口体制を整えていきます。</p> <p>相談窓口一覧の配布や、市ホームページや子育て子育て応援サイト、市広報等により目的の相談窓口へたどり着きやすい工夫を行うなど、相談窓口の周知を図ります。</p> <p>社会福祉協議会で実施している心配ごと相談と、心の相談の周知を図ります。</p> <p>障がいのある人に対しては、障がい者相談員についての周知を図り、相談の利用を促します。</p> <p>高齢者に対しては、地域包括支援センターが相談窓口となり、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの適切な制度の利用につなげます。</p>
<p>【参考事業】⇒138 ページ参照 相談窓口の周知／健康相談事業／心配ごと相談、心の相談事業／高齢者の虐待防止など権利擁護の取り組みの推進</p>	
12) 高齢者の相談支援体制の充実	<p>地域での身近な相談窓口である地域包括支援センターでは、健康・医療・福祉に関する総合的な相談窓口として適切に対応し、相談体制の強化を図ります。</p>
<p>【参考事業】⇒138 ページ参照 総合相談支援業務／地域包括支援センター</p>	
13) 子育ての相談支援体制の充実	<p>子育て支援コーディネーター※を配置し、子ども及びその保護者などに対して、教育・保育施設（幼稚園・保育園など）や地域の子育て支援事業等を円滑に利用することができるように情報提供や助言を行います。</p> <p>妊娠中の保健指導、各種教室の紹介、必要な場合は、関係機関へ繋がります。</p> <p>発育や病気のこと、食事のこと、お子さんや親の健康に関する相談を受けられるよう健康相談や訪問を行います。</p> <p>児童センターや保育園に従事する保育士等が子育てに関する不安や悩みの解消を図るとともに、子育てに関する情報提供を行います。</p> <p>子育て支援センターにおいて、子育てアドバイザーが随時、電話相談等で子育て家庭全般に関する相談や子育てに関する情報</p>

	<p>提供を行います。</p> <p>幼稚園児、小学生及び中学生を持つ親の相談窓口として、各幼稚園、学校の先生やスクールカウンセラーによる相談体制の充実を図るとともに、市役所内にこども総合相談室を設置し、市役所へ来庁した相談者の利便性に配慮します。</p> <p>こども総合相談室では、18歳未満の子どもと家庭に関する身近な子育ての相談から児童虐待等深刻な相談まで、総合的に対応します。</p> <p>こども発達センターでは、子どもの発達状況、問題、特徴等を総合的にとらえ、安心して子育てができるように各専門職が支援します。</p>
<p>【参考事業】⇒138 ページ参照 利用者支援事業の実施／妊産婦に対する訪問・相談／子どもに対する訪問・相談／こどもの教育に関する相談の実施／家庭児童相談室／児童センター・保育園による相談事業／子どもの発達に関する相談の実施</p>	
<p>14) 障がいのある人の相談体制の充実</p>	<p>本人や家族からの相談に対して、それぞれの抱える課題に柔軟に対応できるよう、障がい福祉に関連した相談窓口の強化を図ります。</p> <p>専門的な相談が必要な場合は、障がい者地域自立支援協議会※の活用や中核地域生活支援センター※との連携により効率的で効果的な相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者・児を対象とした基幹相談支援センターの設置に向けた検討及び相談支援員のスキルアップを図ります。</p> <p>こころの健康や精神疾患についての相談をしたい人を対象に、必要な支援や助言を行います。</p> <p>こども発達センターののびのびルームでは、就学前の心身の発達に心配のある子どもに対し、通所で支援します。</p>
<p>【参考事業】⇒139 ページ参照 障がい者相談支援事業／精神保健相談／児童発達支援（のびのびルーム）</p>	



鎌ケ谷市障がい福祉マップ(市内にある援護施設)

【担当課】障がい福祉課

鎌ケ谷市障がい福祉マップは、障がいのある人々が市内の福祉サービスを気軽に使って、充実した生活を送ることができるようにという思いから作られました。

障がい福祉サービス利用の流れや相談できるところの一覧、市内にある障がい者福祉施設・事業所等を地図にしています（平成26年11月1日現在、了承が得られたところのみ掲載）。

このマップを作成した鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会（サービス部会）は、障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として設置し、活発な意見交換が行われています。

鎌ケ谷市 障がい福祉マップ

このマップは、障がい等のある方々が市内の福祉サービスを気軽に使って、充実した地域生活を送っていただけるよう作られました。

障害福祉サービス利用の流れ

サービスを利用したい
ヘルパーを頼みたい。日中どこかに通いたい、
外出時の支援がほしい、などなど。

↓

障がい福祉課や相談事業所に相談

↓

聞き取り調査

↓

障害支援区分の認定
※区分が必要ないサービスもあります

↓

サービス等利用計画の作成（必須）
※但し★マークのところは計画不要

↓

サービスの支給決定

↓

受けたいサービスを提供している
事業所と契約

↓

開始利用

相談できるところ

鎌ケ谷市障がい福祉課
TEL 047-445-1141

- ①サポートネット鎌ケ谷
(一般相談・サービス等利用計画作成 精知)
(NPO)千葉精神保健福祉ネット
中央 1-16-40
TEL/FAX 047-443-9850
- ②あきもと相談支援センター
(サービス等利用計画作成 精知身)
(区)梨香会
初富 808-454
TEL/FAX 047-445-1736
- ③なしねっと
(一般相談・サービス等利用計画作成 知)
(社福)南台五光福祉協会もくせい園
中沢 311-1
TEL 047-443-3408 FAX 047-444-1748
- ④みちる園
(サービス等利用計画作成 精知身見)
(社福)優幸会
佐津間 1113-3
TEL 047-444-7709 FAX 047-401-0995
- ⑤青空みなみかぜ
(サービス等利用計画作成 精知身)
(NPO)青空の会
東中沢 4-4-11 TEL/FAX 047-442-4010
- ⑥鎌ケ谷市子ども発達センター
(サービス等利用計画作成 児)
新鎌ケ谷 2-6-1 (総合福祉保健センター5階)
TEL/FAX 047-445-3230

◇八千代地域生活支援センター
(地域活動I型・サービス等利用計画作成・相談 精知身見)
(社福)栄寿会
八千代市大和田 322-18
TEL 047-481-3555 FAX 047-485-3553

◇障がい者就業・生活支援センター
あかね園 (就業に関する相談)
(社福)あひるの会
習志野市茜浜 3-4-5
TEL 047-452-2715 FAX 047-452-2693

掲載場所:市ホームページ>各課ページ>障がい福祉課>関連リンク

図表-16 主な困ったときの相談窓口 市役所電話番号 047-445-1141 (代表)

分野	相談内容	受付時間等	問い合わせ(電話番号)
こころとからだ・アルコール関連問題	精神保健福祉相談	月～金 8:30～17:00	445-1405 健康増進課 445-1307 障がい福祉課
	心の相談	月・金(要予約) 9:30～15:00	444-6921 社会福祉協議会
	一般健康相談	月～金 8:30～17:00	445-1405 健康増進課
	酒害相談	随時	443-2557 鎌ケ谷断酒新生会(会長宅)
消費生活・多重債務	消費生活相談 (多重債務相談も対応)	月～金(要予約) 10:00～12:00 13:00～16:00	445-1246 消費生活センター (市役所/商工振興課)
仕事	職業紹介	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00	445-1240 わーくプラザ鎌ケ谷 (市役所/無料職業紹介所)
法律	法律相談 (弁護士在室)	第1～第4火(要予約) 13:00～17:00	445-1252 市民活動推進課
	交通事故相談 (県交通事故相談員在室)	第3金(要予約) 10:00～15:00	
人権	人権擁護相談	第2木(要予約) 13:00～15:00	445-1277 男女共同参画室
女性	女性のための相談	水(要予約) 9:30～12:30 13:30～14:30	
子ども・青少年	子育て相談	火～土 9:00～17:00	441-8905 子育て支援センター (中央児童センター内)
	家庭と児童の相談	月～金 9:30～16:00	445-1349 家庭児童相談室
	教育相談	月～金 9:00～16:00	445-4953 ふれあい談話室 (まなびいプラザ2階)
	就学相談	月～金(要予約) 9:00～17:00	445-1518 学校教育課指導室
	非行に関する相談	月～金 9:00～16:00	445-4307 青少年センター (まなびいプラザ1階)
ひとり親家庭	ひとり親家庭の自立相談	月～金 9:30～16:00	445-1349 家庭児童相談室
高齢者	介護相談	月～土 9:00～17:00	446-7873 初富地域包括支援センター
		月～土 8:30～17:00	441-2007 西部地域包括支援センター
		月～金 9:00～18:00	441-7370 南部地域包括支援センター
		月～金 8:30～17:00	445-1384 高齢者支援課
障がい者・児	知的障がい相談	9:00～17:00	443-3408 なしねっと、または各知的障がい者相談員
	精神障がい相談	月～金 9:30～16:30	443-9850 サポートネット鎌ケ谷
	身体障がい相談	月～金 8:30～17:00	445-1307 障がい福祉課、または各身体障がい者相談員
生活全般	生活にお困りの方の相談	月～金 8:30～17:00	445-1298 社会福祉課
	心配ごと相談	水 10:00～14:00	444-6921 社会福祉協議会
ボランティア・市民公益活動	ボランティア相談	月～金 9:00～16:00	442-2940 ボランティアセンター (社会福祉協議会)
	市民公益活動相談	火・金 9:00～12:00 13:00～17:00	401-0891 市民活動推進センター
子ども・障がいのある人・高齢者などを対象としたワンストップの総合相談と権利擁護の活動拠点(県委託事業)		9:00～18:00 時間外は転送電話で相談可。	047-487-2941 中核地域生活支援センター(なかまネット)

施策5 生活困窮者の自立支援をすすめます（新規）

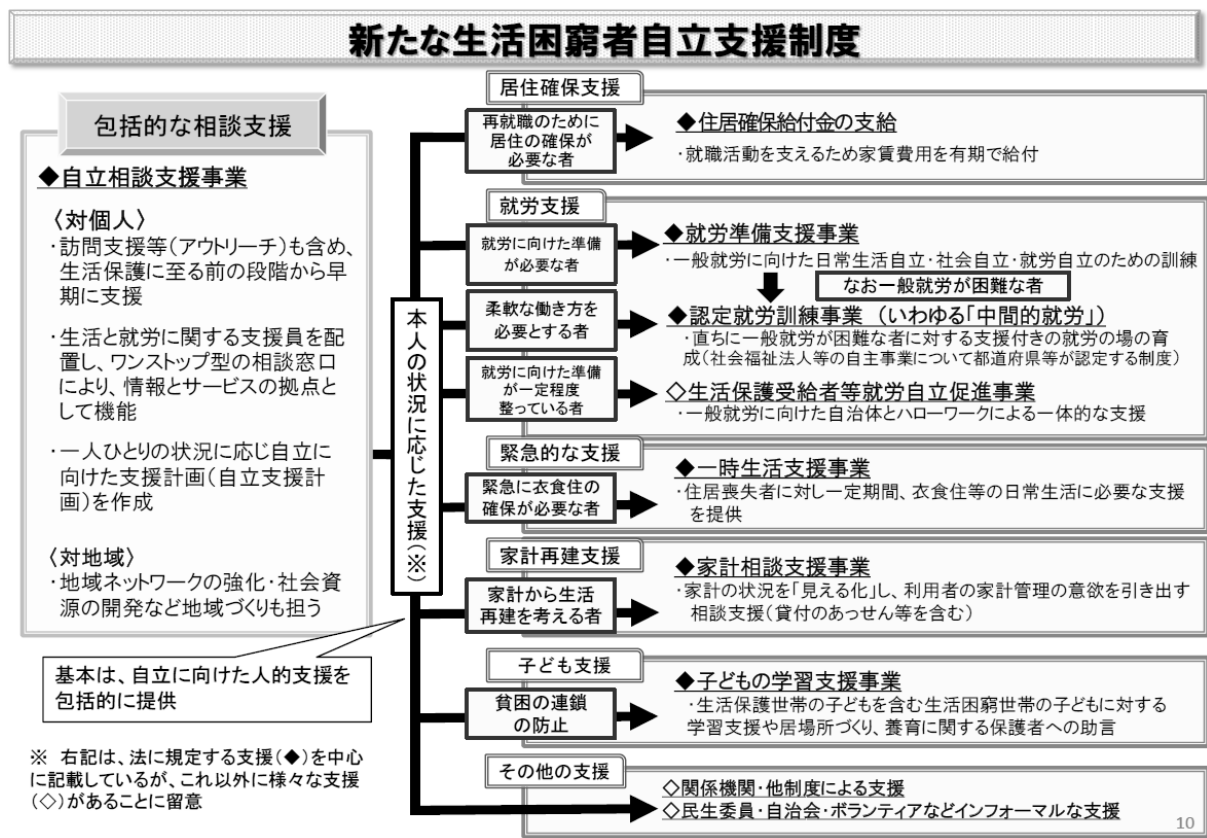
《現状と課題》

雇用環境が流動化するとともに、所得の格差が拡大し、総合的に貧困者層が増大しています。国ではこのような状況に対応するため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）を施行しました。

法では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずるよう規定しています。

法の施行に伴い、市町村は、必須事業として自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を行うとともに、任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業及び学習支援事業の実施が求められています。

図表-17



資料:生活困窮者自立支援制度ホームページ(厚生労働省)

《市民アンケートにおける意見》



- 経済的に困っている人のためのヘルプ受付窓口及びその内容の掲示板（ホームページ等）を設置してほしい。

《地区懇談会における意見》



- 近所の生活困窮者と思われる方のごみ出しの手伝いや困りごとの相談、情報提供をしている。



《今後の方向性》

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に、「自立相談支援事業」と「住居確保給付金の支給」を引き続き実施します。

生活支援相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせて、本人の同意により支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら、他の機関と連携し、自立に向けた支援を行います。

また、平成 28 年度から就労準備支援事業及び学習支援事業の実施を予定しています。就労準備支援事業は、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な生活訓練や社会訓練を実施し自立に向けた支援をします。学習支援事業は、貧困の連鎖を防止するため勉強を教えることだけでなく、居場所の提供を通じて日常生活習慣の形成や社会性の育成を促進します。

今後は、その他（家計相談支援事業等）の実施についても検討していきます。

地域福祉推進主体ごとの役割 【 施策5 生活困窮者の自立支援をすすめます 】



市民一人ひとり（自助）

- 生活に困ったらひとりで悩まず、誰かに相談してみる。
- 困っている人がいたら、市の生活支援相談窓口を紹介する。



地域（共助）

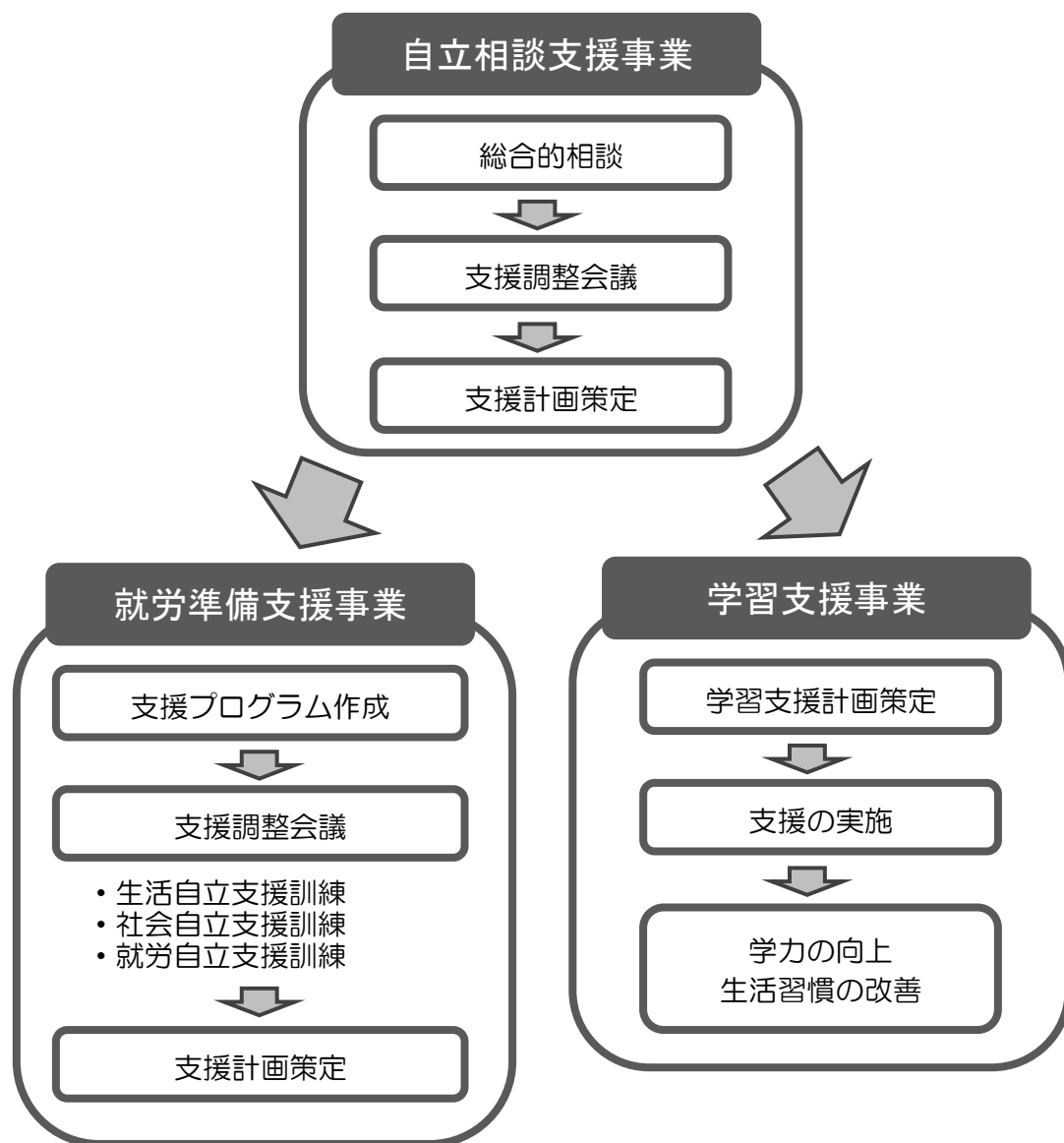
- 周囲に生活が困難な状況にある人がいないか地域で見守る。
- 近隣住民等の異変に気付いたら、なるべく早く市の相談窓口連絡する。



市（公助）

主な取り組み	主な内容
15) 生活困窮者への自立支援	<p>直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上を図るため、生活訓練や社会訓練を実施し自立に向けた支援をします。</p> <p>生活困窮家庭の子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。</p>
<p>【参考事業】⇒139 ページ参照 自立相談支援事業／住居確保給付金の支給／就労準備支援事業／学習支援事業</p>	

図表-18 生活困窮者自立支援事業における支援プロセス



●どんな人が相談できるの？

「働きたくても仕事がない」「家族介護のために仕事ができない」など様々な事情で生活にお困りの方が対象です。家族や友人・知人からの相談を受け付けています。年齢制限はありません。相談にかかる費用は無料です。

●どこに相談すればいいの？

健康福祉部社会福祉課内の「生活支援相談窓口」で受け付けています。

施策6 地域福祉に関する広範な情報提供をすすめます

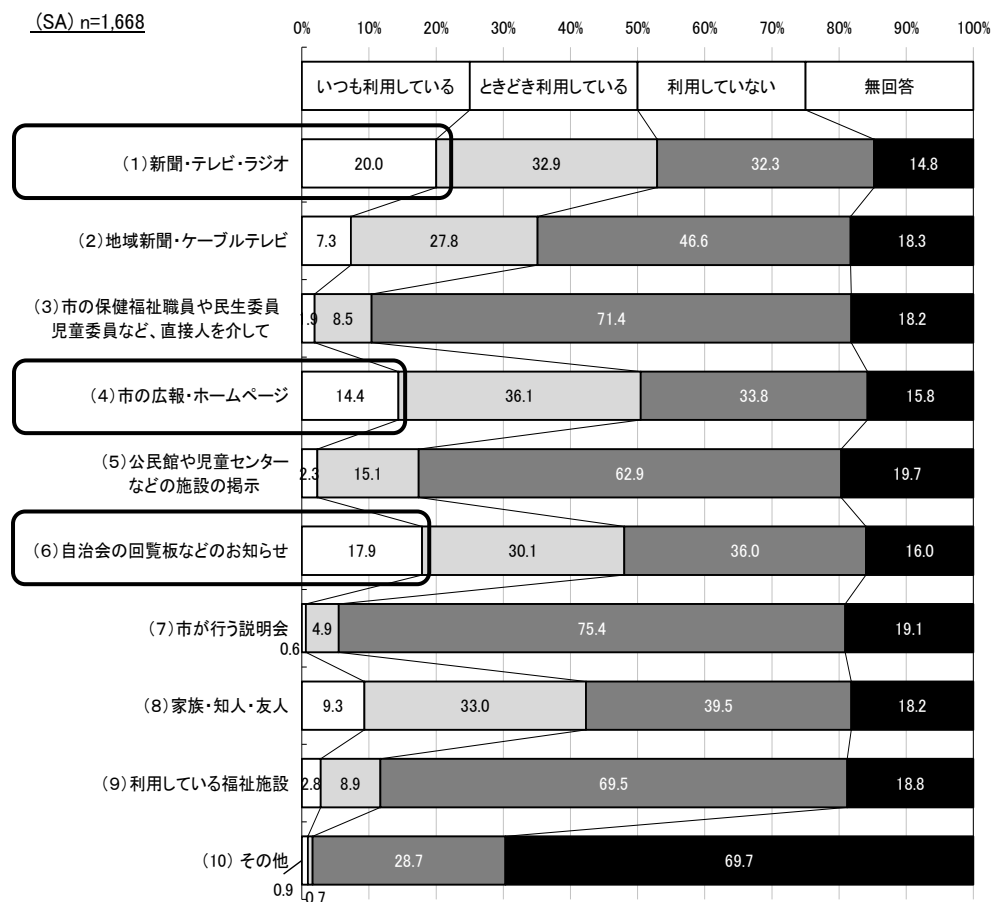
《現状と課題》

必要なときに、必要な人に、必要としているサービスの情報が届くことは、地域で安心して暮らしていくためにはとても大切なことです。

現在、本市では、広報かまがや、社協だより、地区社協だより、自連協ニュースなどが定期的に発行され、新聞折込みや自治会配布、公共施設配布などの方法で各世帯に届けられており、さらに市や社会福祉協議会のホームページにより豊富な情報が提供されています。

市民アンケートでは、「福祉サービス」に関する情報入手手段で、「いつも利用している」という回答の割合が高いのは「新聞・テレビ・ラジオ」で、以下「自治会の回覧板などのお知らせ」、「市の広報・ホームページ」と続いています。市の情報媒体が一定の役割を果たしていることは認められる結果ですが、必ずしも十分な状況にあるとはいえません。

図表-19 福祉サービスに関する情報の入手手段



また、支援を必要とする人からは、「地域に密着した健康福祉情報が欲しい」、「介護や子育てをしている人同士が気軽に集まり情報交換をする場所が欲しい」などの意見が寄せられており、地域密着型の情報に加え、**直接顔を合わせる**ことでコミュニケーションがとれる双方向型の情報提供が求められています。

《市民アンケートにおける意見》



- まずは、正確な状況を皆で情報共有すること。鎌ケ谷市は何が優れ、何に困り、何を（何から）解決すべきかをきちんと整理し、具体的な情報を市民に伝えて下さい。

《地区懇談会における意見》



- 自治会回覧をなるべく手渡しにしている。加入していない人にも情報を提供している。



《今後の方向性》

福祉に関する情報を必要としている市民に、必要な情報が届く体制づくりをさらに進めるとともに、既存の健康福祉情報を整理し、市民に届きやすい方法で情報を提供していきます。

また、地域密着型の情報の収集と提供を行うため、地区社会福祉協議会の「地域福祉相談窓口」の周知を図り、身近なところで必要な情報を提供できるよう整えていきます。

地域福祉推進主体ごとの役割 【 施策6 地域福祉に関する広範な情報提供をすすめます 】



市民一人ひとり（自助）

- 健康福祉の各種制度への関心を高める。
- 広報紙や自治会回覧板、各種機関紙、各種制度や事業案内のチラシやパンフレットなどを確認する。
- 市のホームページや社会福祉協議会のホームページなどにより情報収集を行う。
- 知りたい情報があれば、各地域の公民館や児童センター、地区社会福祉協議会などの施設や市役所を活用する。



地域（共助）

- 地域で事業を行っている介護、福祉、医療サービス事業所は、健康福祉サービスに関する情報提供を行う。
- 地域における身近な相談支援活動を行う地区社会福祉協議会、民生委員児童委員や地区ふれあい員などによる情報提供や活動支援を推進する。
- 地域活動を通じて、健康福祉に関する情報交換を行う。
- 市主催のかまがやまなびい大学に講師の派遣を依頼する。



市（公助）

主な取り組み	主な内容
<p>16) 情報発信の強化</p>	<p>市の広報紙や市ホームページ、その他、市で発信している多様な広報媒体の充実を図ります。</p> <p>特に、市の広報紙については、声の広報（広報紙を朗読したCD）の普及を図るとともに、誰にでも分かりやすい色使い（カラーユニバーサルデザイン）に配慮するなど、より読みやすい紙面となるよう努めます。</p> <p>また、子育て世代の多様な情報要求に応えるとともに、高齢者や障がい者など、誰もが簡単に市の情報を入手できるよう、市ホームページに、総務省策定の「みんなの公共サイト運用モデル※」に準拠したシステムを導入することにより、高齢者や障がい者等にやさしい情報環境の向上を図り、より多様で魅力的な行政情報やイベント情報等を迅速に提供します。</p> <p>健康福祉情報サイト「健康ふくしネットかまがや」により、赤ちゃんから子ども、障がいのある人、高齢者まで、地域に密着した様々な情報を発信します。</p>
<p>【参考事業】⇒140 ページ参照 多様な広報媒体の活用／広報紙等の充実／市ホームページリニューアル事業</p>	
<p>17) 地域活動や学習活動を通じた直接的な情報提供手段の模索</p>	<p>市が運営する各種講座や教室、生涯学習活動などの情報を、直接市民に伝える機会を通じて、フェイス・トゥ・フェイス※での福祉教育に力を入れていきます。</p> <p>直接的な情報伝達機会となる講座や講習会、イベント等をより多く実施します。</p> <p>多様化する生涯学習ニーズに対応するため、関係機関との連携を図りつつ、公民館活動やスポーツ活動、社会福祉センターにおける各種活動等の充実を進めます。</p> <p>受講者一人ひとりが、学習活動を通して生きがいを持てるよう支援します。</p> <p>地域の日常的な活動や行事の中で、高齢者や障がいのある人、子どもたちが自然な形で触れ合う機会を増やすなど、啓発を図っていきます。</p>
<p>【参考事業】⇒140 ページ参照 高齢者生涯学習／成人講座、ふれあいまつりなどの学習センター主催事業（再掲）／かまがやまなびい大学（再掲）／社会参加促進事業</p>	



健康福祉情報サイト「健康ふくしネットかまがや」の開設

(<http://www.fukushinet-kamagaya.jp/>)

【担当課】社会福祉課

平成 24 年 12 月に開設された「健康ふくしネットかまがや」は、平成 24 年度市民提案協働モデル事業により、NPO 法人かまがや地域情報の窓と協働で開設しました。

改訂版の基本目標の 1 つであった「必要な時に、必要な人に、必要な福祉とサービスの情報提供の推進」により、地域で安全安心に暮らしていくために、赤ちゃんから子ども、障がいのある人、高齢者まで、地域に密着した健康福祉や高齢者福祉、介護、子育てなどに関する様々な情報を発信しています。





子育て子育て応援サイト「かまっこ応援団」による情報提供 (<http://kamakko.info/>)

【担当課】 こども支援課

「かまっこ応援団」は、地域の子育て家庭を応援し、子育てに特化した情報を発信していくことを目的として、開設しています。

「かまっこ応援団」は、子育てに関する情報、児童センター等の行事予定、子育てに関する諸手続き及び届出事項、子育て関連施設等のマップなどがスマートフォンや携帯電話からも見られるようになっています。

また、平成27年度からは、子育て支援コーディネーターによるブログ形式の情報発信を始めるとともに、かまがや子育て応援アプリ（予防接種管理アプリ）と連携し、新着情報を発信した際にプッシュ通知を行い、積極的な情報提供をしています。



鎌ヶ谷市子育て応援サイト
「かまっこ応援団」のキャラクター

かまっこ応援団のキーワードである「のんびり、あせらず、ゆったりと」をイメージした、のんびりとしたカメの親子です。

子育てを行う際にも、パパやママ達がゆとりをもって、決して焦らず、楽しみながら行うことで、子どもたちがのびのびと、思いやりを持てるように育つことを願っています。

基本目標3

安全で安心して暮らせるしくみを推進します

安全で、安心して暮らすことは、私たちの生活の基盤であり、地域福祉にとっては前提条件となるものです。しかし、自然災害や犯罪行為による災難は、いつ起こるか予測が難しいものであり、すべてを未然に防止することは困難です。人の手による犯罪行為については、まだしも未然の予防が可能ですが、自然災害については、未然の予防は非常に困難です。

それでも私たちに求められていることは、災害が起こった場合に想定される事態に備えることであり、その未然の備えを手厚くすることであるといえます。

基本目標3では、このような自然災害や犯罪に備えた取り組みを推進していきます。

施策7 避難行動要支援者への支援をすすめます《重点施策》

《現状と課題》

災害が発生した時、より被害を受けやすく、避難に手助けを必要とするのは、障がいのある人や高齢者、また乳幼児や児童など、災害弱者といわれる人々です。

国（内閣府）では、これらの人々を「避難行動要支援者」と規定して、避難行動支援に関する取組指針を平成25年8月に策定しました。これは、平成25年6月に施行された災害対策基本法に基づくもので、単独での避難行動が困難と思われる人を対象とした避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

また、消防機関、自治会、民生委員児童委員、自主防災組織等の避難支援関係者との情報共有の方法及び避難所における食料、衣料、医薬品、その他の生活関連物資の配布や保健医療サービスの提供等について規定されています。

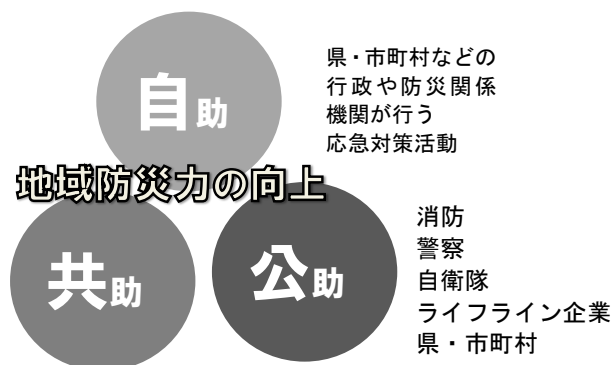
図表-20 災害による被害を少なくする地域を実現するための自助・共助・公助

自分の身は自分で守る

命、家族、財産
（住宅耐震化、家具等固定、
非常持出品、備蓄食料等）

自分たちの地域は 自分たちで守る

隣、近所、
自主防災組織
（パール、ジャッキ共同購入等）
避難行動要支援者の避難支援

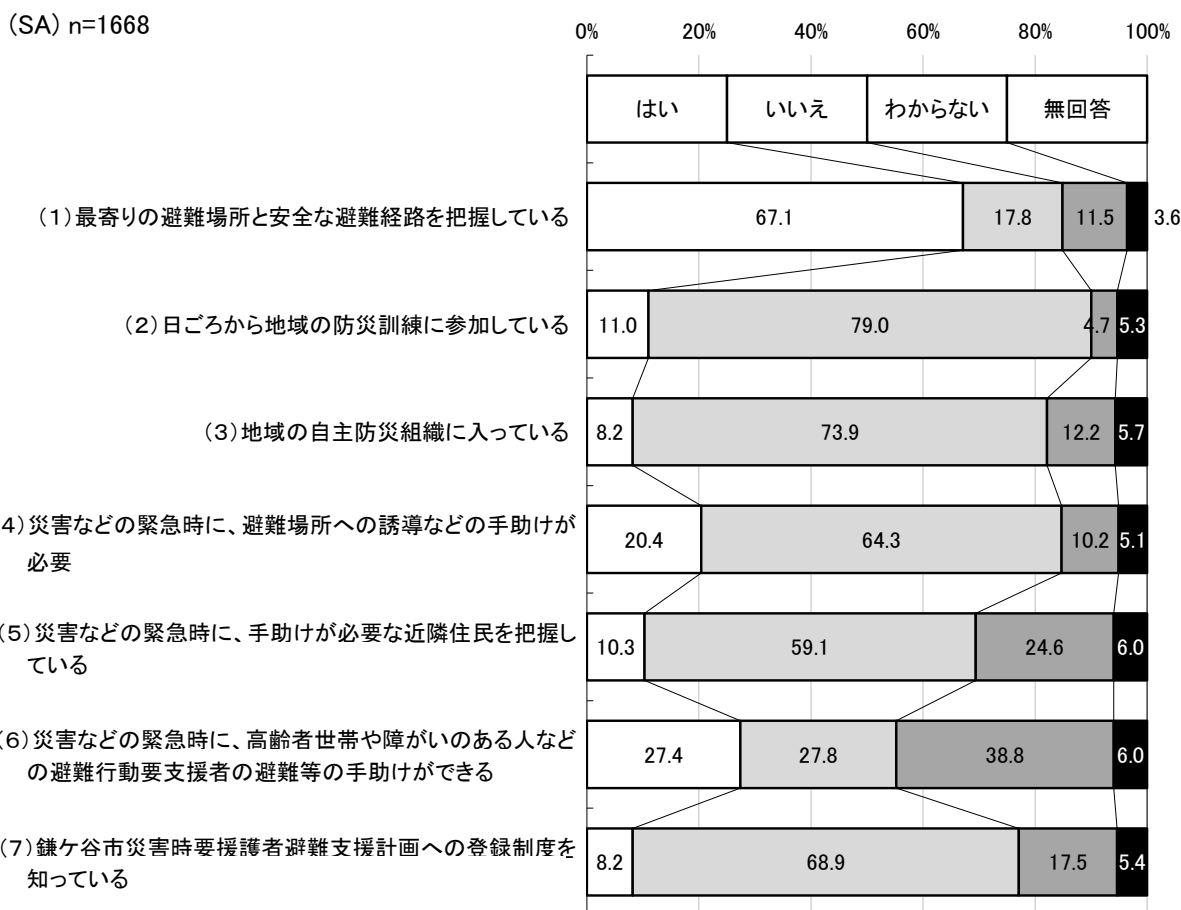


災害発生時において、特に行政等の支援が開始されるまでの初動支援は地域住民の助け合いが必要不可欠です。隣近所による日ごろからの見守りや自治会、自主防災組織といった地域の力を活用し、地域における共助の支援体制を構築していく必要があります。

災害に対する市民アンケートでは、「最寄りの避難場所と安全な避難経路を把握している」は、7割弱に達していますが、「日ごろから地域の防災訓練に参加している」は1割強、「地域の自主防災組織に入っている」は1割を切っています。

一方、災害などの緊急時において、「避難場所への誘導などの手助けが必要」は2割、「手助けが必要な近隣住民を把握している」は1割、「高齢者世帯や障がいのある人などの避難行動要支援者の避難等の手助けができる」は3割弱となっています。

図表-21 防災に対する日ごろからの取り組みや災害などの緊急時の対応



《市民アンケートにおける意見》



- 東日本大震災で学んだこと、プラスだったこと、マイナスだったことを学習し、これからの地域の助け合いなどに活用していくこと。
- 地域みんなで助け合う・支えあうということは大事だと思うが、個人にとっては、せめて両隣の人が万が一の時には手助けできるのかなあ？というのが実感である。自治会でも助け合い・支えあえるようにしていると思うが、それ以上どうするのかは行政が受け皿になるしくみを作ってほしい。

《地区懇談会における意見》



- まず自分の身の安全（家族も含む）を確認し、次に要援護者の安否の確認に行く。
- 向こう三軒両隣といわれるように常日頃から見守りを心がけることが一番よいことだと思う。



《今後の方向性》

引き続き、災害時に備えた取り組み及び地域の日ごろの見守り活動に対する支援を実施していきます。

さらに、「避難行動要支援者」について、地図情報と結びつけた避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に迅速な対応を可能とするシステムを整備していきます。

なお、本施策は重点施策として、以下に示すような数値目標を掲げ、達成状況を検証します。

《数値目標》

目標とする指標	基準値（H26）	目標値（H32）
災害時要援護者個別計画の登録者数	512人	700人

地域福祉推進主体ごとの役割 【 施策7 避難行動要支援者への支援をすすめます 】



市民一人ひとり（自助）

- 災害時に自分ができていることを考えてみる。
- 助けが必要な人は、いざという時に誰に助けを求めるかを確認しておく。
- 災害時に手助けができる人は、具体的に誰をどのように手助けするかを考えておく。



地域（共助）

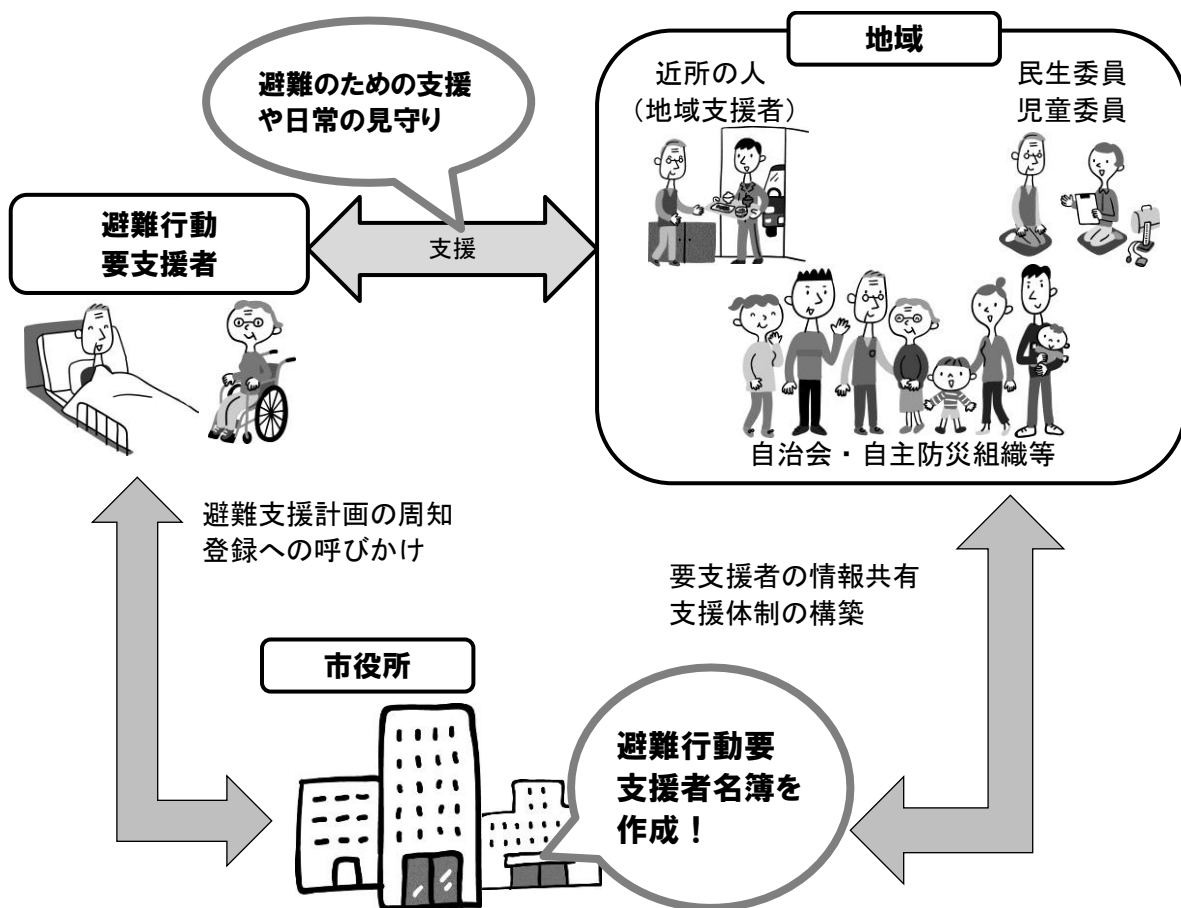
- 日ごろから近所の人に声かけをし、高齢者や助けを必要とする人を把握し、日常的な見守りや災害時の安否確認を行う。
- 避難行動要支援者に関する情報が個人情報であることに十分に配慮したうえで、有効に活用する。



市（公助）

主な取り組み	主な内容
18) 災害時に支援が必要な人の把握と安全確保策の推進	高齢者や障がいのある人等の災害時要援護者（避難行動要支援者）の把握と登録を促すとともに、支援者の協力を得ながら一人ひとりの避難を手助けする個別計画を作成し、平常時の見守りに活用することで、災害が起きた時に安否確認や避難支援が円滑に行えるよう、地域における協力体制の整備を進めます。
<p>【参考事業】⇒141 ページ参照 災害時要援護者避難支援制度周知事業／災害時要援護者個別計画作成事業／災害時要援護者リスト（避難行動要支援者名簿）整備事業</p>	

図表-22 避難行動要支援者に対する避難支援の流れ





自主防災組織

【担当課】安全対策課

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神、連帯感により主に自治会・町内会やマンション等を単位として組織し、お互いに協力し合い、地域が一体となって災害予防や災害を軽減するための防災活動を行っています。

災害が発生すると、被災状況によっては、火災の同時多発、道路の亀裂、水道管やガス管の破損等の悪条件が重なり、防災関係機関の消火活動、救出・救護活動等が分散・阻害され、十分な機能を果たせなくなることが予想されます。

このような事態においては、何よりも地域の人たちの自主的な防災活動（出火防止、初期消火、救出救護、避難支援等）を行うことが必要不可欠になります。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人たち、いわゆる「避難行動要支援者」に対して、誰よりも早く支援の手を差し伸べられるのは地域の人たちです。

このように、自主防災組織には、日頃から地域の防災訓練などを通じ、いざというときに地域の人たちの避難支援や救出・救護活動等を行うことが期待されています。

本市においては、平成28年2月末現在、92の自主防災組織が地域の防災活動の拠点として結成されています。



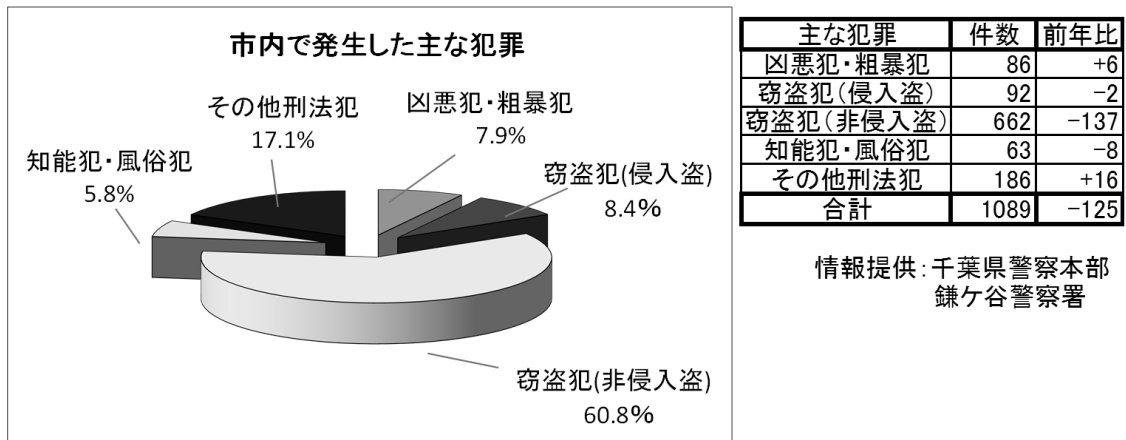
自主防災組織（受所自治会）での防災訓練の様子

施策8 安全なまちづくり・防災防犯活動をすすめます

《現状と課題》

市内における犯罪の種類は、空き巣や自転車盗といった窃盗が約6割となっています。また、犯罪の発生数は近年減少傾向を示していますが、還付金詐欺をはじめとした特殊詐欺など、高齢者をねらった犯罪が増加の傾向を見せており、防犯対策の中でもこうした犯罪への対策が重要になってきています。

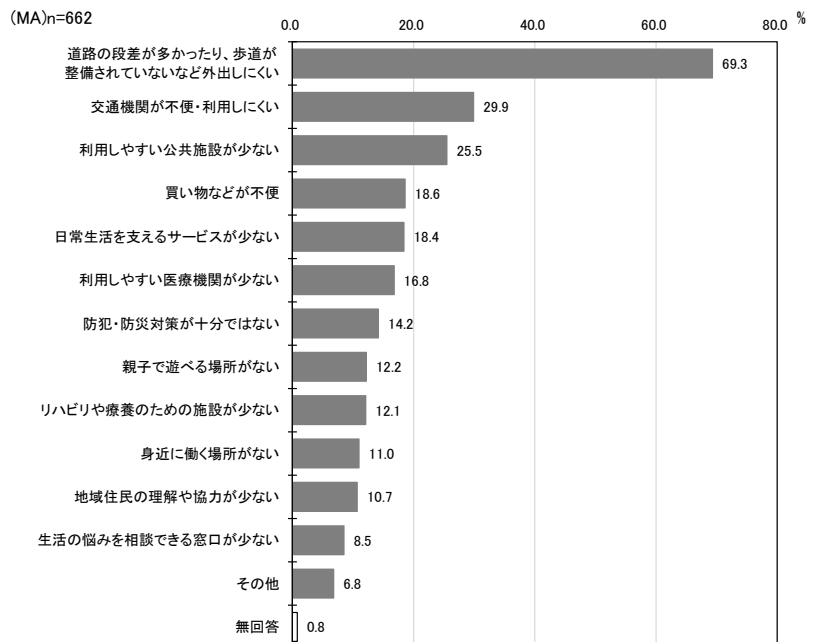
図表-23 市内で発生した犯罪の内訳（平成27年）



また、全国で通学中の児童の列に車が突っ込む痛ましい事故が続いたことから、児童生徒が安全に通学できる通学路の整備や、誰もが安全・安心に移動できるバリアフリー※化された道路や歩道の整備が求められています。

図表-24 暮らしにくいと思う理由

市民アンケートの高齢者、障がいのある人にとって暮らしやすいと思わない理由として、「道路の段差が多かったり、歩道が整備されていないなど外出しにくい」が7割、次いで「交通機関が不便、利用しにくい」が3割となっていて、依然として道路整備に対する要望が多い点が本市の特徴ともいえます。



また、全国各地で、地震や台風、集中豪雨など想定を超える規模の災害が発生しています。災害の被害を最小限に抑えるためには、環境の整備とともに、一人ひとりの防災意識の向上と備えが大切であり、災害に対応する力を高めておく必要があります。

《市民アンケートにおける意見》



- 災害時や身体の不自由な人たちが安心して通れるように道路整備をしてほしい。
- 最近児童を狙った犯罪が多いです。子どもを外出させたり子ども同士で遊ばせたりすることが昔と違って難しくなっています。なので、防犯カメラを設置する等の対処をしたほうがよいと思います。あとは交番の数を増やすとか。

《地区懇談会における意見》



- 歩行者や自転車が安全に通行できる歩道等の整備が必要。
- 防犯パトロールの強化。
- 地域の安全のため防犯協会との情報交換が必要。



《今後の方向性》

平成 18 年 4 月に制定した「鎌ケ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」に基づき、かがや安心 e メール（子ども安全メール、防犯情報メール、防災情報メール）の配信や防災行政無線での啓発、鎌ケ谷市防犯協会による「みんなでつくろう安心のまち鎌ケ谷 地域安全ニュース」の発行、防犯パトロール、地域住民が中心となった防犯活動など、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

また、災害発生時における被害を最小限とするため、市は公助の部分で防災備蓄品の整備や公共施設の耐震化など、可能なあらゆる措置を講じるとともに、自主防災組織などによる防災訓練の実施を促進し、市民一人ひとりの防災意識の高揚に取り組んでいきます。

このほか、「鎌ケ谷市高齢者・障がい者等移動等の円滑化の促進に関する基本構想」を念頭に、市民が安全で安心して移動できるよう、公共交通の空白地域を埋める移動手段の充実、高齢者や障がいのある人の外出支援、安全な歩道の整備など、移動手段の確保に取り組みます。

地域福祉推進主体ごとの役割 【 施策8 安全なまちづくり・防災防犯活動をすすめます 】



市民一人ひとり（自助）

- 自家用車の利用を控えて、電車やコミュニティバスなどの公共交通の利用を高める。
- 道路愛護活動（清掃、道路美化、道路愛称名等）に参加する。
- 日ごろから災害時の準備をし、災害時には自分たちで活動する。
- 地域で行う防犯パトロールなど、防犯活動の強化に積極的に取り組む。



地域（共助）

- 違法駐輪や違法駐車、歩道をふさぐ障害物等、移動・交通を阻害するものに対し、地域で声をあげて、防ぐ努力をする。
- 自主防災組織をつくり、自主防災訓練を実施するとともに、地域住民に参加を呼びかける。
- 地域による自主防犯パトロールの活動に取り組むほか、地域での声かけやあいさつ運動を広げ、犯罪の防止に心がける。



市（公助）

主な取り組み	主な内容
19) 安全な移動手段の確保	<p>日常生活に支障がでないよう、公共交通の空白地域を埋める移動手段や、高齢者や障がいのある人の外出支援、安全な歩道の整備など、移動手段の確保に取り組みます。</p> <p>通学路において、安全施設の整備（路面標示・警戒標識設置工事、カラー舗装工事、樹木剪定等）道路の拡幅や歩道の設置等の実施により、登下校時における児童生徒の安全確保を図ります。</p>
<p>【参考事業】⇒141 ページ参照 道路・歩道等の整備／コミュニティバス運行助成事業／安全な歩行空間の確保／通学路安全対策 推進行動計画に基づく各種事業</p>	

<p>20) 防災対策の充実強化と防災意識の高揚</p>	<p>市は、災害が発生した場合の対応と復旧の中心的な役割を担います。</p> <p>防災備蓄品の整備を促進します。</p> <p>日頃から関係機関、団体、民間との連絡体制を整えていきます。</p> <p>災害時の円滑な避難所運営をめざし、避難所運営マニュアルを活用した運営委員会の立ち上げに努めます。</p> <p>市の総合防災訓練は、避難行動要支援者にも参加の呼びかけを行うとともに、障がい者団体などにも呼びかけて、身近な防災対策として実践的な訓練をめざします。</p>
<p>【参考事業】⇒142 ページ参照 地域防災計画／総合防災訓練（防災ふれあいひろば）</p>	
<p>21) 地域による防犯体制の構築と防犯意識の高揚</p>	<p>自治会、防犯協会、行政が一体となって児童生徒安全防犯パトロールを実施することにより、地域ぐるみによる見守り体制を構築します。</p> <p>地域で行う防犯パトロールなどの活動を支援するとともに、市民の安全ネットワークづくりを防犯協会を通じて支援します。</p> <p>夜間防犯パトロールの実施や防犯カメラを活用した犯罪に強いまちづくりを推進します。</p> <p>市・警察・防犯協会との協働で6つのコミュニティエリアを対象に防犯講話や犯罪の実演などの防犯サテライト事業を実施し、防犯知識や意識の高揚を図ります。</p>
<p>【参考事業】⇒142 ページ参照 パトロール体制の構築／夜間防犯パトロール事業／防犯サテライト事業／児童生徒安全パトロール事業／青色防犯パトロールカーの活用／安全ネットワーク会議</p>	
<p>22) 災害発生時の迅速な情報伝達、かまがや安心eメールの登録促進</p>	<p>災害発生時の迅速な情報伝達のため、防災行政無線、市ホームページ、かまがや安心eメール、鎌ヶ谷市公式ツイッター、緊急速報メール（エリアメール）等複数の情報手段を活用していきます。</p>
<p>【参考事業】⇒142 ページ参照 かまがや安心eメール</p>	



こども 110 番の家

【担当課】青少年センター

ー広げよう 子どもを見守る 地域の輪ー

「こども 110 番の家」は、子どもが事件・事故に遭った、または遭いそうになったり助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、家庭、関係機関などへ連絡するなどして、子どもの安全を見守る地域の輪です。

市では、この輪をさらに広げるため、ご協力いただけるご家庭や商店・事業所等を募集しています。



「こども 110 番の家」標示板



かまがや安心eメール

【担当課】安全対策課・青少年センター

鎌ヶ谷市の防災防犯情報や子どもの安全情報等を、あらかじめ登録していただいたスマートフォン、携帯電話やパソコンへ電子メールで提供するサービスです。

特に子ども安全メールは、小中学生の保護者だけでなく、地域住民の登録も増やし、地域全体で子どもを見守る体制をつくっていきます。

◇配信する情報

- ・災害情報に関する内容（地震災害、風水害災害等）
- ・その他災害に関する内容（大規模事故災害等）
- ・人命に関すること、その他緊急重要となる内容（行方不明者情報、市民に危険が及ぶ犯罪等）

◇提供する時間帯

原則として、土日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時までの間
 ※防災情報メールは土日・祝日問わず24時間体制）となります。

施策9 孤立化・虐待防止と権利擁護をすすめます

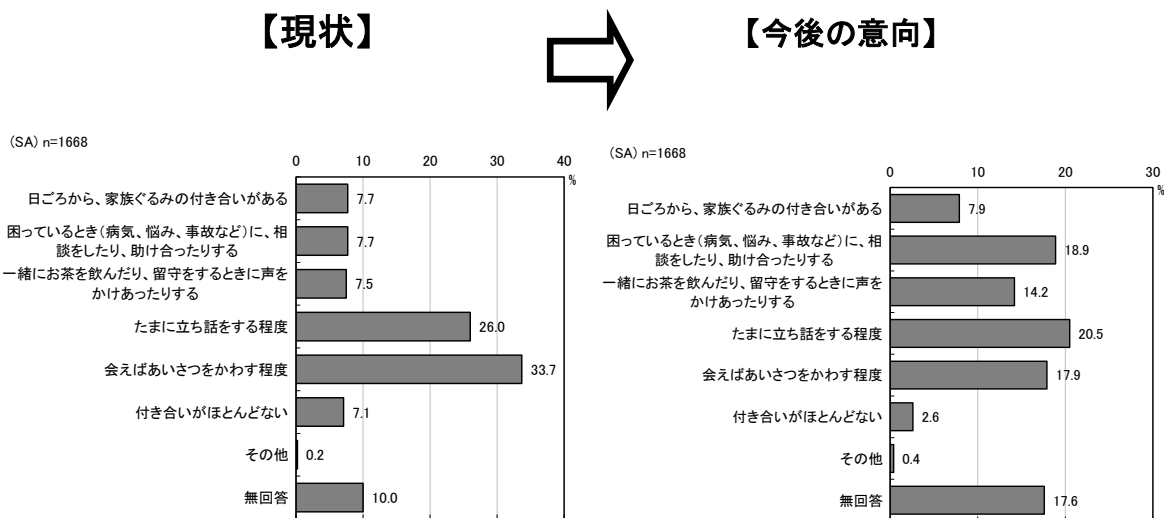
《現状と課題》

近年、全国的に孤立死など地域とのつながりがなく、適切な福祉サービスにつなげることができない事例が多くなってきています。また、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待、自殺や孤立死などの痛ましい事件は、依然として後を絶たず、大きな社会問題となっています。

市民アンケートでは、現在の近所付き合いは、「日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」が7.7%、「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする」が7.7%、「会えばあいさつをかわす程度」が33.7%となっており、日ごろあいさつはするものの、あまり深い関係を築いていない状況です。

今後の近所付き合いの意向としては、孤立しないため、より身近なところで助け合いが必要との認識から近所付き合いを深めていこうとする意思が伺えます。

図表-25 現在の近所付き合いの状況と今後の近所付き合いの意向



また、高齢者や障がいのある人の中には、生活を送る上で十分な自己決定や意思表示が困難な場合があります。このような人たちを狙った犯罪等は後を絶ちません。

認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が、財産管理などを行うことで、犯罪から高齢者や障がいのある人を守る「成年後見制度」があります。

本市では、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員児童委員等と連携を図り、成年後見制度の利用支援や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用促進を行っています。

また、児童虐待や子育ての孤立化を防ぐため、きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援として、養育支援訪問事業や児童虐待防止対策等地域協議会による関係機関との情報交換を行っています。

《市民アンケートにおける意見》



- 人は一人では生きていけないことを市民の皆さんが理解し、「知らないふり」の多い社会、他人ごとの社会を改善しなくてはなりません。
- 近隣のひとり暮らしや一人で介護をしている人たちに対する声かけなどができる体制があるとよいと思います。私は介護の経験がある友人に愚痴を聞いてもらうだけでしたが、助かりました。

《地区懇談会における意見》



- 家には閉じこもらないようにする。
- 地域の催しには近所の方に一声かけて一緒に誘うとよい。



《今後の方向性》

社会からの孤立を防止するには、身近な隣人や友人とのつながりを確保するとともに、個人の経済的、社会的、精神的安定性を回復していく必要があります。また、社会的な孤立を防止することは、虐待行為の抑止にもつながります。

今後も、高齢者や障がい者の孤立を防ぐ見守り活動に取り組んでいくとともに、乳幼児や高齢者への虐待防止やドメスティック・バイオレンス※などの防止に取り組めます。

権利擁護に向けた取り組みは、地域住民の身近なところで行われることが必要です。また、地域住民がその地域で暮らしていくための権利を守るため、また、その人の適切な権利の行使を支援するため、わかりやすい制度の周知と利用の促進に努めていきます。

地域福祉推進主体ごとの役割 【 施策9 孤立化・虐待防止と権利擁護をすすめます 】



市民一人ひとり（自助）

- 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、すぐに相談や通告を行う。
- 子育てで悩みを感じたら、一人で抱え込まないで、周囲の人などに相談する。
- 金銭管理等に不安を感じたときは、市の窓口や社会福祉協議会などに相談する。
- 日常生活に困難を感じてきたら周囲の人や市の窓口、社会福祉協議会などに相談する。



地域（共助）

- 家庭が孤立しないような地域の連携を確保する。
- 児童虐待が発生しないよう、地域やそれぞれの関係機関が協力して予防に努める。
- 権利擁護の推進を図るため、成年後見制度の周知を図る。
- 地域の福祉ネットワークを拡げる。



市（公助）

主な取り組み	主な内容
23) 児童虐待の防止	<p>要保護児童等に対する適切な保護、または、支援を図るため、協議会を設置し、支援に係る体制や関係機関との連携に関する協議をします。</p> <p>要保護児童等に対する支援を行います。</p> <p>児童虐待予防の啓発や相談窓口を地域に周知することで、関係機関の見守り体制の強化や子育てに悩む親に対する支援を行います。</p>
<p>【参考事業】⇒143 ページ参照 児童虐待防止対策等地域協議会による関係機関の連携・情報交換／養育支援訪問事業</p>	

<p>24) 乳幼児家庭の見守り活動</p>	<p>生後2～3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 健康診査、医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、きめ細かな支援を必要とする家庭を早期に把握し、関係機関へつなげます。</p>
<p>【参考事業】⇒143 ページ参照 乳児家庭全戸訪問事業／妊娠、出産及び育児期における養育支援家庭の早期把握</p>	
<p>25) 成年後見制度の周知と利用促進</p>	<p>一人で法律行為を行うことが困難な障がいのある人や高齢者などが福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。</p>
<p>【参考事業】⇒143 ページ参照 成年後見制度利用支援事業／成年後見制度の周知と活用</p>	
<p>26) 市民や関係者等に対する啓発と市民後見人の育成</p>	<p>市民や民生委員児童委員などに対し、市広報や市ホームページ、講演会などによる制度の周知を図ります。</p>
<p>【参考事業】⇒143 ページ参照 市民後見人の育成／家族に対する支援</p>	
<p>27) 日常生活自立支援事業の充実と利用促進</p>	<p>毎日の生活に欠かせない金銭の出し入れが困難な高齢者や障がいのある人が、地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスを実施します。</p>
<p>【参考事業】⇒143 ページ参照 日常生活自立支援事業の充実と利用促進</p>	



日常生活自立支援事業

【実施主体】 社会福祉協議会

毎日の生活で、福祉サービスの利用や手続きのしかたがわからない。また生活に欠かせないお金の出し入れが不安になってきた…など。日々の生活でこのようなご心配のある高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する福祉サービスです。

◆利用できる人

- 高齢者や障がいのある人で、日常の金銭管理や財産の保全などに不安がある人
- 利用に必要な契約の内容が理解できる方

◆サービス内容

- ・福祉サービス利用援助……福祉サービスの情報提供、利用手続き、苦情解決など
- ・財産管理サービス……日常的な銀行等への預け入れや払い出し
- ・財産保全サービス……大切な財産（通帳・実印・不動産権利証など）を銀行の貸金庫で保管

◆利用料金

- ・年会費 3,600 円
- ・利用料 30 分あたり 500 円 ※生活支援員の交通費が別途かかります。
- ・財産保全料 年額 3,000 円
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士紹介サービス 無料（初回）

基本目標4

地域福祉を支えるネットワークを推進します

平成37年（2025年）には、団塊の世代の人たちが75歳以上となり、高齢者が全国で2,000万人を超える超高齢社会となることを見込まれています。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援などの必要なサービスが身近な地域で受けられる体制（地域包括ケアシステム）が求められています。

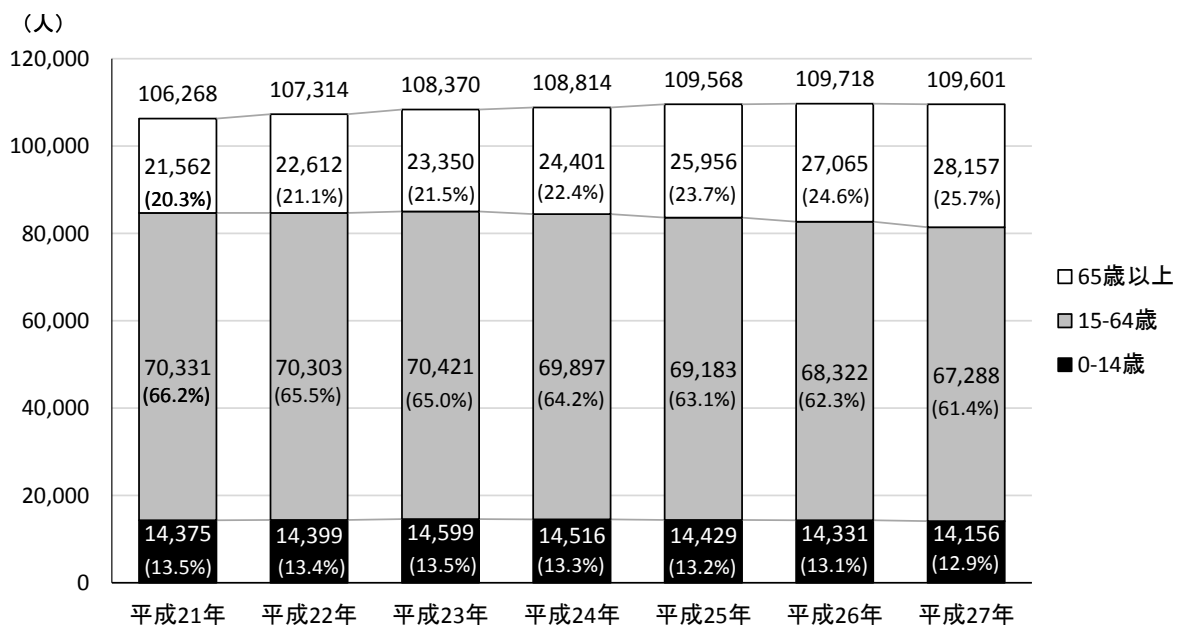
基本目標4では、今後もさらに「医療と介護の連携強化」「自立や在宅生活のさらなる支援」「在宅生活を支援する居住環境の確保」「地域ぐるみでの介護予防の支援」といった地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域住民自らも様々な形で地域の生活支援の活動に参加する支援体制をめざしていきます。

施策10 地域包括ケアシステムを推進します（新規）

《現状と課題》

本市の65歳以上の高齢者人口は、年々増加傾向にあり、平成21年度の21,562人から平成27年度には6,595人増加し、28,157人となっています。こうした傾向は今後も続き、平成37年（2025年）には高齢化率が29.1%になることを見込まれます。

図表-26 年齢3区分別人口及び構成比の推移



団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）までに、それぞれの地域の実情にあった地域包括ケアシステム（医療が必要な人、重度の要介護の人、ひとり暮らしの高齢者、認知症の人たちを、入院入所ではなく、地域で支え、地域で生活ができるしくみ）の構築を目指す必要があります。

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、生活を継続するためには、地域での医療・介護の関係機関が連携し、包括的・継続的な在宅医療や介護サービスの提供が必要です。

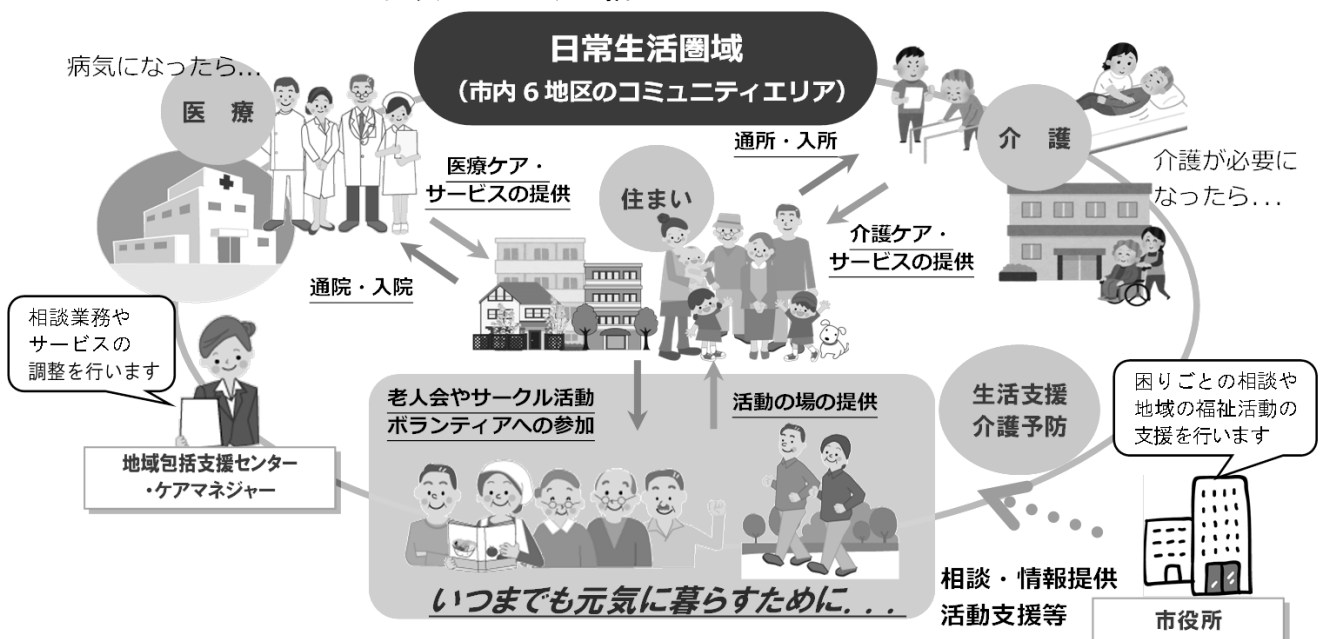
また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることが求められています。また、本人の支援だけでなく、介護負担の大きい家族の支援も重要です。

一方、元気な高齢者に対しては、介護が必要な状態にならないことが大切です。ひとり暮らし高齢者や掃除、買い物などの家事支援や外出支援を必要とする高齢者も増えてきているので、住民ボランティアによるごみ出し等や、NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス利用の実現が必要です。

また、現役時代の能力を活かした活動や趣味活動、健康づくり、コミュニティサロンや地域住民主体の運動・交流の場づくりなど、地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等になるため、積極的な取り組みを推進する必要があります。

地域包括ケアシステムは、自助、共助、公助の組み合わせにより成り立ちます。しかしながら、今後の急速な高齢化の進展からは、必要な介護等をすべて共助、公助で賄うことは難しく、自助、共助を含めて地域全体で支えあっていく必要があります。

図表-27 地域包括ケアシステムのイメージ



《市民アンケートにおける意見》



- ご近所の人たちは、最後まで自宅で過ごしたいと思っています。毎日の安否確認のために旗を出したり雨戸の開閉等を注意したりしようと意見が出ています。買い物や他の手助けなど「お互い様」でできることは支えあえる環境にあります。
- 近所にひとり暮らしのおばあちゃんがいるので、なにか頼まれることがあったときは、手伝ってあげています。主人もトラックでその家から出たごみをクリーンセンターまで捨てに行っています。自分たちができることはほとんど手伝う気持ちです。

《地区懇談会における意見》



- 居宅は今のところは自宅です。ほかの場所は考えていません。
- 親の介護で悩んでいます。家族を地域でサポートする方法はないでしょうか？（在宅介護）



《今後の方向性》

在宅での生活を基本とした地域包括ケアシステムの実現には、在宅医療・介護連携を地域全体において全面的に展開していくことが不可欠です。

その推進体制としては、全体を見渡せ、中立的な立場で地域の医療機関、介護施設、福祉施設等の関係機関との調整を行うことができる本市が中心となり、医療側から多職種も含めて地域全体に働きかけやすい鎌ヶ谷市医師会等と連携を密にしながら、研修会の開催や医療・介護関係者の協議会の開催、在宅医療に関する人材育成等による連携体制の構築を図っていきます。

また、地域包括ケアシステムのコーディネートを担う地域包括支援センターと地域がネットワークでつながることで、地域包括ケアシステムを推進することとなります。地域ネットワークをさらに推進するため、地域包括支援センター機能の充実・強化に取り組んでいきます。

地域福祉推進主体ごとの役割 【 施策10 地域包括ケアシステムを推進します 】



市民一人ひとり（自助）

- かかりつけ医を持ち、健診や予防接種を受ける。
- 身近な高齢者を見守りの意識をもって接する。
- 自ら健康づくりに励む。
- 予防を心がける。



地域（共助）

- 介護者同士の交流を支援する。
- 一時預かりなどで介護の手助けをする。
- 自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、NPO、社会福祉協議会、地域の商店など、すべての住民が地域包括ケアシステムへの関わりを意識する。
- 介護者の負担を軽減できるよう、声かけをしたり、簡単な手助けができるような雰囲気をつくる。



市（公助）

主な取り組み	主な内容
28) 地域包括ケアシステムの確立に向けた連携体制の構築	<p>各種検診、予防接種、啓発事業などを通して健康を支える保健・医療の充実に取り組みます。</p> <p>認知症カフェを開設します。</p> <p>地域包括ケアシステムを確立するために、地域に存在する様々な医療、介護、福祉サービスの連携を構築します。</p>
<p>【参考事業】⇒144 ページ参照 在宅医療・介護連携の推進／認知症施策の推進／生活支援サービスの体制整備／地域の医療資源の把握</p>	

29) 高齢者の生活支援や 介護予防支援	<p>高齢者が在宅で元気に生活するために、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防支援事業（ケアマネジメント※）などを実施します。</p> <p>在宅での生活を継続するためには、元気で健康であることが大切であり、介護状態にならないようにすることが重要になってくるため、介護予防に向けた様々な支援を行います。</p> <p>介護予防事業や談話室事業を拡充します。</p>
<p>【参考事業】⇒144 ページ参照 介護予防・生活支援サービス事業／一般介護予防事業／新しい介護予防・日常生活支援総合事業</p>	



地域包括支援センター

【担当課】 高齢者支援課

介護、福祉、保健、医療などの様々なサービスを高齢者が円滑に利用できるよう、地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職がチームを組んで対応しています。

住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らすために、高齢者に関するご相談は地域包括支援センターへご連絡下さい。



■初富地域包括支援センター（初富保健病院内）

電話 047-446-7873
FAX 047-444-0125
担当区域：中央東、北部地区

■西部地域包括支援センター（介護老人保健施設シルバーケア鎌ヶ谷内）

電話 047-441-2007
FAX 047-498-5522
担当区域：中央、西部地区

■南部地域包括支援センター（特別養護老人ホーム慈祐苑内）

電話 047-441-7370
FAX 047-441-7371
担当区域：東部、南部地区

第5章 計画の推進と評価

1. 計画の推進体制

本市では、本計画に掲げる地域福祉像と基本理念の実現をめざして、市、社会福祉協議会、福祉関連団体や事業者、そして地域と市民一人ひとりが、それぞれの役割を果たしながら計画を推進していきます。

図表-28 計画推進における役割分担

実施主体	計画推進に係る役割
鎌ケ谷市	地域福祉像、基本理念の実現に向けて、公助の中心的役割を果たし、すべての市民に福祉サービスが行き届くよう、地域福祉に取り組みます。
鎌ケ谷市社会福祉協議会	地域福祉計画と車の両輪の関係にある地域福祉活動計画に掲げる取り組みや事業を展開するとともに、当該活動計画に基づき、地域の方たちが活動するための具体的なしくみづくりや、活動支援を地域の中で進めていきます。
福祉関連団体・事業者	福祉サービスの担い手として、明確な役割意識をもって地域福祉に取り組みます。
地域及び市民	市民一人ひとりが地域を担う一員だという自覚を持ち、隣近所や身近な地域のみならずと協力して、自助と共助の精神で地域福祉に取り組みます。特に現在最も人数の多い団塊の世代の人たちは、これまで培った経験や知識を地域福祉に活かせるような環境を整えます。

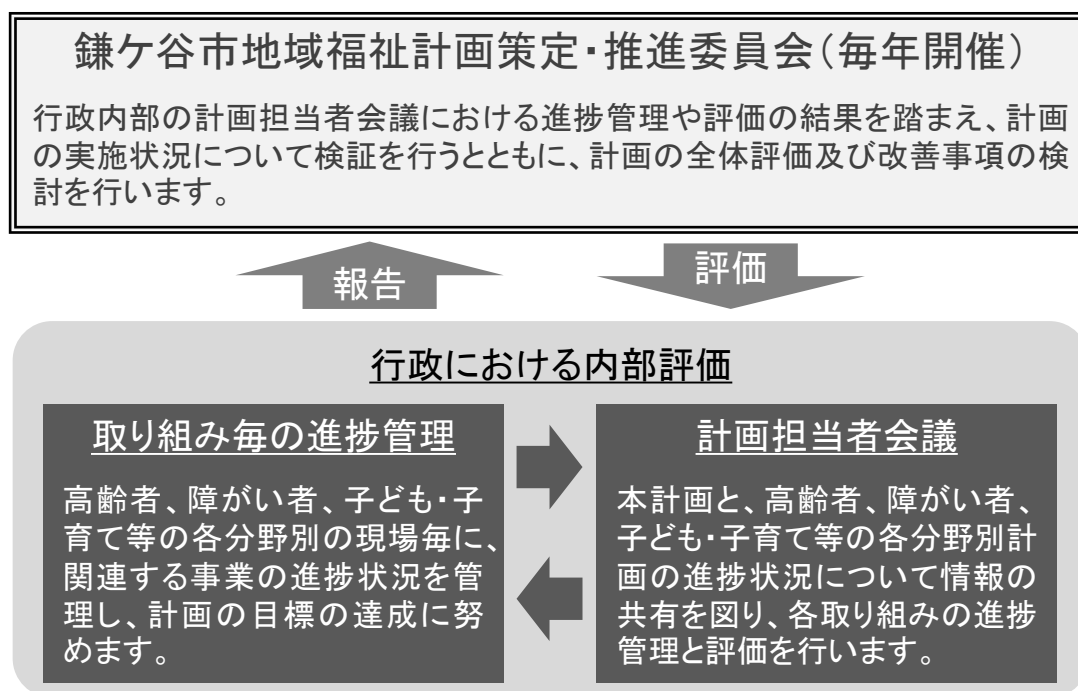
2. 計画の進捗管理と評価体制

本計画では、各基本目標のもとで、《市及び社会福祉協議会の取り組み＝公助》部分について、市や社会福祉協議会が実施する取り組みの下に、福祉3計画などの個別計画に規定されている〈参考事業等〉を掲げています。

地域福祉計画の進捗管理については、この〈参考事業等〉の進捗状況及び地域での共助の取り組みを、毎年度、個別にチェックすることで、各年度における取り組みの達成状況を評価します。

また、行政内部での進捗管理結果を、新たに設置する「鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会」に毎年報告し、実施状況を検証、評価してもらい、その結果を実施現場まで還元することで改善を図り、計画の達成に努めます。

図表-29 計画(公助・共助部分)にかかる評価体制



資料編

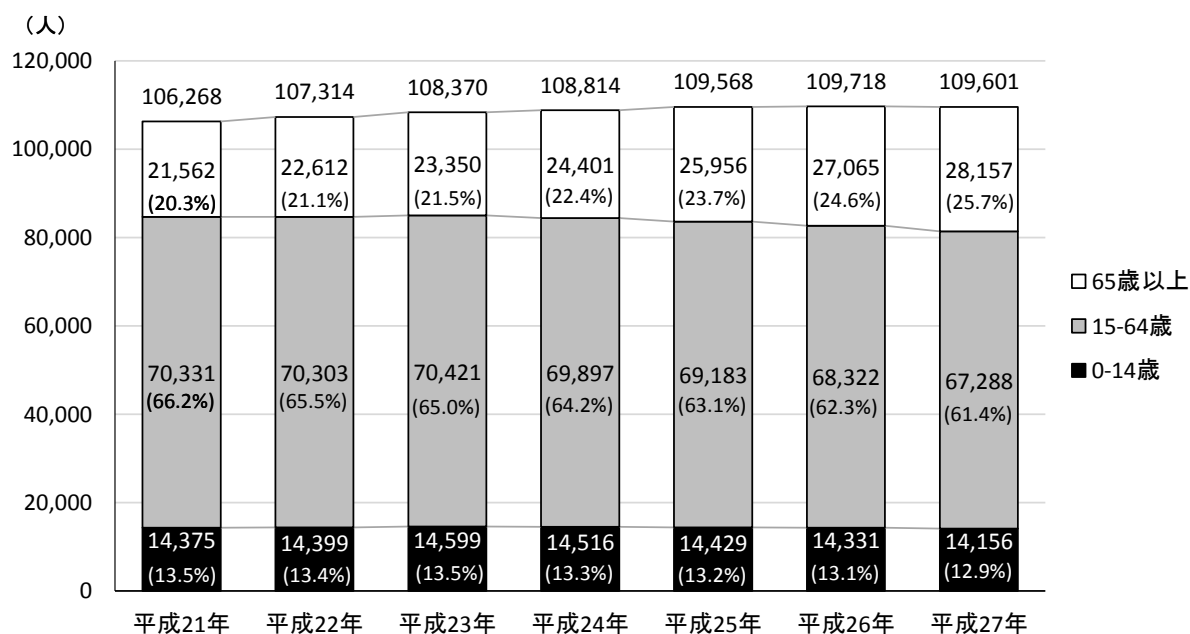
- 資料1 鎌ヶ谷市地域福祉関連統計データ
- 資料2 市民福祉意識アンケート調査結果の概要
- 資料3 地区懇談会の概要
- 資料4 関連計画の概要
- 資料5 鎌ヶ谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 資料6 計画策定の経過
- 資料7 各施策と関連する参考事業等
- 資料8 用語解説

1. 鎌ヶ谷市地域福祉関連統計データ

(1) 人口の推移

鎌ヶ谷市の総人口は、平成26年の109,718人をピークに推移しています。

年齢3区分別人口及び構成比の推移



資料：鎌ヶ谷市住民基本台帳人口（平成21-25年は3月末日、平成26-27年は4月1日のデータ）

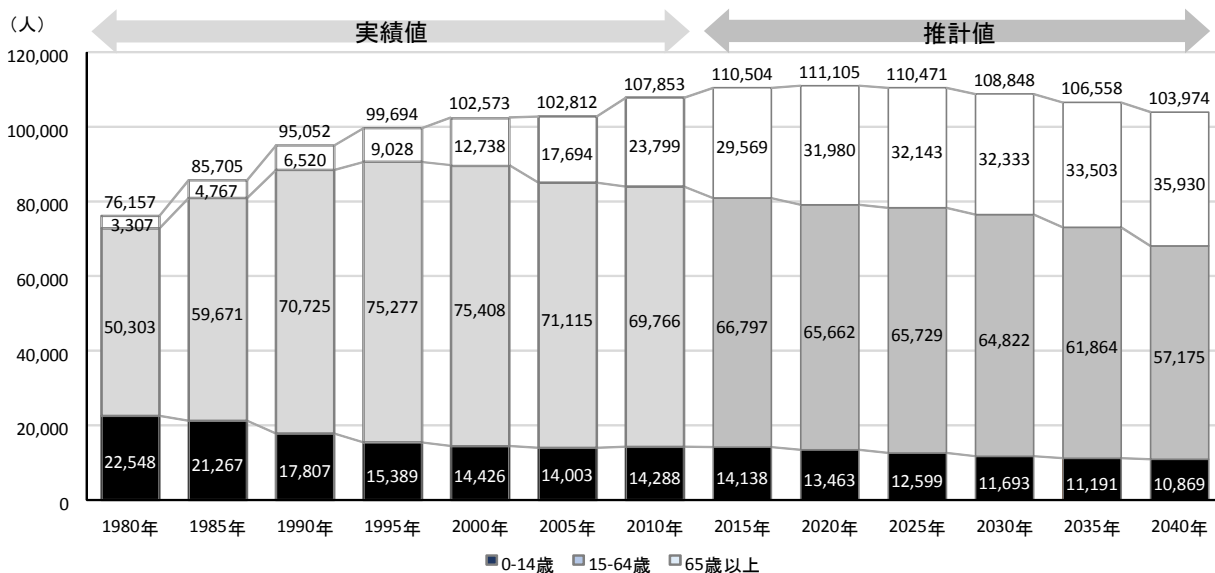
《参考》人口の推移予測

国立社会保障・人口問題研究所では、過去の国勢調査の結果をもとに、2040（平成52）年までの全国の市町村の人口推移について予測を行っていますが、その予測では、鎌ケ谷市の総人口は、2020（平成32）年までは増加するという予測になっています。

前頁でお示しした人口推移のデータは住民基本台帳に基づくものであり、国勢調査の結果を基にした推計値と単純に比較することはできません。

なお、市では、人口の現状と将来の展望を踏まえ、地方創生を市民とともに着実に進めて行くため、平成27年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示す「鎌ケ谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

鎌ケ谷市の年齢3区分別の人口の推移予測

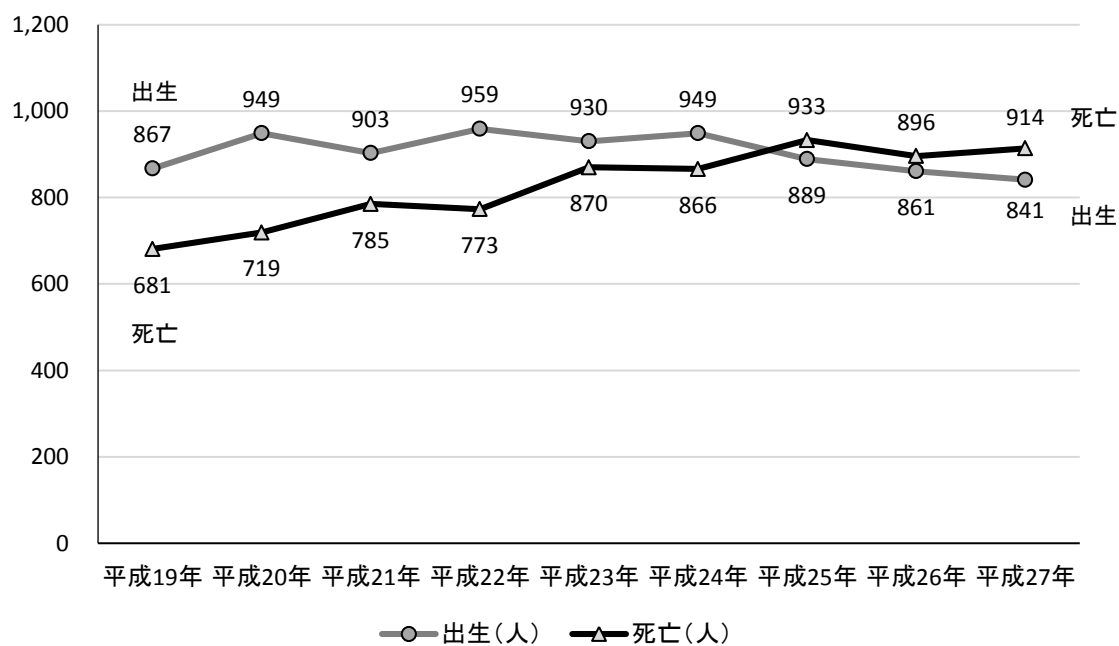


資料：国勢調査（1930～2010年）、国立社会保障・人口問題研究所平成25年3月推計

(2) 自然動態と社会動態※

鎌ヶ谷市の出生数は平成 25 年以降減少傾向にあり、平成 27 年は 841 人となっています。一方、死亡数は平成 25 年には 900 人を突破し、平成 27 年は、914 人となっています。結果、平成 27 年は 73 人の自然減となっています。

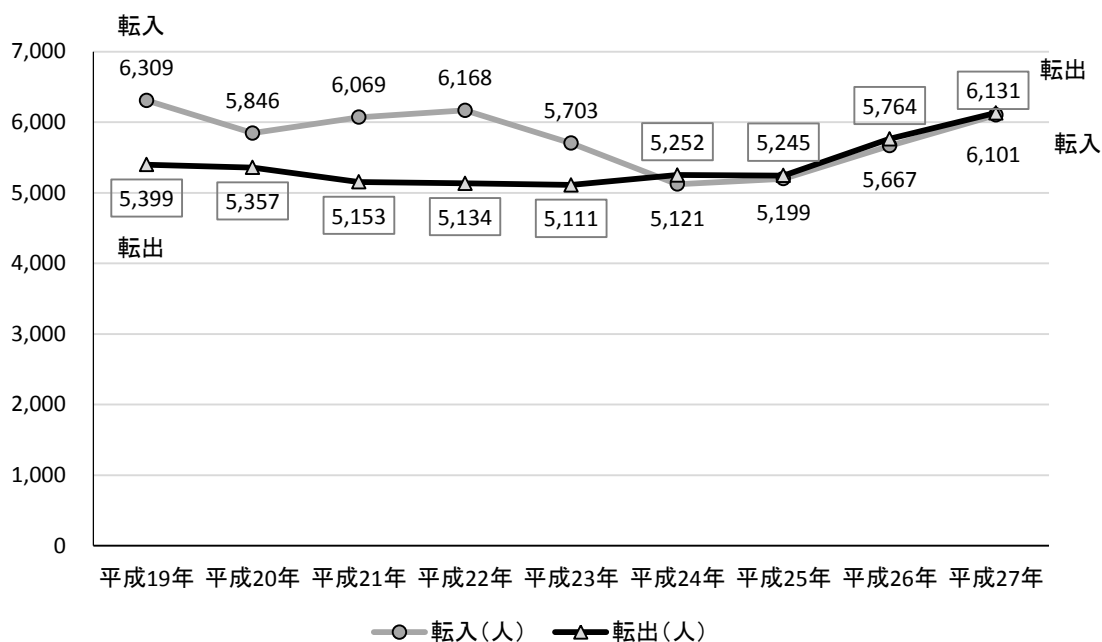
出生数と死亡数（自然動態）の推移



資料：統計かまがや（市民課）

これに対して鎌ケ谷市への転入者数は平成 25 年以降増加する傾向にあり、平成 27 年は 6,101 人となっています。一方、転出者数は平成 25 年まで概ね横ばいの状態でしたが、平成 26 年には増加に転じ、平成 27 年は 6,131 人となっています。それでも平成 27 年は転出超過で、30 人の社会減となっています。

転入数と転出数（社会動態）の推移

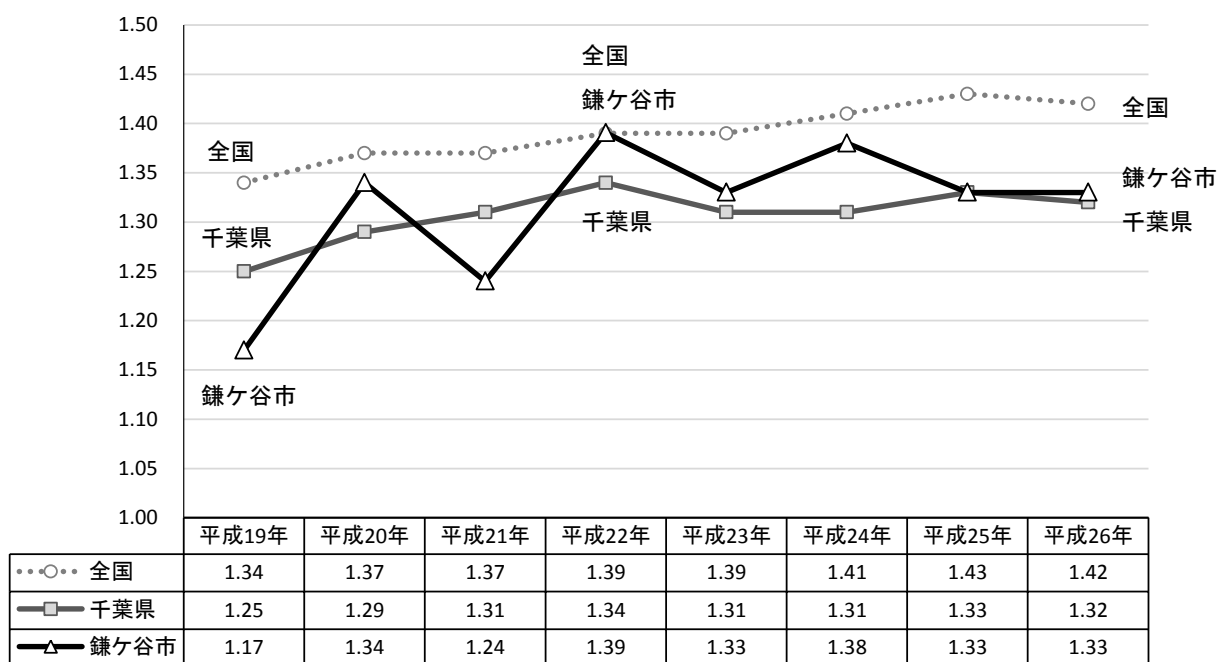


資料：統計かまがや（総務課（千葉県毎月常住人口））

(3) 合計特殊出生率

平成 26 年の鎌ヶ谷市における合計特殊出生率※は 1.33 で、千葉県平均よりわずかに上ですが、全国平均の 1.42 より 0.09 ポイント低い値となっています。これは、合計特殊出生率の人口置換水準※といわれている 2.07 より 0.74 ポイント低い状況です。

合計特殊出生率の推移



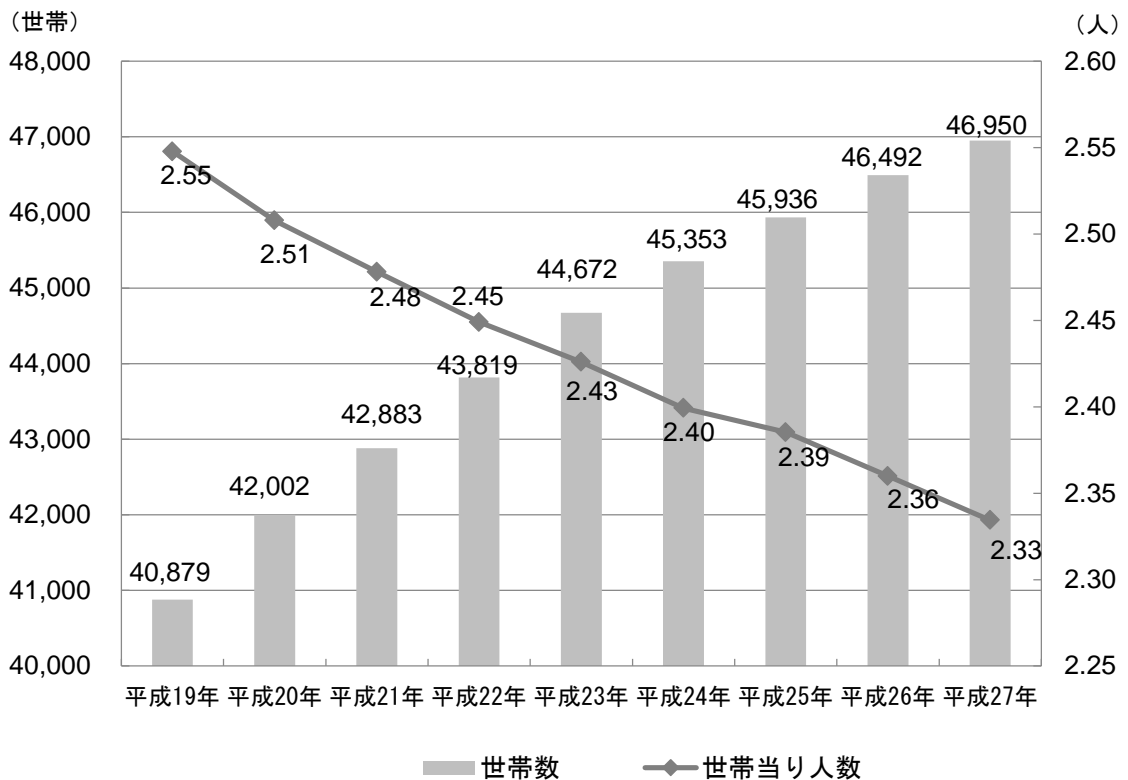
資料：厚生労働省「人口動態推計」、千葉県衛生統計年報

(4) 世帯数と世帯当り人数

鎌ケ谷市における世帯数は、平成 19 年以降増加する傾向が続いており、逆に世帯当り人数は減少する傾向が続いています。

これらの世帯関連の動向は、世帯の核家族化が進行するとともに、ひとり暮らし世帯が増加していることを示しています。

世帯数及び世帯当りの人数の推移



資料：鎌ケ谷市住民基本台帳人口（平成 19-25 年は 3 月末日、平成 26-27 年は 4 月 1 日のデータ）

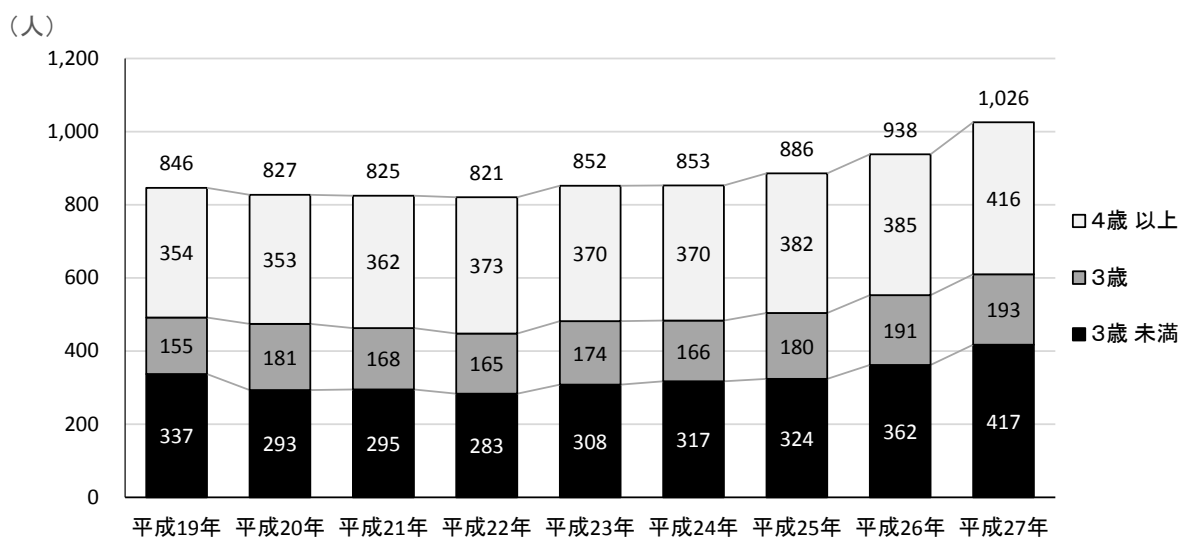
(5) 子ども・子育て関連

年少者人口が減少する中、鎌ケ谷市の保育園入所者数は平成 23 年以降、増加する傾向が続いています。特に平成 27 年には 3 歳未満の入所者数の増加が顕著となっています。

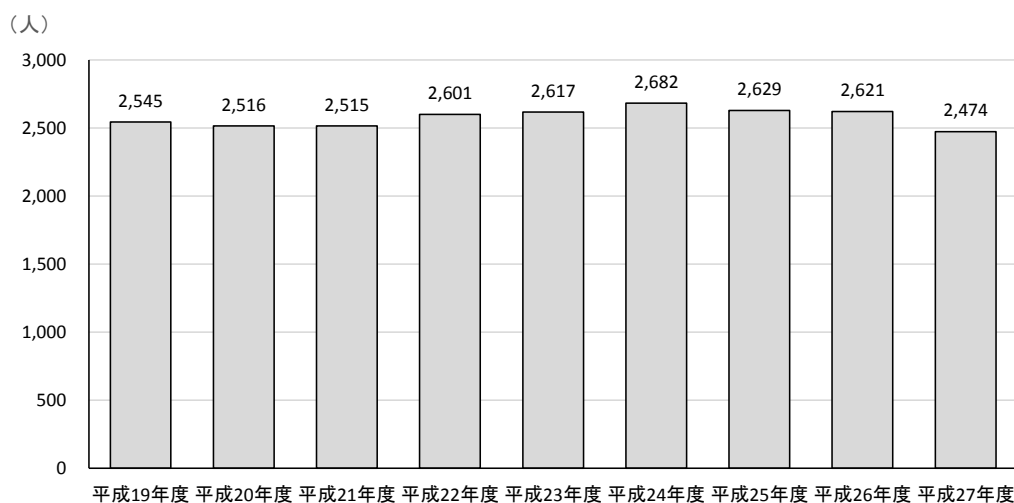
これに対して幼稚園在園者数は平成 24 年度をピークに減少する傾向にあります。

これらの状況から、鎌ケ谷市内の幼児教育・保育のニーズは、年少者人口が減少する中でも保育ニーズは高まっているものの、幼稚園における幼児教育のニーズは縮小しているといえます。

市内保育園入所者数の推移



市内幼稚園在園者数の推移

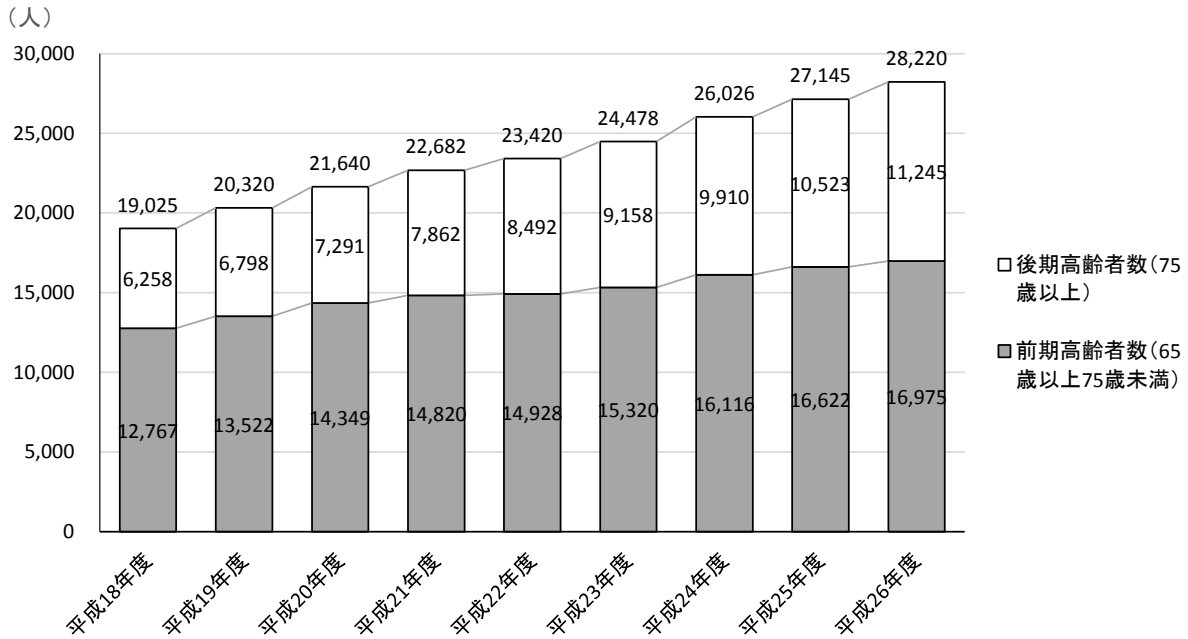


(6) 高齢者福祉関連

高齢者人口の増加に伴い、介護保険第1号被保険者数、後期高齢者医療保険加入者数ともに増加する傾向が続いています。

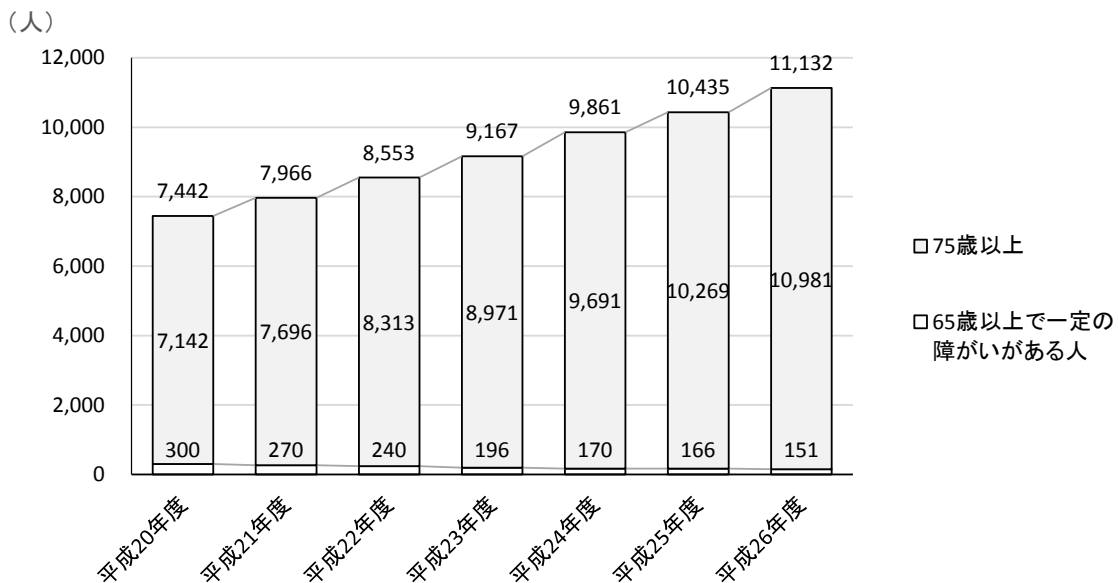
平成26年度における介護保険第1号被保険者数は28,220人、後期高齢者医療保険加入者数は11,132人となっています。

介護保険加入状況の推移



資料：統計かまがや（高齢者支援課）

後期高齢者医療保険加入状況の推移



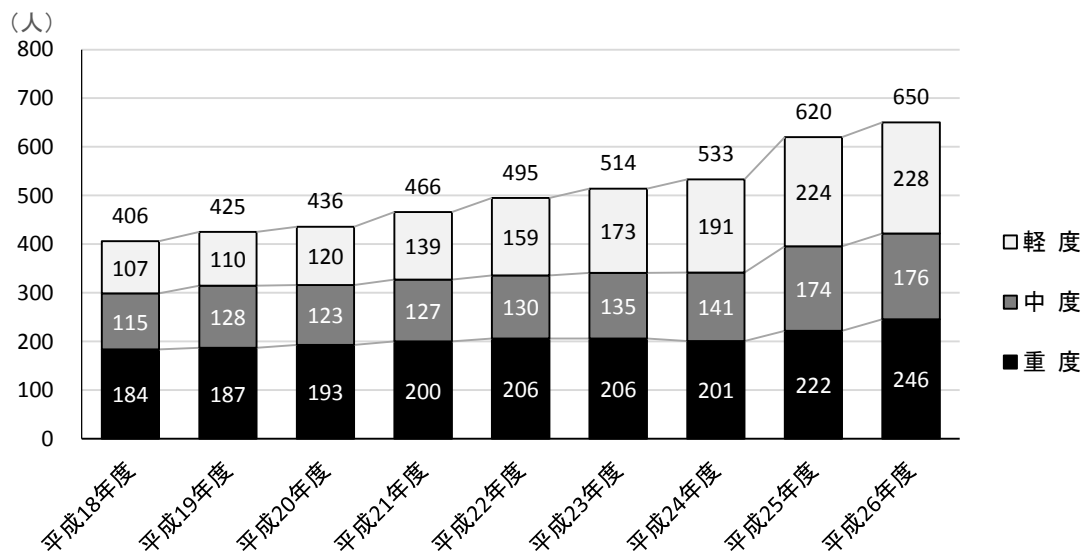
資料：統計かまがや（保険年金課）

(7) 障がい者福祉関連

鎌ケ谷市では「知的障がい者（児）療育手帳」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の保持者は、いずれも平成18年度以降増加する傾向が続いています。

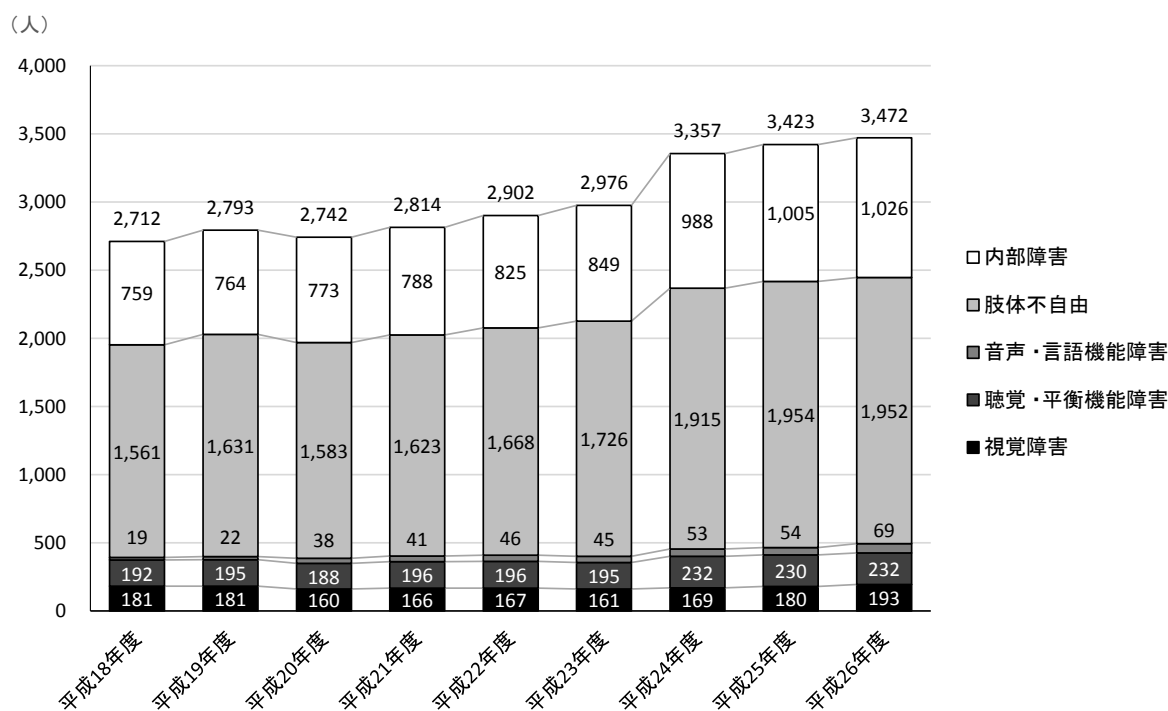
平成26年度における知的障がい者（児）療育手帳保持者は650人、身体障害者手帳保持者3,472人、精神障害者保健福祉手帳保持者は610人となっています。

知的障がい者（児）療育手帳保持者の推移



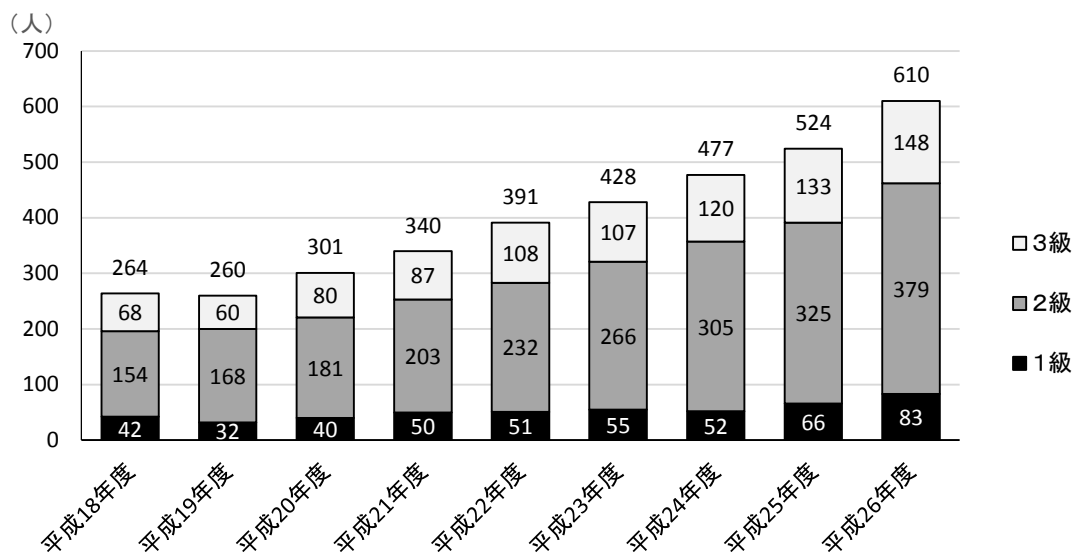
資料：統計かまがや（障がい福祉課）

身体障害者手帳保持者の推移



資料：統計かまがや（障がい福祉課）

精神障害者保健福祉手帳保持者の推移



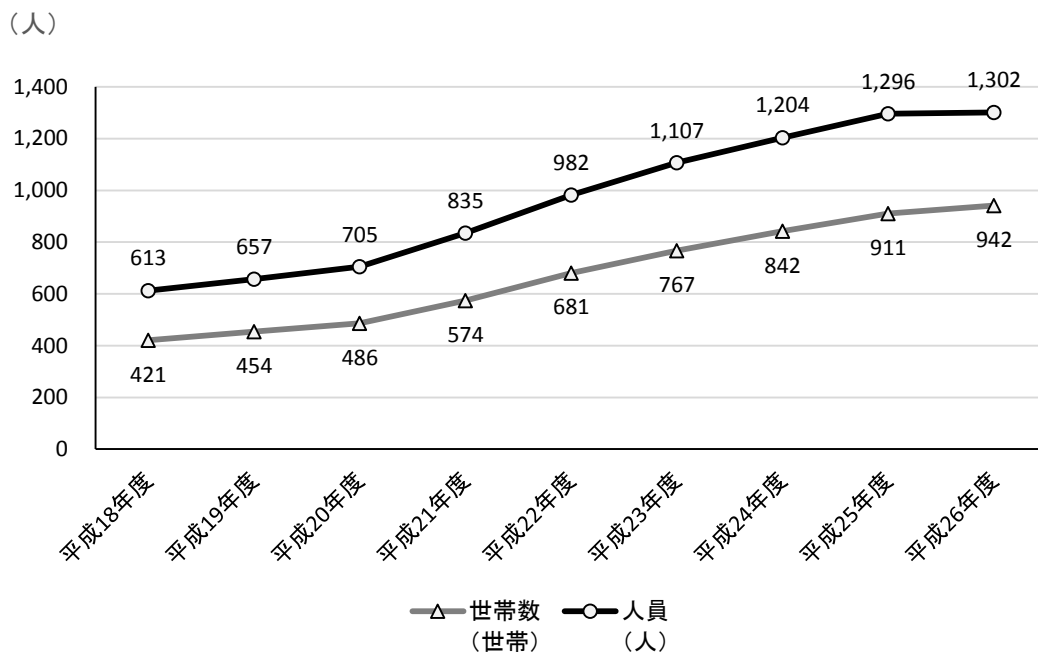
資料：統計かまがや（障がい福祉課）

(8) 生活保護関連

生活保護を受給している人数、世帯数ともに平成18年度以降増加する傾向が続いています。

平成26年度の受給人員は1,302人、世帯数は942世帯となっています。

生活保護世帯数及び人員の推移

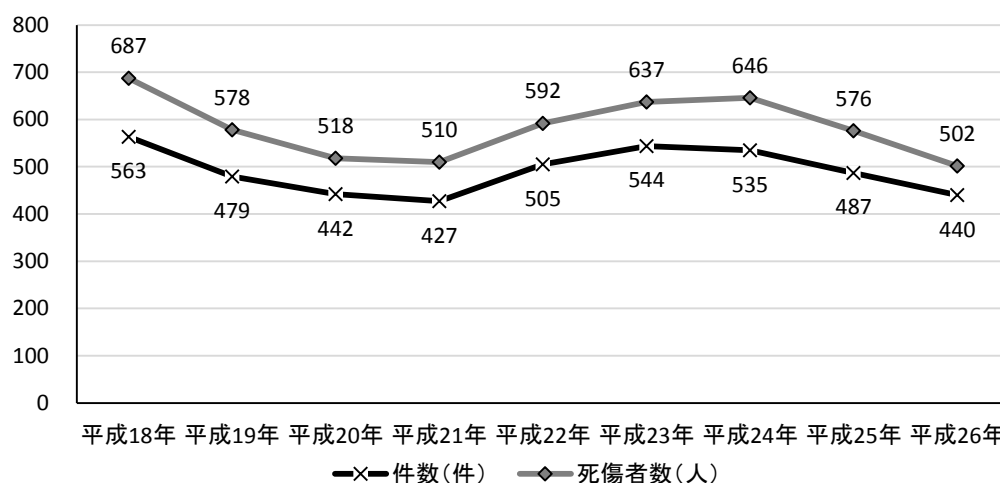


資料：統計かまがや（社会福祉課）

(9) 防犯・防災関連

交通事故の発生件数は平成 24 年以降、交通事故による死傷者数は平成 25 年に減少に転じ、平成 26 年の交通事故発生件数は 440 件、交通事故による死傷者数は 502 人となっています。

交通事故の発生件数と交通事故による死傷者数の推移



資料：統計かまがや（道路河川管理課）

市内の火災発生件数は、平成 20 年をピークに、ここ数年は概ね 25 件前後で推移しています。平成 27 年中の発生件数は、前年より 2 件多い 25 件となっています。

火災発生件数等の推移

単位：件

年	火災発生件数				死者(人)	負傷者	被災世帯	被災人員(人)
	総数	建物	車両	その他				
平成 19 年中	29	19	1	9	1	8	25	56
平成 20 年中	37	16	2	19	0	7	7	22
平成 21 年中	29	19	1	9	1	5	16	42
平成 22 年中	31	19	1	11	3	3	21	53
平成 23 年中	23	12	1	10	0	4	12	41
平成 24 年中	29	19	2	8	3	5	20	53
平成 25 年中	24	13	3	8	1	3	18	48
平成 26 年中	23	11	1	11	0	2	11	27
平成 27 年中	25	17	0	8	2	8	28	39

資料：統計かまがや（消防本部）

※火災発生件数（その他）の内訳：梨畑、ビニールハウス、竹林等

市内の刑法犯罪発生件数は、平成 27 年は前年より 121 件減少して、1,101 件となり、検挙率は 32.6%と 6.7 ポイント上昇しました。

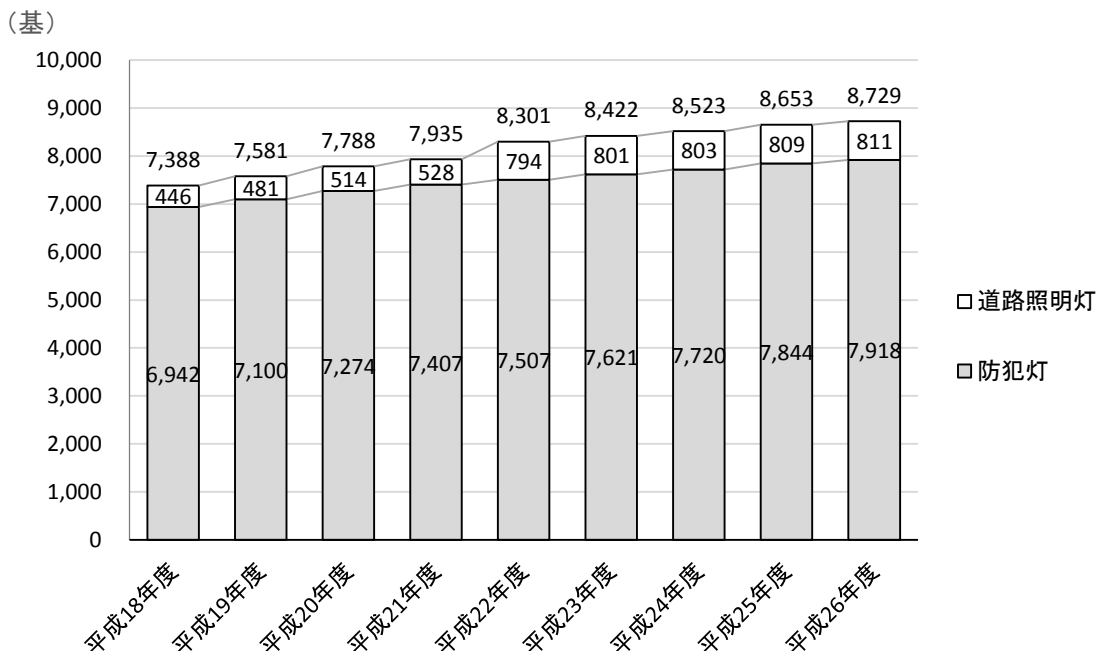
刑法犯罪の発生件数と検挙件数の推移

年	発生件数 (件)	検挙件数 (件)	検挙人員 (人)	検挙率 (%)
平成 19 年	1,421	598	168	42.1
平成 20 年	1,505	384	216	25.5
平成 21 年	1,471	322	178	21.9
平成 22 年	1,635	361	195	22.1
平成 23 年	1,495	334	219	22.3
平成 24 年	1,322	460	203	34.8
平成 25 年	1,356	345	339	25.4
平成 26 年	1,222	316	197	25.9
平成 27 年	1,101	359	273	32.6

資料：統計かまがや（鎌ヶ谷警察署）

市内の防犯灯の設置件数は毎年増加しており、平成 26 年度の設置基数は 7,918 基で、道路照明灯と合わせた設置基数は 8,729 基となります。

防犯灯（市の認定補助灯数）・道路照明灯設置基数の推移



資料：統計かまがや（安全対策課・道路河川管理課）

市の防災用品の備蓄状況は以下の表に示すとおりとなっています。

防災用品の備蓄状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

品名	数量	品名	数量
毛 布	16,036 枚	防 災 用 テ ン ト	12 張
食料(クラッカー)	46,960 食	簡 易 担 架	60 枚
飲 料 水 袋	10,600 袋	紙おむつ(乳幼児用)	9,852 枚
仮 設 ト イ レ	112 台	紙おむつ(大人用)	1,144 枚
発 電 機	56 台	尿 と り パ ッ ト	3,420 枚
炊 き 出 し セ ッ ト	42 式	生 理 用 品	17,280 枚
投 光 器	56 式	粉 ミ ル ク	86 箱
メ ガ ホ ン	31 台	哺 乳 瓶	460 本
燃 料 携 行 缶	21 缶		
救 急 箱	56 箱		

資料：統計かまがや（安全対策課）

2. 市民福祉意識アンケート調査結果の概要

本計画（平成28～32年度）の策定に向けて、近所付き合いや地域福祉活動への参加状況などの実態及び市民の考え方や意識の傾向を把握し、今後の地域福祉施策を検討するための基礎資料とするため、平成27年2月に郵送によるアンケート方式で実施しました。

調査地域：鎌ヶ谷市全域

調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の18歳以上の男女3,000人

調査期間：平成27年2月9日～2月20日

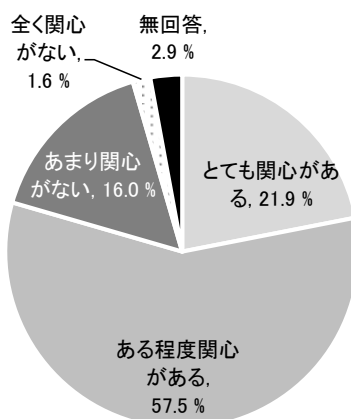
調査方法：郵送配布・郵送回収による調査

調査結果：配布数3,000枚、回収数1,668枚、回収率55.6%

(1) 福祉への関心について

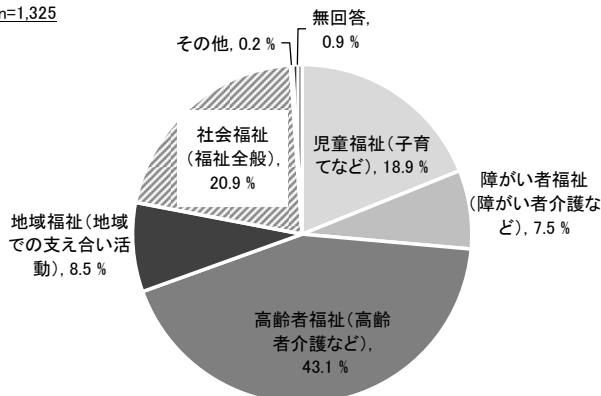
福祉への関心については、「ある程度関心がある」が57.5%で最も割合が高く、「とても関心がある」と合わせた『関心がある』が79.4%となっています。

(SA) n=1,668



関心のある福祉分野については、全体では「高齢者福祉」が43.1%で最も高く、次いで「社会福祉」が20.9%、「児童福祉」が18.9%となっています。

(SA) n=1,325



(2) 近所付き合いについて

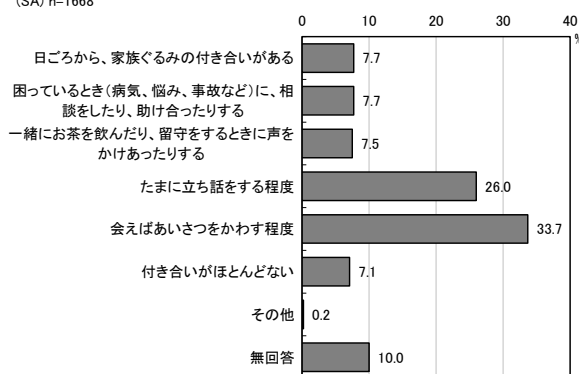
現在の近所付き合いは、現状は「会えばあいさつをかわす程度」が33.7%、「たまに立ち話をする程度」が26.0%で多くなっていますが、今後の近所付き合いの意向としては、「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする」が18.9%と現状の7.7%より11.2ポイント高い結果となっており、また、「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあったりする」も14.2%と現状の7.5%を6.7ポイント上回る結果となっています。

【現状】

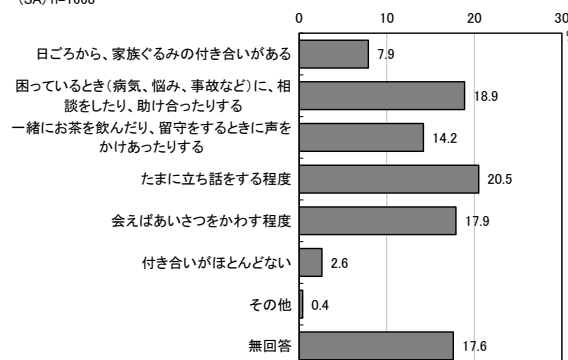


【今後の意向】

(SA) n=1668

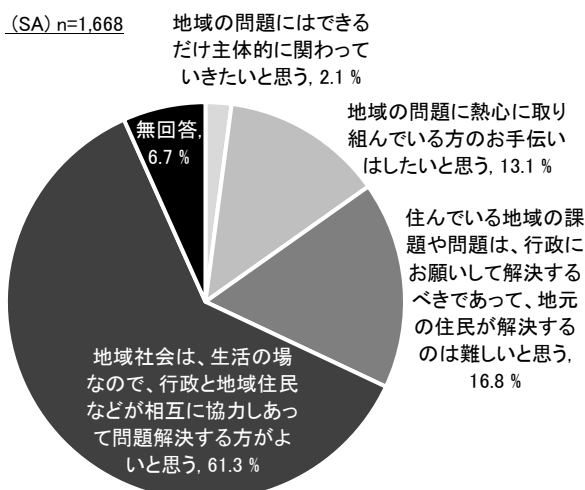


(SA) n=1668



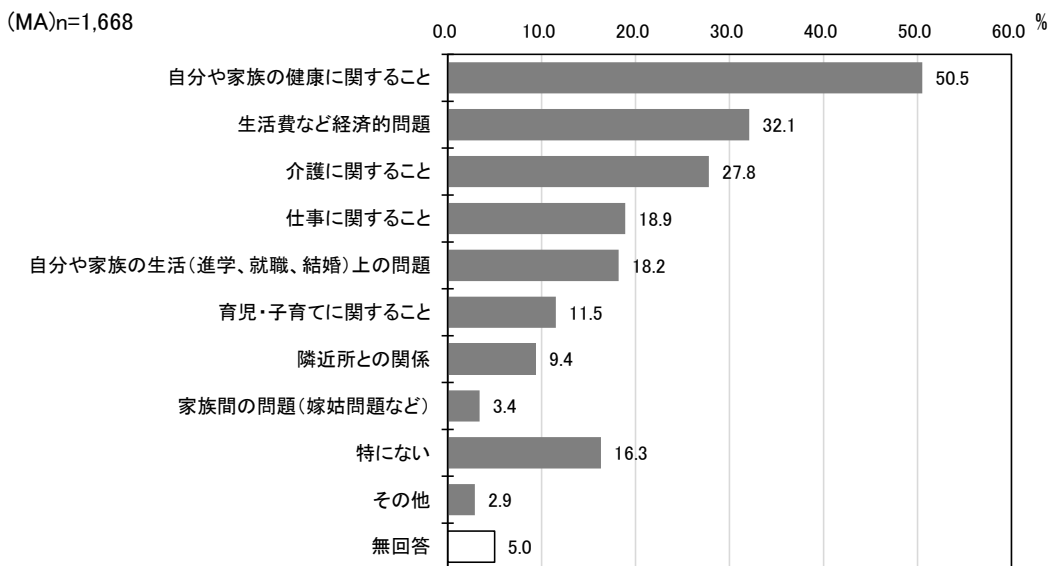
地域の問題との関わりについては、「地域社会は、生活の場なので、行政と地域住民などが相互に協力しあって問題解決の方がよいと思う」と回答した人の割合が61.3%で最も高く、「住んでいる地域の課題や問題は、行政にお願いして解決するべきであって、地元の住民が解決するのは難しいと思う」という回答は16.8%、「地域の問題に熱心に取り組んでいる方のお手伝いはしたいと思う」が13.1%となっています。

(SA) n=1,668

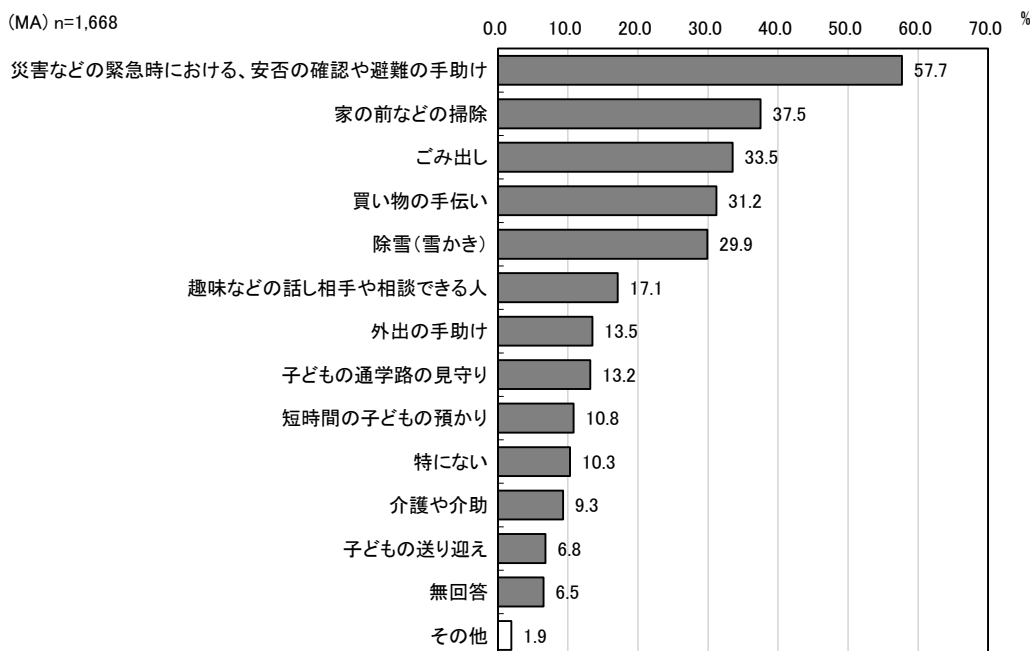


(3) 地域の課題について

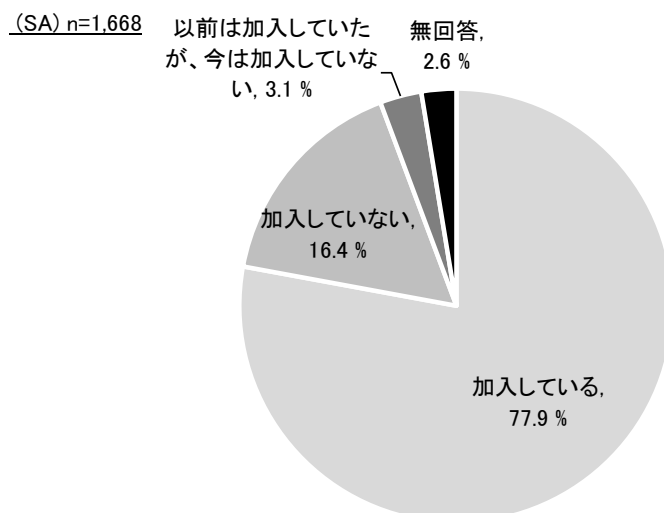
毎日の暮らしの中で、感じている悩みや不安については、「自分や家族の健康に関する
こと」という回答の割合が50.5%で最も高く、「生活費など経済的問題」という回答が
32.1%、「介護に関すること」が27.8%が続いています。



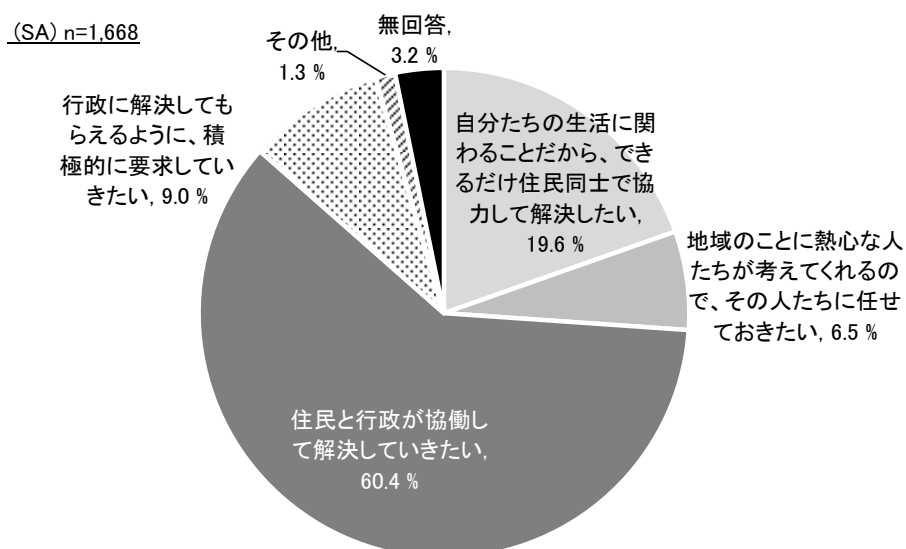
また、隣近所で、高齢者や障がいのある人の介護・介助や、子育てなどで困っている
家庭があった場合、どのような手助けができるかについては、「災害などの緊急時におけ
る、安否の確認や避難の手助け」が57.7%で最も高く、次いで「家の前などの掃除」
が37.5%、「ごみ出し」が33.5%、「買い物の手伝い」が31.2%となっています。



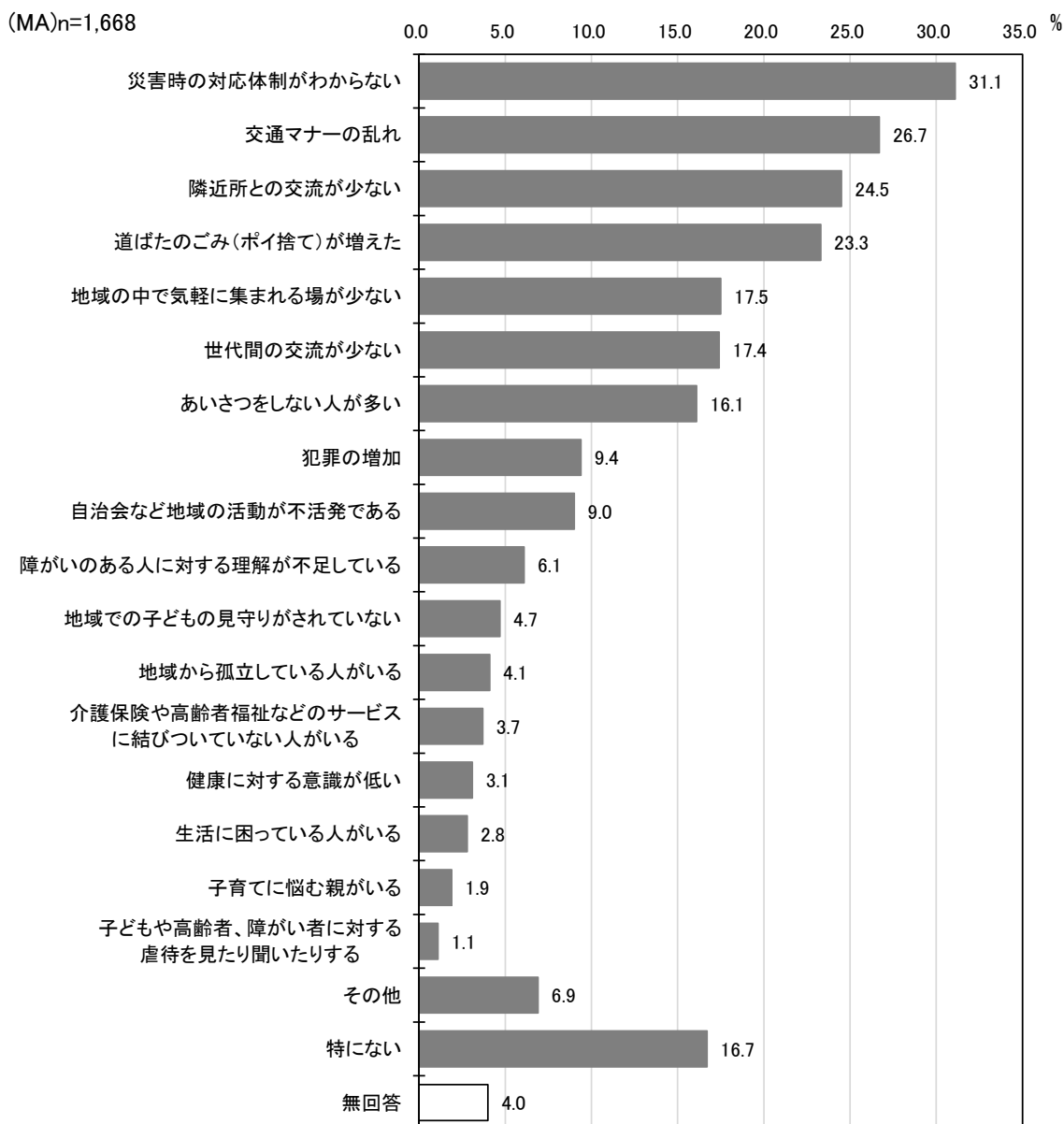
自治会加入者は自治会への加入については、77.9%が「加入している」と回答しています。「加入していない」「以前は加入していたが、今は加入していない」を合わせた割合は19.5%ですが、そのうち3.1%の人は「以前は加入していた、今は加入していない」と回答しています。



日常生活の中で起こる地域の問題に対して、どのような方法で解決するのがよいと思うかについては、「住民と行政が協働して解決していきたい」が60.4%で最も回答割合が高く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が19.6%となっています。

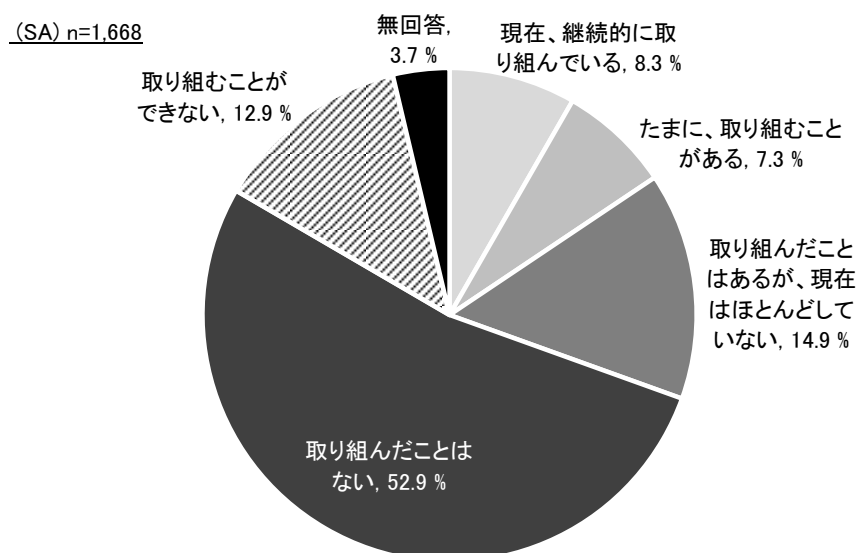


住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものについては、「災害時の対応体制がわからない」が31.1%で最も高く、次いで「交通マナーの乱れ」が26.7%、「隣近所との交流が少ない」が24.5%、「道ばたのごみが増えた」が23.3%となっています。

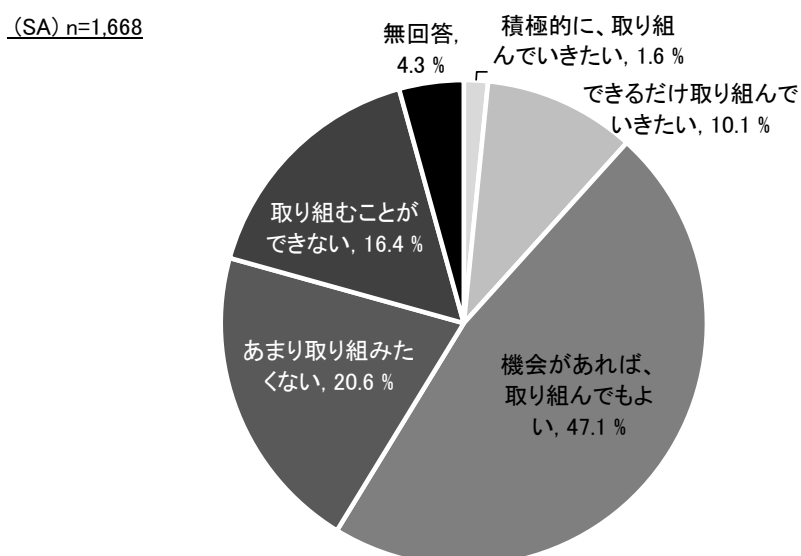


(4) 地域活動やボランティアについて

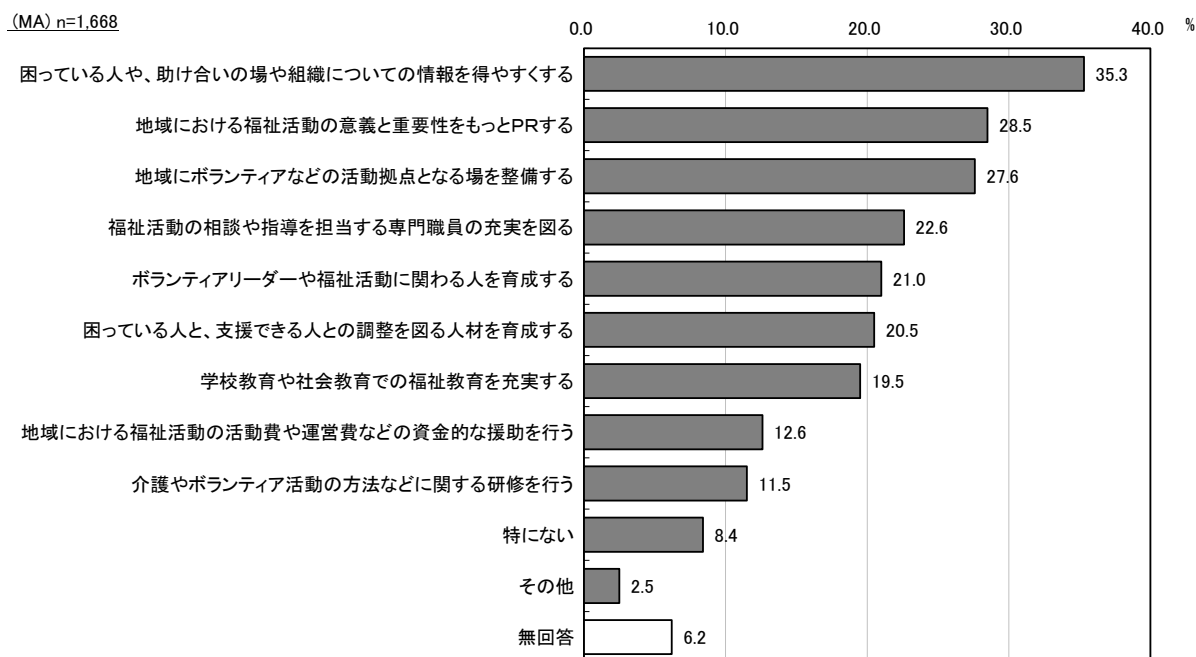
地域活動やボランティア活動等への参加状況については、「取り組んだことはない」が52.9%で最も高く、「取り組むことができない」と合わせた『取り組み経験がない』が65.8%となっています。一方、「現在、継続的に取り組んでいる」、「たまに、取り組むことがある」、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」を合わせた『取り組み経験がある』は30.5%となっています。



地域活動やボランティア活動等への今後の参加意向については、「機会があれば、取り組んでもよい」が47.1%で最も高く、「積極的に、取り組んでいきたい」、「できるだけ取り組んでいきたい」、「機会があれば、取り組んでもよい」を合わせた『取り組みたい』とみなせる回答は58.8%となっています。



地域における助け合い、支えあい活動を活発にするために重要なことについては、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が35.3%で最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が28.5%、「地域にボランティアなどの活動拠点となる場を整備する」が27.6%となっています。

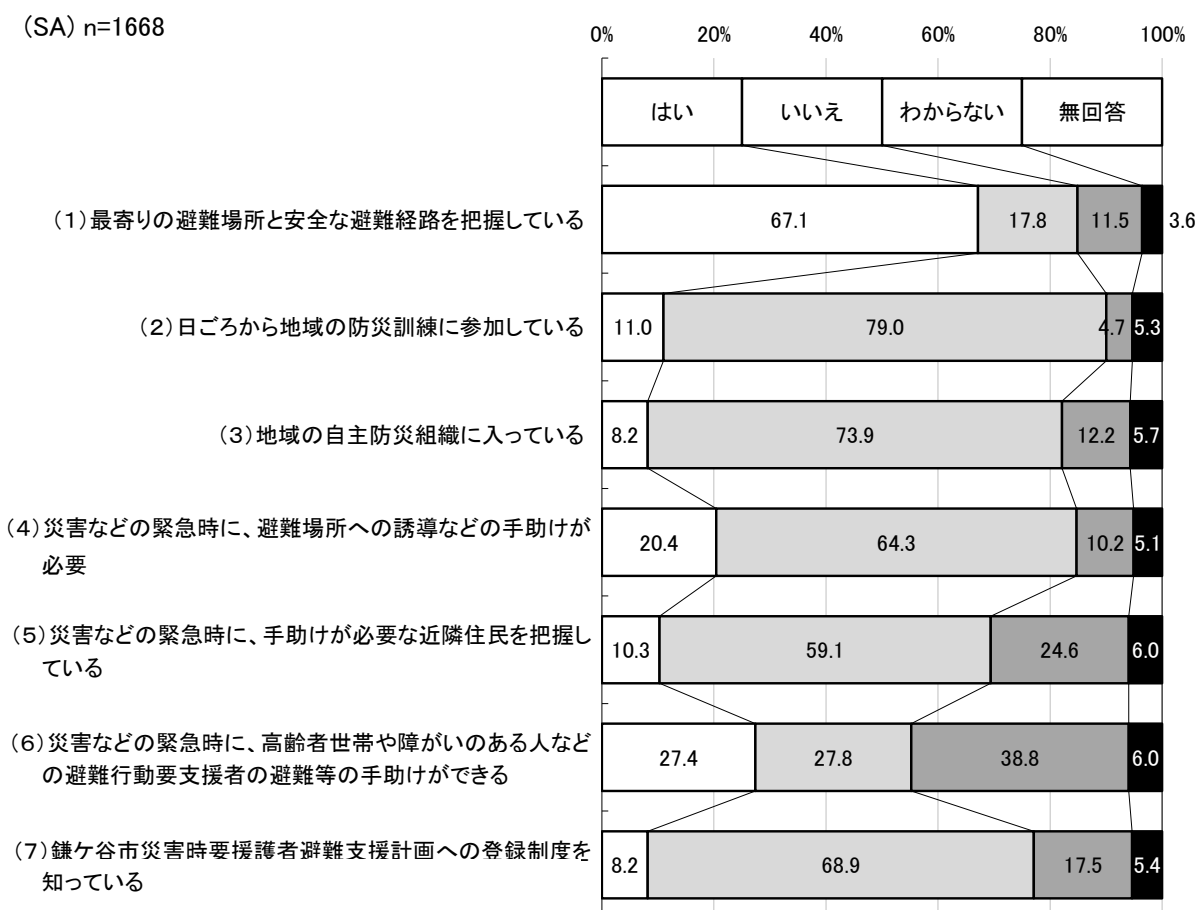


(5) 防災への取り組みについて

「最寄りの避難場所と安全な避難経路を把握している」は、67.1%と、7割弱に達していますが、防災に対する日ごろからの取り組みにおいて、「日ごろから地域の防災訓練に参加している」は11.0%、「地域の自主防災組織に入っている」は8.2%と、1割を切っています。

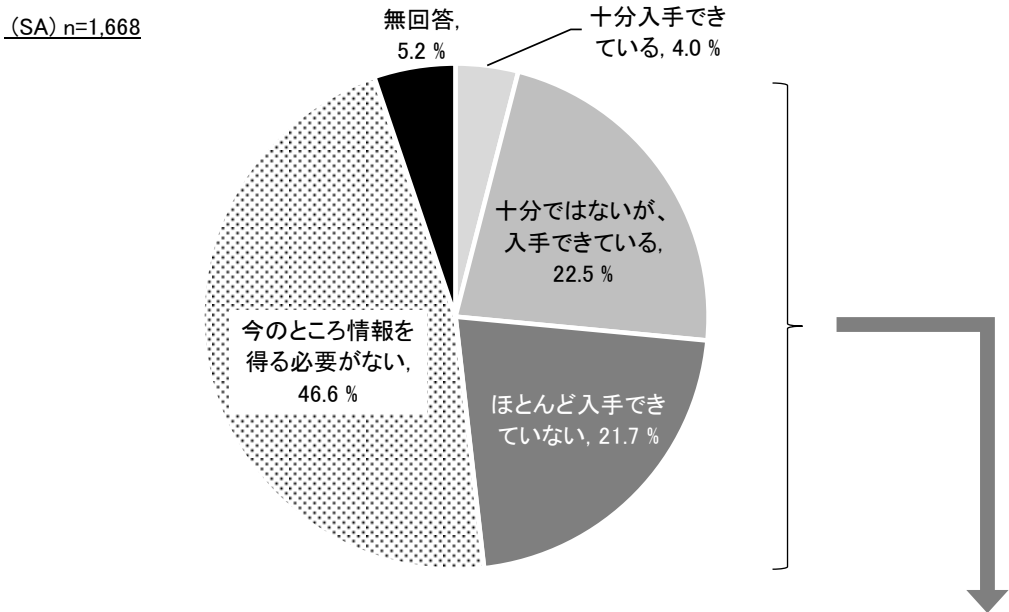
一方、災害などの緊急時において、「避難場所への誘導などの手助けが必要」は20.4%、「手助けが必要な近隣住民を把握している」は10.3%、「高齢者世帯や障がいのある人などの避難行動要支援者の避難等の手助けができる」は27.4%となっています。

また、「鎌ヶ谷市災害時要援護者避難支援計画への登録制度を知っている」は8.2%と、1割未満に留まっています。

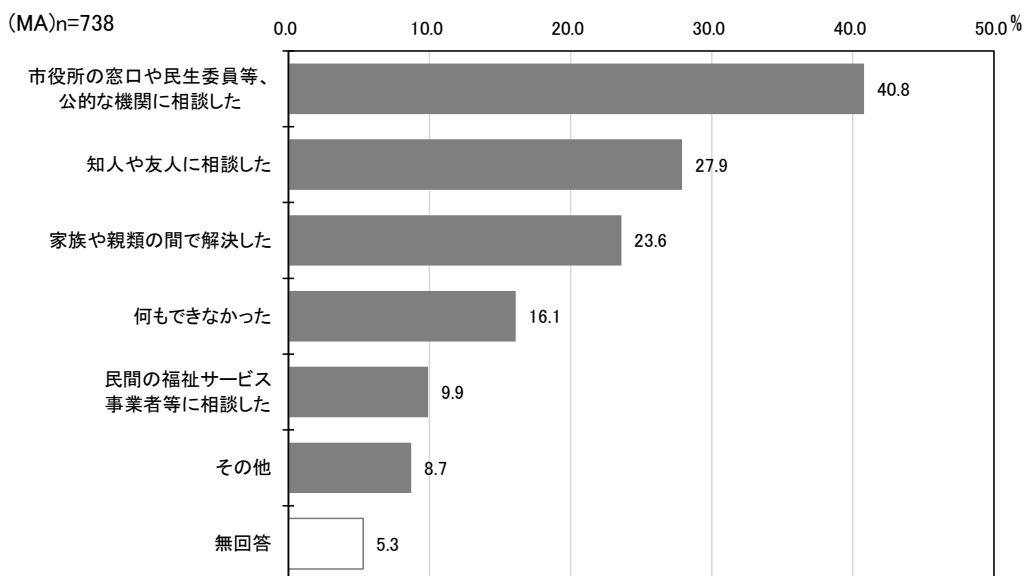


(6) 福祉関連情報の入手について

「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているかについては、「今のところ情報を得る必要がない」が46.6%で最も回答割合が高く、以下「十分ではないが、入手できている」が22.5%、「ほとんど入手できていない」が21.7%と続いています。



前問で「十分ではないが、入手できている」または「ほとんど入手できていない」と回答した人に、十分な情報を得られなかった時、問題をどのように解決したかについて複数回答で質問した結果、「市役所の窓口や民生委員等、公的な機関に相談した」が40.8%で最も回答割合が高く、以下「知人や友人に相談した」が27.9%、「家族や親類の間で解決した」が23.6%と続いています。

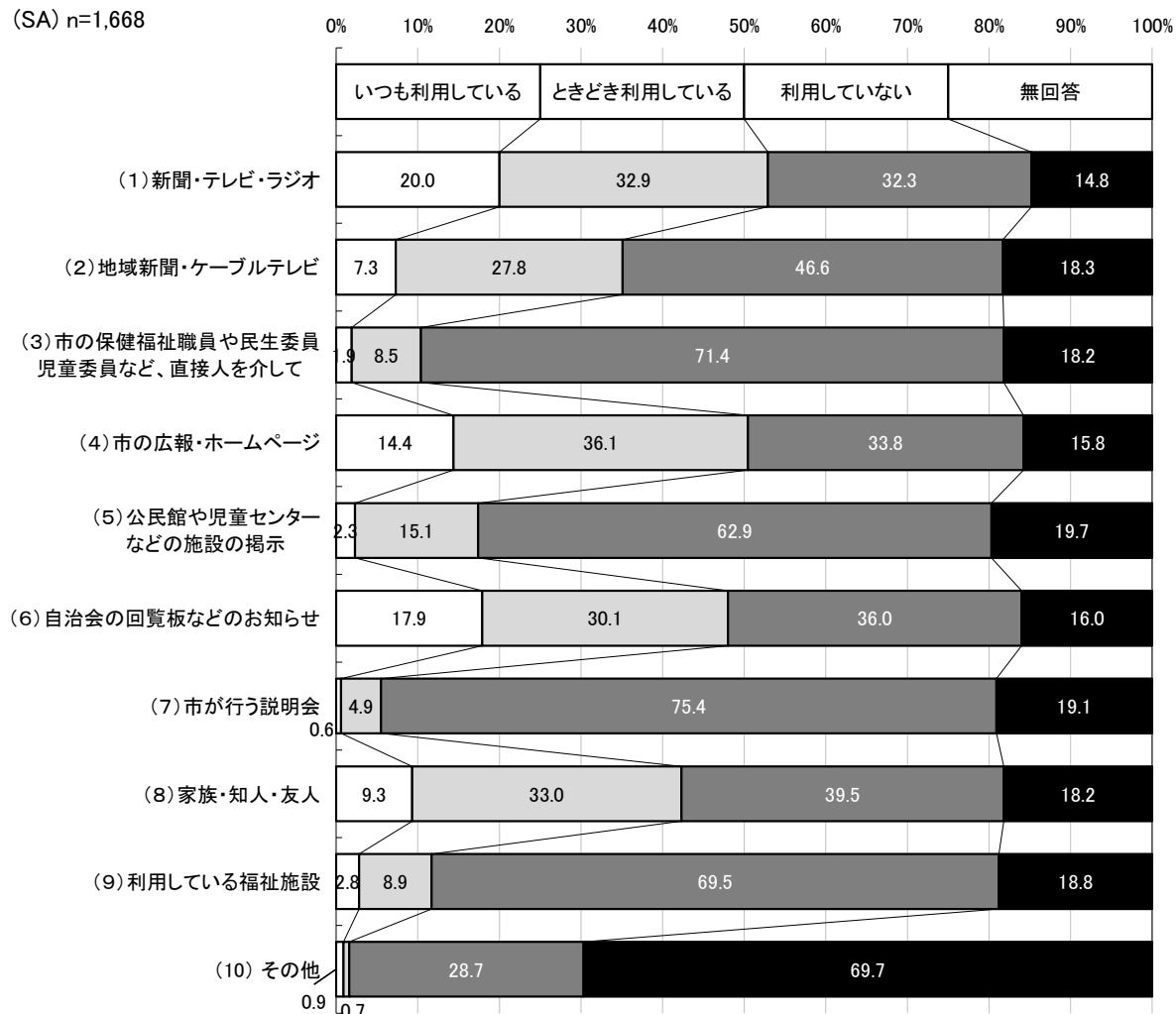


「福祉サービス」に関する情報入手手段で、「いつも利用している」という回答の割合が高いのは「(1) 新聞・テレビ・ラジオ」で 20.0%、以下「(6) 自治会の回覧板などのお知らせ」が 17.9%、「(4) 市の広報・ホームページ」が 14.4%となっています。

また、「ときどき利用している」の回答割合が最も高いのは「(4) 市の広報・ホームページ」の 36.1%で、以下「(8) 家族・友人・知人」が 33.0%、「(1) 新聞・テレビ・ラジオ」が 32.9%、「(6) 自治会の回覧板などのお知らせ」が 30.1%となっています。

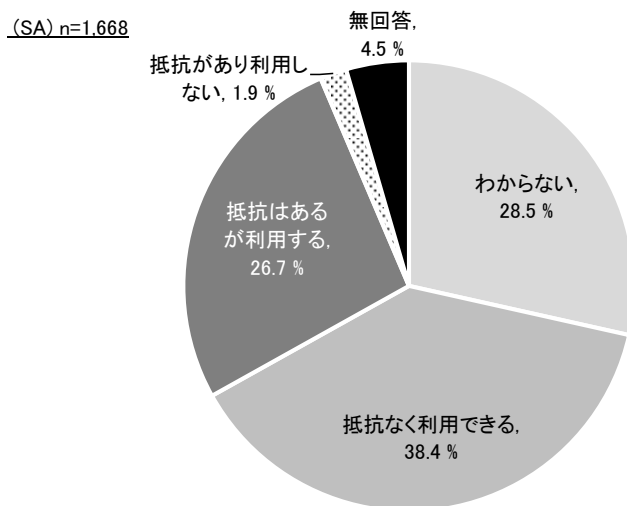
「いつも利用している」と「ときどき利用している」を合わせた回答割合が最も高かったのは、「(1) 新聞・テレビ・ラジオ」で両回答を合わせて 52.9%と、過半数以上の人何らかの形で福祉に関する情報の入手先として利用している結果となっています。

(SA) n=1,668

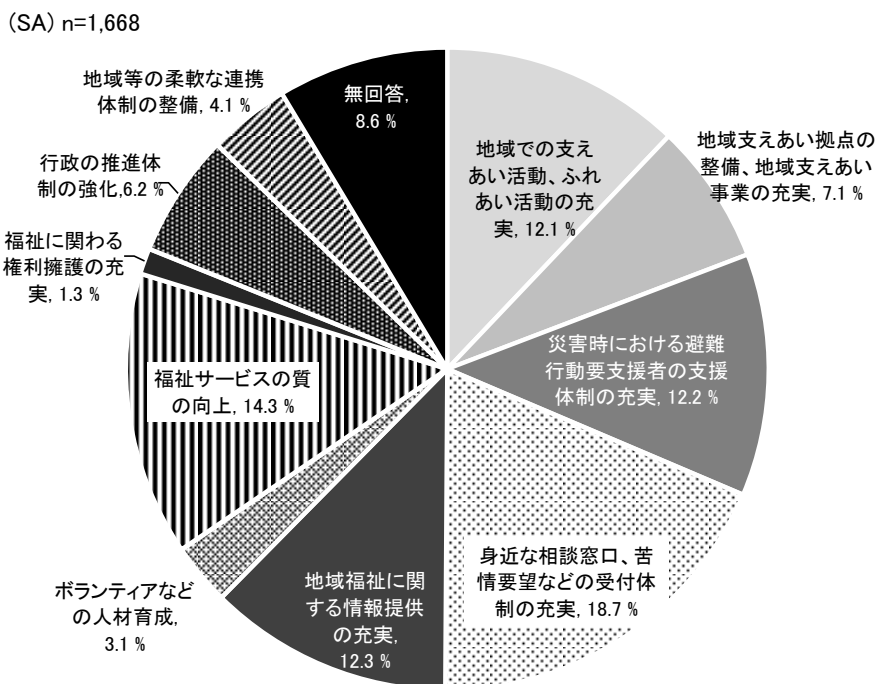


(7) 市の福祉施策について

福祉サービスを必要としたとき、抵抗なくサービスを利用することができるかどうかについては、「抵抗なく利用できる」が38.4%で最も回答割合が高く、次いで「わからない」が28.5%、「抵抗はあるが利用する」が26.7%となっています。

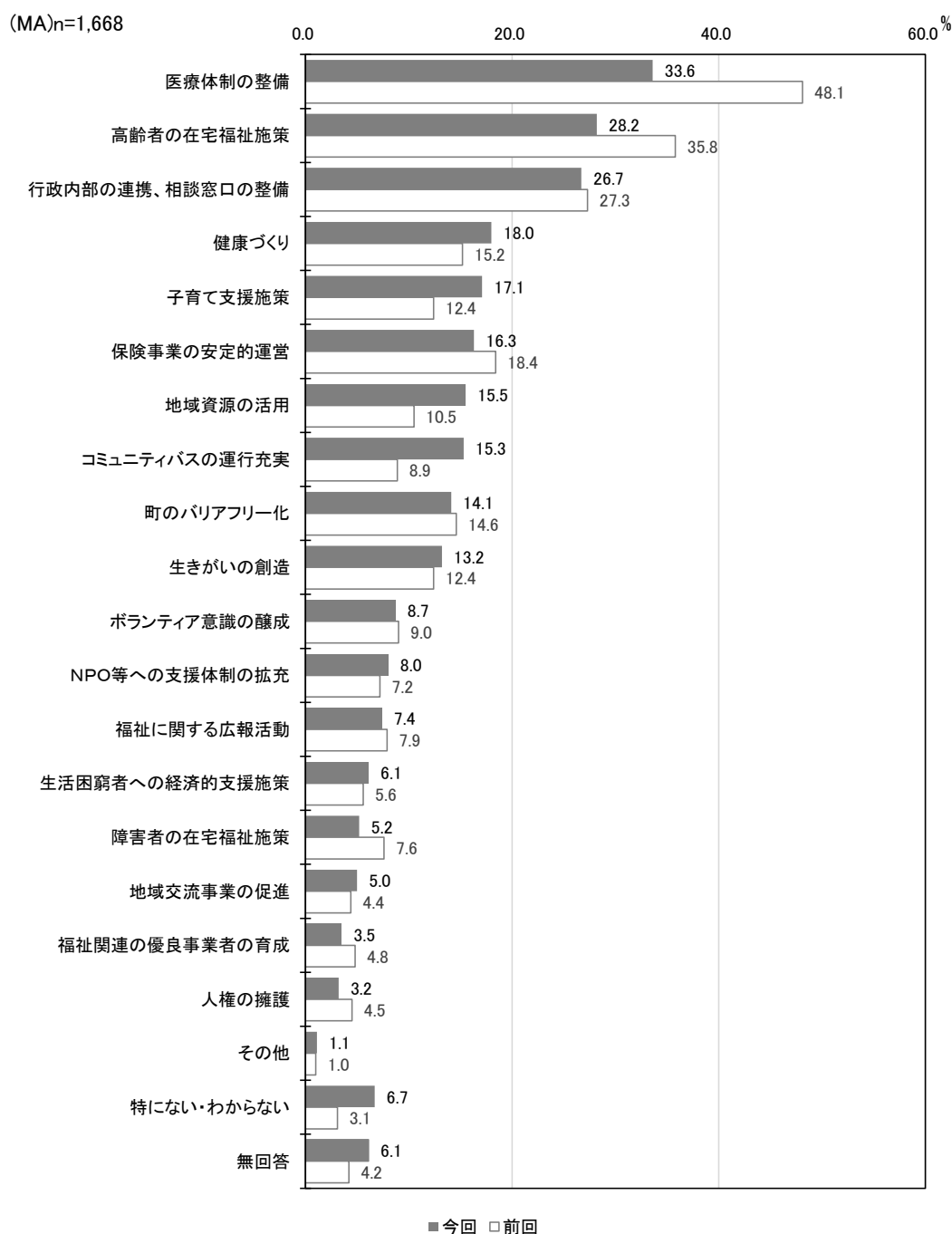


鎌ケ谷市で今後最も重視すべき施策については、「身近な相談窓口、苦情要望などの受付体制の充実」が18.7%で最も回答割合が高く、次いで「福祉サービスの質の向上」が14.3%、「地域福祉に関する情報提供の充実」が12.3%、「災害時における避難行動要支援者の支援体制の充実」が12.2%、「地域での支えあい活動、ふれあい活動の充実」が12.1%と、それぞれ1割程度となっています。



鎌ケ谷市の福祉施策をより充実していくために重要と考える取り組みについては、全体では「医療体制の整備」が33.6%で最も高く、次いで「高齢者の在宅福祉施策」が28.2%、「行政内部の連携、総合相談窓口の整備」が26.7%となっています。

前回調査（平成16年2月）との比較では、これらの上位項目の順序は変わりませんが、回答割合は各項目とも、前回は下回る結果となっています。前回より回答割合が増加した項目としては、「健康づくり」「子育て支援施策」「地域資源の活用」「コミュニティバスの運行充実」等が挙げられます。



3. 地区懇談会の概要

(1) 開催目的・対象者

市内の6地区で実際に活動している方々にご参加いただき、市内の現状や共通の課題について共有し、それらに対する解決方法を考える場として、また、参加者同士のネットワークが形成され、今後の地域力を高めるような活動につなげることをねらいとして開催しました。地区ごとに設定した検討テーマをもとに地域の現状や課題、今後地域で取り組めることについて話し合い、今後5年間で地域の目指す目標として、キャッチコピー(標語)を設定しました。

(2) 実施概要

地区	開催日時・ 場所・参加 人数	検討テーマ・キャッチコピー・主な意見
中央	8/28(金) 午前10時 ~12時 中央公民館 学習室1 26名	検討テーマ: 日常の身近な問題を相談できる地域での相談窓口や気軽に集まれる場所(自分の居場所)を作れるか?
		キャッチコピー: 身近で気軽に集まれる場 あいさつで心をつなごう
		主な意見: ・気軽に話をしたり、お互いに相談ができる、身近に集まれる場所を作る。 ・積極的にあいさつをしたり、行事に参加するなど交流をしていく。
東部	9/1(火) 午後1時30分 ~3時30分 東部学習センター視聴覚室 36名	検討テーマ: 自治会の活動を活発にするにはどうすればよいか?
		キャッチコピー: 大きな手 小さな手 みんなでつないでみたら 地域の輪
		主な意見: ・年齢に関係なく、行事や地域の活動に積極的に参加や協力をするなど行動を起こし、地域でのコミュニケーションを図りたい。 ・地域イベントの魅力化、声かけ、継続できるしくみづくり、市からの加入勧奨などにより、自治会の加入を促進したい。
南部	9/9(水) 午前10時 ~12時 南部公民館 2階集会室 26名	検討テーマ: 防災・防犯や災害発生時の課題
		キャッチコピー: 笑顔であいさつ 日頃の助け合い
		主な意見: ・隣近所との常日頃のコミュニケーションを心がけ、地域とのつながりで緊急時に助け合える地域をつくりたい。 ・災害時の要支援者を近所で把握していく。

地区	開催日時・ 場所・参加 人数	検討テーマ・キャッチコピー・主な意見
中央東	9/15(火) 午後1時30 分～3時30 分 東初富公民 館ホール 34名	検討テーマ: 近所付き合いを活発にするにはどうすればよいか？
		キャッチコピー: 地域の力はあいさつ・声かけから <small>かなめ</small> 共助の要 自治会活動
		主な意見: ・向こう三軒両隣の近所同士であいさつや声を掛け合い、地域の行事などには、お互いに誘い合っていく。 ・自治会において、隣近所の人たちが気軽に集まれる場所をつくり、地域の行事や活動を活発にしていく。
西部	9/26(土) 午後1時30 分～3時30 分 くぬぎ山コミ ュニティセ ンター集会 室 29名	検討テーマ: 子どもや高齢者、障がい者にとって利用しやすい道路や歩道について、市とどのように協働して整備していただけるか？
		キャッチコピー: 道路整備と地域の協力によって 子ども・高齢者・障がい者にやさしいまち
		主な意見: ・道路の危険箇所や道路環境の改善などを行政に呼びかけ、協力して整備していく。 ・子どもたちの通学時や登校時の見守り、防犯パトロール、交通マナー、清掃などを地域で協力して行っていく。
北部	9/28(月) 午前10時 ～12時 北部公民館 視聴覚室 11名	検討テーマ: 地域防犯や子どもの見守り活動等にどのように取り組むべきか？ 災害時の緊急時における近隣の要支援者等の情報はどのように管理(把握すべきか？)
		キャッチコピー: 安全安心 向こう三軒両隣 (日頃の声かけ・見守り・備え)
		主な意見: ・地域や団体間連携などにより、子どもたち、高齢者、独居の方への地域での見守りを行う。 ・地域住民同士での交流・近所付き合いを積極的に持ち、情報交換や話し合いをする。 ・災害時に備えて、自分や家庭できる日頃からの準備や避難経路の把握を行っておく。 ・あいさつ・声かけをして、近所に住んでいる人の家族 どんな人がいるのかを知ることにより、常日頃から高齢者や子どもの見守りをしたり、災害時の支援の必要な人を把握しておく。

【地区懇談会の様子】

◆中央地区（8月28日）



◆東部地区（9月1日）



◆南部地区（9月9日）



◆中央東地区（9月15日）



◆西部地区（9月26日）



◆北部地区（9月28日）



中央地区の意見の一部

日常の身近な問題を相談できる地域での相談窓口や気軽に集まれる場所(自分の居場所)を作れるか？

テーマ①

【自助】
個人や家族で
行うこと

世話を受けている人はつまらないブライドをすてて、本当に手助けして欲しいことを素直にたのむ

老人、弱者の居る家庭の愛情をかくすことなど知らせてもらおう

様子を知りたい

一人暮らしの人に何か手伝うことがあるかどうか

おとなりの頼む方の手伝いが、先住の方のブライドもあつりどうしようか？

近所の人、顔見知りの方が元気よく言葉をかけていく

男性老人の引き出し方

近所での声をかけてやる

引きこもりぎみの人を引き張り出す

ボランテティア自身も高齢化している

ボランテティア自身の高齢化について

若い人にボランテティア活動に参加してもらおう

若いボランテティアの集め方

人集め、お知らせの方法(例：相談室、サロン等)

出来る限り家族で解決する努力が大切。同居でない家族とも

家族とくに子どもたちと助け合う

居場所は今の所は自宅。他は考えていません

必ず解決できるのか心配です

家族の問題はむずかしい

【共助】
地域や団体で
行うこと、住民
同士の支えあ
いの取り組み

知ったことを他に絶対には知らせない信頼されることが大切

相談した件について秘密は守れるか

マナーとルールへの遵守

サロンの活動内容について男性も楽しめるものにする

サロンの活動内容が高齢など

サロン、懇話会の回数を多くする

予算について本人負担有

【公助】
地域で行うた
めに行政に支
援をしてほしい
こと

話し合い、助け合いでどうしても解決できない場合は、市に相談する

ボランテティアが相談された件について解決できない時

ボランテティアの受け皿となってくれるセクシオン

集まれる場所の確保

集会所所ほしい(何をする?)

室の年間確保

自分の弱い部分をかくしたがる人がいる。行政の力で強制的にする必要がある

雑草(木)が道路に出ていて、勝手に切ることができない

近所に草ボウボウの市有地がある。草刈りをしてあげたいが、制約がありそう

行政にやってもらいたいことは、地域社会のまとめで協力してほしいこと

相互に善意に期待するだけでなく、出来るだけ分担等制強化して強制力を持つように

施設(病院)への交通手段

施設の利用法

ききょう号の利用がしづつらい。午前中増発しては(公民館に来る人は午前中が多い)

自分や家族の困りごとがある場合は行政に相談をする

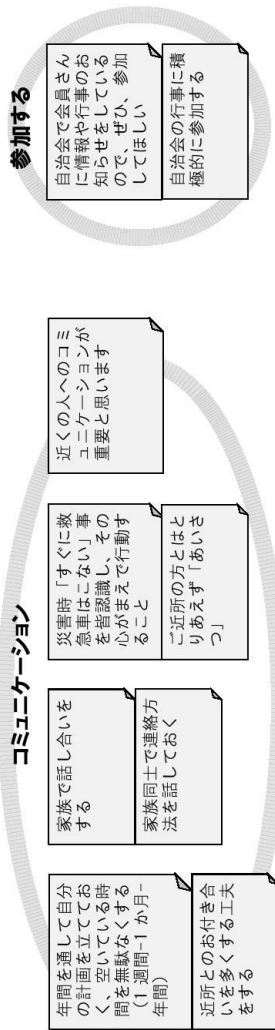
地区社協に対しての人数制限。各係40名。
・コーディネーター2名
・金銭について

気軽に集まれる場所 孤独者をなくしましょう！積極的な交流を。

東部地区の意見の一部

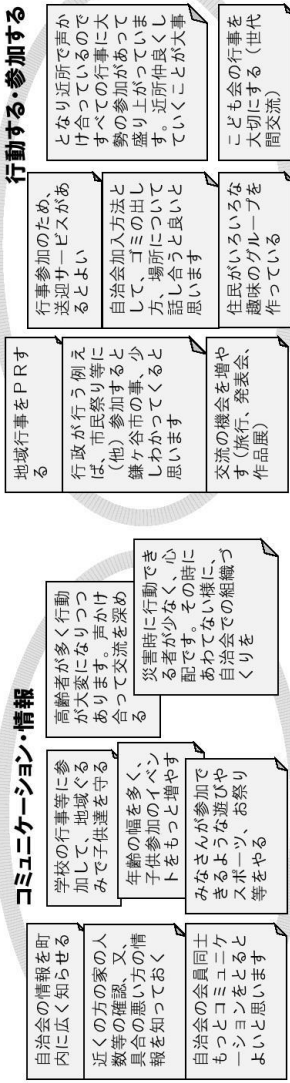
テーマ①

自治会の活動を活発にするにはどうすればよいか？

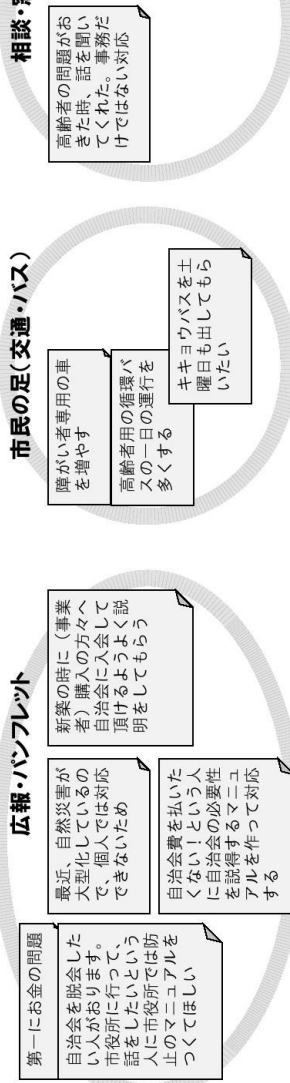


【自助】
個人や家族で行うこと

【共助】
地域や団体で行うこと、住民同士の支えあいの取り組み



【公助】
地域で行ったために行政に支援してほしいこと



南部地区の意見の一部

防災・防犯や災害発生時の課題

テーマ	内容
<p>【自助】 個人や家族で行うこと</p>	<div style="display: flex; flex-direction: row-reverse;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>自助と共助の間に近所が必要</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>隣近所の安否確認をする</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>避難場所まで歩けない、遠い人まで避難場所まで行く</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>目配り気配りや隣近所だけでなく、家族内だけでなく周りも思いやりを守りが必要</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>自分の近所どのくらいの範囲の人数を覚えておくか？</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>地域(町内会区域)の災害、事故の正確な現状把握と、りまどめ記録作成(地図等に記入)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>普段から隣近所と顔を合わせたら、話あいをしておく。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>近所同士で防犯、防災に対するミーティング</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>・情報伝達の機器を用意しておく ・灯りも同じ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>防犯パトロールに協力する</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>お互いの安全をたしかめる</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>⑤防犯パトロール隊の設置</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>町会(班)内のコミュニケーション方法を検討する</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>生活用水の確保</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>③避難場所や経路のマップを配布する</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>地域や団体で孤立した世帯の把握、見守りや支援をふれあい活動が大切</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>要保護者 支援の把握</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>①要支援者別の担当者を決めておく</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>②防災訓練等のチラシを配布する</p> </div> </div>
<p>【公助】 地域で行うために行政に支援してほしいこと</p>	

自助

1. 自分の命を守る
2. 家族の命を守る
3. 備蓄品の用意(7日間分)
4. 家族・地域の集合場所
5. 防災・防犯グッズの準備

共助

1. 隣近所のコミュニケーションを図る
2. 防犯パトロールの強化
3. 生活用水の確保(井戸)
4. 避難経路の確認
5. 情報伝達機器の準備(トランシーバー)
6. 要保護者支援の把握

公助

1. 情報収集を最優先にする
2. 避難時の連絡確保(整備)
3. 避難所の立ち上げを急ぐ

中央東地区の意見の一部

テーマ①

近所付き合いを活発にするにはどうすればよいか？

【自助】

個人や家族で行うこと

近い家同士の集いを作せ！！
 他人からいらしたき物があれば、一部を近所へおすそ分けをして親しくなる

自分達の生活をオープンにして、垣根をなくす

ゴミ出しで困っている方がおりましたら、手をかしてあげる(定歴の不在田人)

ゴミステーションで等決まった日時での会話を心掛ける。短い時間で良い

朝夕のあいさつから悪い時は直すように注意してあげる

あじわい

【共助】

地域や団体で行うこと、住民同士の支えあいの取り組み

公園等でバーベキュー大会をやる
 朝のラジオ体操に参加して朝のあいさつをする
 DVDとか映画を見る会

趣味 室内 グループ作り 麻雀 カラオケ
 室内 室外 グループ作り 麻雀 カラオケ
 趣味 室内 グループ作り 麻雀 カラオケ
 ラジオ体操でコミュニケーションをとる

年1回でも良いから隣近所の人達と気軽に集まれる場所、行事を考える(例：自治会の運動会等)
 団地内清掃をみんなで行う。毎月実施する

AEDなど講習を受けよう。その時近所の人を誘って参加する(目的) 近所と親しくなる
 独居の方々には近所の人達で見廻り声かけしてあげるようにする

自宅の建築年代をCHECKして耐震基準を知っておれば、自宅の安心感が出て近所の人を誘う事ができる

お誘い

サロンの実施 サロンの行事に、例えば踊り、カラオケ、介護教室にお誘いしましょう
 散歩がてら集会所でお茶を飲む。無料

お茶 冷水 自動機械 買ってほしい 市提供
 自治会の集会所(サロン)の懇談を確保する

大きな団地では県又は全国5プロックに分け集会所する
 隣近所と同じ人が訪問するのではなく、担当者が違つた方が家にこもりがちなのは話しやすいのでは

民生・社協ふれあい員 手助けをする 自治会役員

【公助】

地域で行うために行政に支援をしてほしいこと

公民館の数を増やす。場所が遠くて行けない人が多いので、近所に公民館があると便利
 地域の行事には近所に声かけをして誘い出しましょう

公民館でいるような遊具を用意して自由に使えるようにする
 公民館が山ほし、集会所も良い、集会所も

グラウンドゴルフを行える広場がほしい。
 いるいるなゲームが行える場所があると誘いやすい。仲間を増やすことになる

集会所の必ず市の保健師さんと呼ぶ
 公園やスパー等近場で気軽に話せる場所を確保する。外出可能な人

団地内の買物よりもたまには外出して買いたい物やバスききょう号の土日の運行をのぞみます

予算をグループごとと50000-位を同意ほしい
 市に要求

公的行事等はかまがや広報自治会回覧でお知らせするが、自治会未加入や新聞を取っていない人が高齢者やと広く確実にしたい。

西部地区の意見の一部

子どもや高齢者、障がい者にとって利用しやすい道路や歩道について、市とどのように協働して整備していけるか？

テーマ

【自助】

個人や家族で行うこと

一方的に市にお願
いしたい

環境整備(美化)
運動への参加

道路にはみ出している木の枝や草の伐採

お互い挨拶、声かけ
道路

自転車運転のマナー
一向上

歩行者の通行マナー

犬の散歩のマナー
を良くする為、指導してほしい

① 道路整備は市が主導

② マナーUPのため何をするか？

【共助】

地域や団体で行うこと、住民同士の支えあいの取り組み

地権者に協力のお願い

工事開始後は、PTAで率先して交通安全指導を参ります

子供との声かけ運動のための交流会PTAとの連携

道路が出来ることにより住民にどのような効果が見られるのかよく説明してほしい

空き家前の草木の伐採(ゴミゼロの日)に役員さんが伐採している

道路清掃隊の編成

道路を広く 土地取得？

西部小・三中の道路③
PTA 中心で協力

道路近傍の住民
自治会

子供、高齢者、障害者、それぞれが危険のないように見守ることが大切である(注意してあげる)

防犯組織の活用
声かけ
安全

【公助】

地域で行うため行政に支援してほしいこと

地権者の気持ちも
しっかり考えてほしい

地元の協力
早く余り時間を掛けない
早く作れ

歩道の傾斜がきつい
歩道の整備が必要(歩き易い歩道を作る)

歩道の木の根で段差があつて歩きにくい

子供の通学に危険のないような歩道作りが必要である

車イスで病院へ行く歩道の整備

防犯のための街灯の整備

視覚障害者が安心して歩くことが出来る歩道を作る(車いすの場合も同じ)

雨水対策を十分にした道路

水はけが悪くすぐ冠水する箇所を直してほしい

自転車専用道路が必要
自転車も通れる歩道に整備してほしい

西部小学校の前の道路、特に歩道を広くする
自転車がスムーズに走れるようにしてほしい

防災避難道路
案内が必要

交通安全マナーについて市の講演を希望

環境美化運動、道路清掃について講演希望

道路袖裁の整備

道路にゴミ捨て禁止の立札を立てる

くぬぎ山駅からくぬぎ山交差点の手前、自衛隊の所、自転車で左側通行を禁止してほしい

ポランティアへの支援を厚くしてほしい

くぬぎ山右折帯がほしい

行政でもっと地域をハトローとしてほしい

北部地区の意見の一部

災害等の緊急時における近隣の要支援者等の情報はどのように管理(把握)すべきか？

テーマ②

【自助】

個人や家族で行うこと

● ① 大災害に对应できるような耐震対策を行う
まず自分の身(家族も含む)を確認し、次に要支援者の自宅の確認に行く

② 北部地域での水害は少ないと思われ、火災・地震対策をあらためておく
● ③ 停電対策を考える
ライフラインの拡充
・カセットコンロ
・水・非常食
→ 2週間分

● ④ 自分の安全を最優先
・家族の安否確認
・ふだんの災害に気を配る
・家庭の電源を切る
・テレビ・家財、インターネット他
の弱電の倒れ防止

● ⑤ 2日、3日の飲食物では間に合わない。2週間分の備えが必要
最低限の食事を確保する
食糧品どのくらいその家で置いておく所がない

● 1週間位の食料、飲み物を備蓄しておく
・薬品等も大事
・バケツ・ビニール袋(トレイ用に)用意する
・銃ほう、ノコギリ車、ジャッキをいっつも使えるようにしておく

● ⑥ 自助家庭内の連絡を密に
● ⑦ 隣近所の人との付き合いを大切に
ひきこもり対策
実際にはお付き合いをしないのが難しい

水災害が出た時、連絡をまず市役所ですか、どこへ避難するのか？
● ⑧ 隣近所の方の把握をしておけばよい
避難場所へ行く前に避難場所の動静を把握しておく

【共助】

地域や団体で行うこと、住民同士の支えあいの取り組み

● ⑨ 独り暮らしの方とは避難場所、避難所の確認をしておく
● ⑩ 隣同士、声掛けをして話し合わせ(孤独対策)参加をうながす

● ⑪ 敬老会だけでなく高齢者の皆様が気楽に参加できるイベントを増やす
● ⑫ 社福の行事以外にその地域に合ったレクリエーションの企画

● ⑬ 自治会の班長さんで連絡くれるですか
行政は災害時にはどのような方法で市民の安否を確認できるのでしょうか。例えば自治会等の連絡方法は決まっていますか

なにか災害があった時はまずどこへ連絡するのでしょうか
防犯へ警察へ
自治会単位では要支援者の情報は把握しにくい(民生委員の方の力が必要)

● ⑭ 向こう三軒両隣と言われ、常日頃見守りをしておいたら、一番いいのかと思う
● ⑮ 向こう三軒両隣に隣近所への挨拶は、自分も地域の人も、自分も話せる状態にしておく
● ⑯ 日頃、近所に住んでいる人の家族とどんな人がいるのか知る事
毎日のあいさつ声かけで何かの時に話せるようになる

● ⑰ 向こう三軒両隣を言われ、自分も地域の人も話せる状態にしておく
● ⑱ 自治会単位では要支援者の情報は把握しにくい(民生委員の方の力が必要)

● ⑲ 向こう三軒両隣を言われ、自分も地域の人も話せる状態にしておく
● ⑳ 向こう三軒両隣を言われ、自分も地域の人も話せる状態にしておく

● ㉑ 向こう三軒両隣を言われ、自分も地域の人も話せる状態にしておく
● ㉒ 向こう三軒両隣を言われ、自分も地域の人も話せる状態にしておく

【公助】

地域で行うために行政に支援してほしいこと

● ㉓ 緊急避難場へ行く前に個人的にできる対策案を考えて各戸に指導する
● ㉔ 何にもできない、とは言わない
・災害時に対する課を
・災害時の広報が大事(正しい情報)を伝える
・支援物の配布を
・ひななん所の訓練

● ㉕ 津川の拡幅
● ㉖ 災害時に対して行政の役割をわかりやすくしておく
・鎌ヶ谷市はガンパンがあるので安心は、あぶない

● ㉗ 津川の拡幅
● ㉘ 災害時に対して行政の役割をわかりやすくしておく
・鎌ヶ谷市はガンパンがあるので安心は、あぶない

4. 関連計画の概要

(1) 鎌ヶ谷市総合基本計画

◇計画期間

平成 13～32 年度

◇後期基本計画第 3 次実施計画で進めているもの

積極的に事業展開を進めるための 5 つの街づくり

- 1 地震・災害に強い街づくり
- 2 子育て世代にやさしい街づくり
- 3 高齢者が安心して暮らせる街づくり
- 4 「文教都市」として、文化・スポーツが盛んで、緑あふれる街づくり
- 5 未来を見据えた街づくり

◇将来の都市像

緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷

◇体系

基本目標

- 1 「健康で生きがいのある 福祉・学習都市」をめざして
- 2 「自然と社会が調和する 環境共生都市」をめざして
- 3 「躍動感と魅力あふれる 交流拠点都市」をめざして

政策	施策
基本目標 1 「健康で生きがいのある 福祉・学習都市」をめざして	
1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります 【重点政策】	1 地域で支えあう福祉社会の形成
	2 いきいきとした高齢社会の形成
	3 健やかに子どもが育つ児童福祉の推進
	4 社会参加に向けた障がい者（児）福祉の推進
	5 安心して暮らせる社会保障の充実
	6 健康を支える保健・医療の充実
2 生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります	1 いきいきとした生涯学習の推進
	2 生涯スポーツ・レクリエーションの振興
	3 芸術・文化の振興
3 人間性豊かな子どもの育成環境をつくります 【重点政策】	1 豊かな人間性を育む幼児教育の充実
	2 生きる力を育てる義務教育の充実
	3 児童・生徒の健康と安全の確保
	4 高等教育の充実
	5 青少年の健全育成
4 個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります	1 個性豊かなコミュニティづくり
	2 市民生活を支える地域情報化の推進
	3 男女共同参画社会づくり
	4 世界と結びつく国際化の促進

基本目標2 「自然と社会が調和する 環境共生都市」をめざして	
1 人と自然にやさしい地域社会をつくります	1 環境保全の促進
	2 循環型社会の構築
2 快適な暮らしの環境をつくります	1 良好な住宅の整備
	2 快適な公園・緑地環境の整備
	3 うるおいある河川・水路の整備
	4 上・下水道の整備
	5 環境衛生の充実
3 安全に暮らせる社会システムをつくります 【重点政策】	1 交通安全の推進
	2 防犯対策の促進
	3 防災対策の強化
	4 消防力の強化
基本目標3 「躍動感と魅力あふれる 交流拠点都市」をめざして	
1 魅力あふれるまちづくりを進めます 【重点政策】	1 広域交流拠点の整備
	2 鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備
	3 質の高い既成市街地の整備
	4 鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり
2 都市活動を支える交通網整備をすすめます	1 安全でゆとりある道路の整備
	2 利便性の高い公共交通体系の充実
3 活力ある産業を育成します	1 都市農業の育成
	2 魅力ある商業の育成
	3 活力ある工業の育成
	4 安心できる消費生活の推進
計画の実現のために	
1 計画の実現のために	1 地方分権と市民参加の推進
	2 効率的で健全な行財政運営の推進
	3 広域行政の推進

(2) 鎌ヶ谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略

◇計画期間

平成 27～31 年度

◇体系

<p>基本目標</p> <p>1 人々が交流・定着する、魅力あふれるまちづくり</p> <p>2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり</p> <p>3 働きたいという希望をかなえるまちづくり</p> <p>4 あらゆる世代の誰もが安心して暮らすことのできる、支え合いつながり合う地域づくり</p>
--

標施策の基本的方向	施策
基本目標 1 人々が交流・定着する、魅力あふれるまちづくり	
1 新たな「都市の魅力」を高めるまちづくり	1 都市のブランド化の創設及び推進 2 地域活性化の推進 3 都市軸及び近隣商業拠点の整備促進
2 誰もが訪れたい観光地づくり	1 観光の振興
3 「緑の都市宣言」として緑豊かなまちづくり	1 快適な公園・緑地環境の整備 2 市民参加型による桜の植樹の推進
4 「文化の香り」のあるまちづくり	1 きらりホールを活用した市民文化の創造 2 多様な市民文化活動の推進
5 「生涯スポーツ都市宣言」としてスポーツ環境等が充実したまちづくり	1 市民参加型スポーツイベント等の実施 2 北海道日本ハムファイターズ等におけるスポーツイベントの協力
6 鎌ヶ谷市の様々な魅力を発信したまちづくり	1 他自治体とのファイターズ資源共有化と連携強化 2 情報発信の強化
基本目標 2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり	
1 安心して子育てできる環境づくり	1 地域における子育て支援の充実 2 子育て支援策の連携及びPR戦略の強化 3 就学時前の子どもに関する教育・保育サービスの充実 4 放課後等における子どもの健全な育成支援 5 ひとり親家庭に対する情報提供 6 こども発達支援の強化
2 若い世代の経済基盤の確保と子育てに係る経済的負担の軽減	1 結婚や子育てを応援する街のPR 2 若者世代の就職支援 3 経済的な支援の充実 4 利用会員の経済的負担の軽減等
3 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援等	1 妊産婦・支援ニーズの高い妊産婦への支援強化 2 子育て環境の周知 3 ライフデザインの推進
4 教育環境の充実及び児童生徒の健康と安全の確保	1 特別支援教育・教育相談の充実 2 情報教育の充実

	3 放課後における学習支援の充実及び放課後子ども教室の推進
	4 児童生徒における読書の推進
	5 安全安心な学校給食の提供と食育の充実
	6 児童生徒安全パトロールの強化
基本目標3 働きたいという希望をかなえるまちづくり	
1 鎌ヶ谷市の特性に応じた企業立地の促進	1 企業立地の促進
2 新たな雇用の創出及び場の整備	1 企業の促進
	2 勤労者が働きやすい環境づくり
	3 店舗情報の活用促進
3 農業を主とした地域産業の強化	1 地域産業の競争力強化
	2 農産物ブランド化の推進
	3 農業経営基盤の強化
	4 農家と市民の共存共栄・担い手の育成
4 女性や高齢者、障がい者の就労支援	1 女性の就労支援・促進
	2 高齢者の就労支援・促進
	3 障がい者の就労支援・促進
基本目標4 あらゆる世代の誰もが安心して暮らすことのできる、支え合いつながり合う地域づくり	
1 生涯を通じて健康で生き生きと暮らせる地域づくり	1 いきいきとした高齢社会の形成
	2 社会参加に向けた障がい者福祉の推進
	3 コミュニティバスの利便性向上
	4 かまがや安心医療ナビの設定
2 地域コミュニティの強化と人材の育成	1 地域の多様な主体による連携の強化
	2 自治会加入促進対策の推進
	3 青少年の育成及び活動を支援する地域づくり
3 快適で暮らしやすいまちづくり	1 安全でゆとりのある道路の整備
	2 公共交通網の充実
	3 安心して暮らせる治水対策
	4 既存ストックマネジメントの強化
	5 再生可能エネルギー利用の推進
4 安全に暮らせる地域づくり	1 防犯体制の充実強化及び防犯意識の高揚
	2 自主防災活動の充実強化及び防災意識の高揚
	3 災害時要援護者避難支援体制の整備
	4 消防団員の環境整備及び広報活動の強化

(3) 鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

◇計画期間（第6期計画）

平成27・28・29年度

◇基本理念

健康でいきがいのある福祉・学習都市をめざして

◇体系

基本目標	
1	健康長寿を喜び合える明るい活気に満ちたまちをめざして
2	生きがいを持ち、支え合い、安心して生活できるまちをめざして
3	心豊かな福祉のまちをめざして

柱	施策
1 活力のある高齢者の活動支援	1 地域活動への参加支援
	2 高齢者の就労支援
	3 生きがいづくりの推進
2 地域包括ケアシステムの構築	1 在宅医療・介護連携の推進
	2 認知症施策の推進
	3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
	4 高齢者の居住安定に係る施策との連携
	5 地域包括支援センターの体制整備
3 介護サービス等の充実	1 予防給付サービス
	2 介護給付サービス（居宅サービス）
	3 介護給付サービス（施設サービス）
	4 地域密着型サービス
	5 市特別給付
4 介護保険サービスの事業規模及び保険料	1 介護サービスの利用見込量の推計
	2 介護保険事業にかかる総費用の見込み
	3 保険料の設定
5 介護保険事業の適正な運営	1 保険者機能の強化
	2 介護サービスの質の向上
	3 事業評価の仕組み
	4 低所得者への配慮
	5 相談・受付体制の整備

(4) 鎌ヶ谷市障がい者計画

◇計画期間（第二期計画）

平成 23～32 年度

◇基本理念

共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり

◇将来の目標像

生きるよこびを分かちあえる共生社会づくり

～誰もが地域の一員として、安心して暮らせる社会をめざして～

◇体系

基本目標	
1	自立した生活を支えるしくみづくり
2	自己実現や社会参加がしやすい環境づくり
3	安心して暮らせる環境づくり
4	共生社会のための基盤づくり

施策	事業
基本目標 1 自立した生活を支えるしくみづくり	
1 相談・情報提供活動の充実	1 相談・情報提供活動の充実 2 福祉サービスの充実
2 福祉サービスの充実	1 ケアマネジメント体制の充実 2 在宅支援サービスの充実 3 外出支援の充実
3 生活の場の確保	1 日中活動の場の充実 2 多様なくらしの場の確保
4 働く場の拡充	1 就労支援機能の充実 2 福祉的就労の機会の拡充 3 一般就労の機会の拡充
基本目標 2 自己実現や社会参加がしやすい環境づくり	
1 療育支援と障がいの重度化・重複化予防の推進	1 障がいの早期発見と早期療育体制の充実 2 健康の維持と障がいの重度化・重複化予防
2 保育・教育の充実	1 子育て支援の充実 2 学校教育の充実
3 活動機会の拡充と参加支援	1 生きがいつくりの推進
基本目標 3 安心して暮らせる環境づくり	
1 安心して医療をうけられるしくみづくり	1 地域医療サービスの充実 2 医療給付の充実
2 障がい者の権利擁護の推進	1 権利擁護体制の推進
3 地域の安全と安心の確保	1 地域防犯体制の推進 2 地域防災体制の推進

4 障がい者が暮らしやすいまちづくりの推進	1 道路・交通のバリアフリー化の推進
	2 施設等のバリアフリー化の推進
基本目標4 共生社会のための基盤づくり	
1 地域で障がい者を支えるしくみづくり	1 地域福祉の推進
	2 市民によるボランティア活動の促進
	3 当事者団体等の支援
2 市民の啓発・ふれあい事業の推進	1 広報活動の充実
	2 学校教育における意識啓発・交流活動の推進
	3 地域における交流機会の拡充
重点施策	1 就労支援のしくみづくり
	2 発達障がいに対応した体制づくり
	3 災害時における障がい者の安全・体制づくり
	4 市民の意識啓発と情報提供

(5) 鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画

◇計画期間

平成27～31年度

◇基本理念

すべての子どもは、『鎌ヶ谷市の未来を支える希望』であることを念頭にして、本市では『子どもの視点に立った施策』を積極的に展開し、『家庭、行政、学校、地域、事業者など社会全体』で、子どもとその家庭を支援していきます。

◇体系

基本方針	
1	すべての子どもが健やかに成長できるための支援
2	きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援
3	子どもを産み育てる家庭への支援
4	社会全体で“子育て”を支えるための環境整備

基本計画	施策
基本方針1 すべての子どもが健やかに成長できるための支援	
1 相談支援体制の充実	1 子育て全般に関する相談体制の充実
	2 子どもの健康・発達・教育に関する相談体制の充実
	3 民生委員児童委員、主任児童委員による相談体制の充実
	4 利用者支援事業による各種相談期間の情報提供
2 就学前の子どもに関する教育・保育サービスの充実	1 認定こども園の普及促進
	2 認可保育園等の整備
	3 教育・保育施設と小学校等の連携
	4 教育・保育施設における食育の推進
3 多様な家庭に対応した保育サービスの充実	1 一時預かり事業の実施
	2 子育て短期支援事業の実施
	3 延長保育事業の実施
	4 病児保育事業の実施
	5 ファミリー・サポート・センター事業の実施
4 放課後等における子どもの健全な育成支援の充実	1 放課後児童健全育成事業の実施
	2 児童センター機能の充実
	3 放課後等デイサービスの推進
基本方針2 きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援	
1 児童虐待の防止	1 養育支援訪問事業の実施
	2 児童虐待に関する関係機関の連携・情報共有化の推進
	3 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等
2 障がい児施策の充実	1 障がいの早期発見及び早期療育の充実
	2 こども発達センター等による専門的支援の強化
	3 幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等の専門性向上
	4 障がい者計画との連携及び推進

3 ひとり親家庭への支援	1 経済的な支援策
	2 子育て・生活支援
	3 就業支援
基本方針3 子どもを産み育てる家庭への支援	
1 妊娠・出産から切れ目のない支援	1 母子健康手帳の交付
	2 妊婦健康診査等の実施
	3 出産に向けた各種教室の開催
	4 乳児家庭全戸訪問事業等の実施
2 母と子の健康確保	1 乳幼児健康診査・健康相談の実施
	2 各種予防接種の受診勧奨
3 経済的な支援の充実	1 法律に定められた手当等の支給
	2 教育・保育に対する給付等の支給
	3 医療費等の負担軽減
	4 多子世帯対策
4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた方法の周知	1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた方法の周知
	2 子育て支援に積極的に取り組み企業等の情報収集・提供
基本方針4 社会全体で“子育て”を支えるための環境整備	
1 地域による子育て支援の充実	1 子育てボランティアの確保・育成
	2 地域の子育て資源の育成
	3 地域子育て支援拠点施設（つどいの広場）の整備・充実
2 子どもの遊び場の確保	1 児童遊園等の充実
	2 児童センター等の整備・運営
	3 学校施設等の有効的な活用
3 子どもの安全確保	1 子どもの防犯体制の構築
	2 通学路の安全確保

(6) いきいきプラン健康かまがや21

◇計画期間（第二次計画）

平成23～32年度

◇体系

健康づくり領域
1 栄養・食生活
2 身体活動・運動
3 休養・こころの健康づくり
4 歯と口の健康づくり
5 疾病予防

めざす姿	ライフステージ	行動目標
領域1 栄養・食生活		
1 食生活を楽しみ、健全の食習慣を身につける	妊娠中	1 健やかに子どもを産み育てるための食生活の知識を得て実践する
	乳幼児期	2 よく噛んで何でも食べる
		3 食を楽しむ
	学童・思春期	4 食を楽しむ
2 食について正しい知識を持ち、健全な食習慣を身につける	青壮年期	5 よく噛んで何でも食べる
		6 生活習慣病予防をする
		7 生活習慣病の人は治療を続け、悪化を防ぐ
	高齢期	8 食を楽しむ
		9 食を楽しむ
10 低栄養にならない		
11 生活習慣病の人は治療を続け、悪化を防ぐ		
領域2 身体活動・運動		
1 楽しくからだを動かす	妊娠中	1 妊娠中を健康に過ごして安心安全な出産を迎える
	乳幼児期	2 子どもが元気に育つ
	学童・思春期	3 自分に合った運動を見つけて続ける
2 運動を続ける	青壮年期	4 自分に合った運動を見つけて続ける【青壮年期】
		5 生活習慣病を悪化させない
	高齢期	6 自分の健康状態に合った運動をみつけて続ける
領域3 休養・こころの健康づくり		
1 家族で一緒に楽しく過ごす	妊娠中	1 安心して妊娠中を過ごす
		2 生まれてくる子を心待ちにする
	乳幼児期	3 親が子育てを楽しむ
		4 子どもが元気に育つ
	学童・思春期	5 自分らしく生きる力を育てる
		6 元気に過ごす

2 ストレスと上手に付き合い、一人で悩まず相談する	青壮年期	1 睡眠を十分にとり、疲れをためない
	高齢期	2 すっきり目覚める（高齢期のみ）
		3 ストレスを解消する
		4 こころの悩みを相談する
領域4 歯と口の健康づくり		
1 8020をめざし健康な歯と歯ぐきを育てる	妊娠中	1 妊娠性歯肉炎や歯周病にならない
	乳幼児期	2 乳歯をむし歯にしない
		3 口の動きやはたらきを十分に発達させる
	学童・思春期	4 永久歯をむし歯にしない
		5 歯肉炎にならない
		6 よく噛んで食べる習慣をつける
2 8020をめざして健康な歯と歯ぐき保ち噛ミング30を実践する	青壮年期	7 8020を達成する
	高齢期	8 歯周病にならない・悪化させない
		9 新しいむし歯をつくらない
		10 よく噛んで食べる
領域5 疾病予防		
1 子どもの成長や健康に関心を持ち、成長の確認や事故・感染・疾病予防をする	妊娠中	1 妊娠中を健康に過ごして安心安全な出産を迎える
	乳幼児期	2 子どもの病気を防ぐ
		3 子どもを不慮の事故から守る
	学童・思春期	4 喫煙や飲酒をしない
		5 薬物乱用をしない
		6 思春期のからだの発達についての悩みや不安は相談する
	青壮年期 高齢期	7 病気の早期発見・早期治療を行い、病気を未然に防ぐ
		8 治療が必要になったら悪化を防ぐ
		9 更年期の体調変化の悩みや不安は相談する
		10 感染症から身を守る

重点対策	
1 栄養・食生活	1 食育の推進（食育推進計画）
2 身体活動・運動	1 気軽に日常生活で運動をする環境づくりの推進
	2 きらり鎌ヶ谷体操の普及啓発
3 休養・こころの健康	1 親と子のふれあいを大切にする活動の推進
	2 自殺予防対策の推進
4 歯と口の健康づくり	1 永久歯の虫歯と歯周病予防の推進
	2 口からはじめる「食育」の推進
5 疾病予防	1 生活習慣病予防の推進（特定健康診査・特定保健指導）
	2 感染症予防の推進

5. 鎌ヶ谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成27年6月26日

鎌ヶ谷市告示第84号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、鎌ヶ谷市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するにあたり、市民、関係団体等からの意見を広く反映させるため、鎌ヶ谷市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関し、協議及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 鎌ヶ谷市自治会連合協議会の代表者又は推薦を受けた者
- (2) 保健福祉医療関係者
- (3) 地域福祉に関係する団体の代表者又は推薦を受けた者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、地域福祉計画の策定が完了した日にその効力を失う。

表：鎌ケ谷市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略/順不同/役職名は委嘱当時のもの)

区 分	氏 名	所属など
(1)鎌ケ谷市自治会 連合協議会の代表 者又は推薦を受け た者	(副委員長) くたに りんたろう 九谷 林太郎	鎌ケ谷市自治会連合協議会福祉委員会委員長
(2)保健福祉医療関 係者	いしかわ ひろき 石川 宏貴	一般社団法人鎌ケ谷市医師会代表理事
	みよし しとみ 三好 志都美	鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会委員
	かわむら ひろゆき 川村 浩幸	特別養護老人ホーム慈祐苑施設長
	ばば いちろう 馬場 一郎	鎌ケ谷市初富地域包括支援センター社会福祉士
(3)地域福祉に関係 する団体の代表者 又はその推薦を受 けた者	(委員長) とくだ くによし 徳田 訓康	鎌ケ谷市社会福祉協議会会長
	みうら ひろし 三浦 弘	北部地区社会福祉協議会会長
	やまもと さちこ 山本 幸子	鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会会長
	ふくざわ めいじ 福澤 明二	鎌ケ谷市ボランティア連絡協議会会長
	こばやし かずお 小林 数夫	鎌ケ谷市老人クラブ連合会会長
	ちかまつ みつお 近松 光夫	鎌ケ谷市老人クラブ連合会常任理事(平成28年2月8日から)
(4)学識経験を有す る者	たなべ みつこ 田邊 光子	聖徳大学児童学部児童学科教授
	なかの ひろし 中野 洪	中央地区社会福祉協議会会長 (前回地域福祉計画策定委員会委員)
(5)公募による市民	やまね あき 山根 亜紀	市民の代表者

6. 計画策定の経過

■平成 26 年度

月 日	会議等	概 要
2月 9日 ～20日	市民福祉意識アンケート調査	市内在住の 18 歳以上の男女 3,000 人を対象にアンケート調査を実施

■平成 27 年度

月 日	会議等	概 要
5月 21日	計画策定方針の決定	地域福祉計画を策定する旨の決定
8月 28日	中央地区懇談会	中央地区社会福祉協議会において意見交換
9月 1日	東部地区懇談会	東部地区社会福祉協議会において意見交換
9月 9日	南部地区懇談会	南部地区社会福祉協議会において意見交換
9月 15日	中央東地区懇談会	中央東地区社会福祉協議会において意見交換
9月 26日	西部地区懇談会	西部地区社会福祉協議会において意見交換
9月 28日	北部地区懇談会	北部地区社会福祉協議会において意見交換
10月 2日	第 1 回策定委員会	委嘱状交付式 会長及び副会長の選出 地域福祉計画について 市民福祉意識アンケート調査結果（概要）
10月 27日	政策調整会議	地域福祉計画（骨子案）を付議
11月 8日	第 2 回策定委員会	地域福祉計画（骨子案）の説明、意見聴取
2月 8日	第 3 回策定委員会	地域福祉計画（素案）の説明、意見聴取
2月 24日	第 4 回策定委員会	地域福祉計画（案）の説明、意見聴取
3月 23日	政策調整会議	地域福祉計画（案）を付議

■平成 28 年度

月 日	会議等	概 要
4月 11日	政策会議	地域福祉計画（案）を付議
5月 2日 ～31日	パブリックコメント	地域福祉計画（案）について意見募集
6月 13日	政策会議	地域福祉計画を付議
6月 21日	計画決定	地域福祉計画の決定
7月 21日	第 5 回策定委員会	地域福祉計画の説明

7. 各施策と関連する参考事業等

基本目標1：地域で支えあう取り組みを推進します

施策1：地域でのふれあい、支えあいをすすめます

取り組み01) ふれあい・支えあい活動に対する支援

No	取り組み	内容	担当課
1	地域の交流イベント等への参加への支援	かまがや福祉健康フェアやすまいる祭りなどの障がい者団体主催の交流イベントへの支援や市民主催のイベントにおいても、障がい者が積極的に参加できる環境づくりを支援します。	障がい福祉課
2	老人クラブへの支援	多様なライフスタイルを持つ高齢者が増加してきているなか、会員の加入促進を図るため、既存の活動内容だけではなく、時代に沿った活動に対しても支援を行うことを検討し、老人クラブの充実につなげます。	高齢者支援課
3	ふれあいサービス事業	高齢者や心身に障がいのある方、子育て世帯で、日常生活でお困りのとき「利用会員」となり、地域の中から参加した「協力会員」が家事援助・介助などのサービスを有料で提供する会員制の相互扶助の福祉サービスをさらに推進します。	社会福祉協議会
4	福祉の学習機会の推進	主に小中学校における福祉学習として、障がい者に対する各種支援制度や、障がい者・高齢者の身になって車いすやアイマスク、高齢者疑似体験などを通して理解を深めます。	社会福祉協議会 高齢者支援課 障がい福祉課
5	地域支えあいの促進	地区社会福祉協議会や自治会など地域の各種団体と連携し、地域における障がい者の見守り体制の充実を図ります。	障がい福祉課

取り組み02) 市民との協働による地域福祉活動の支援

6	地区ふれあい員制度	自治会の福祉ボランティアで、地域での近所付き合いの中から、福祉サービスを受けられなくて困っている人を見かけた際に、地区社会福祉協議会や関係機関に連絡します。	市民活動推進課
7	自治会加入促進対策の実施	ホームページやパンフレット等を作成し、自治会加入についての啓発を行います。	市民活動推進課
8	健康づくり・体操の会への支援	地域で行われている健康づくりの会へ職員や健康づくりボランティアを派遣します。	健康増進課

取り組み 03) 乳幼児、児童から高齢者まで地域で見守る体制の充実

9	緊急通報システム事業	ひとり暮らしや高齢者宅に緊急通報用装置一式を貸与し、緊急時にペンダント式ボタンを押すと、警備会社の緊急要員、地域の協力員または必要に応じ救急車がかかります。	高齢者支援課
10	徘徊高齢者位置情報提供サービス事業	認知症の高齢者が徘徊等により所在不明になったとき、現在位置をある範囲で特定し、情報を提供するサービスを行います。	高齢者支援課
11	ひとり暮らし老人等給食サービス事業	ひとり暮らし高齢者や調理困難な高齢者世帯を対象に、安否の確認を兼ねて昼食・夕食を週2回配食します。	高齢者支援課
12	子育てサポーターの人材育成	地域の子育て支援拠点施設において、簡単な子育て相談及び遊びを提供する子育てサポーターなどを対象に講座等を開催し、人材の確保及び育成を図ります。	こども支援課

取り組み 04) 民生委員児童委員、保健推進員などの活動支援

13	民生委員児童委員活動の支援	それぞれの地域で、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行えるように、民生委員児童委員及び主任児童委員の活動を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
14	保健推進員活動	生後2、3か月の赤ちゃんのいるお宅への訪問や乳児の健康相談などのお手伝いを通し、子育て家庭の健康を考え、守るための活動を行います。	健康増進課

施策2：地域での支えあい拠点を増やします

取り組み 05) 活動拠点の整備と活用

15	地域活動支援センターへの支援	障がい者に対し、創作的な活動、または、生産活動の機会の提供、及び社会との交流の促進を図ることを目的としており、市は地域活動支援センターに対し、地域活動支援の促進を図るために補助金を支出しています。	障がい福祉課
16	自治会集会所整備に対する支援	より活発な自治会活動が行えるよう、自治会活動の拠点である集会所の整備等に要する経費の一部を補助します。	市民活動推進課

取り組み 06) 地域福祉コーディネーター（相談員）の配置と相談体制の充実

17	地域福祉コーディネーターの配置	地区社会福祉協議会の「地域の福祉相談窓口」として地域福祉コーディネーターを専門員として配置し、福祉の情報や各種制度等について地域に開かれた親しみやすい相談窓口として対応に努めます。	社会福祉協議会
18	地域福祉コーディネーターの研修	福祉サービスが多様化、複雑化するなかで、様々な福祉サービスの情報提供や充実が求められており、サービスの提供に携わる職員の意識やスキルなどの資質の向上を図ります。	社会福祉協議会

施策3：ボランティアなどの多様な担い手を増やします

取り組み07) ボランティア活動への多様な人々の参加促進や人材育成等の総合的な支援

19	ボランティアの活動しやすい環境づくり	地域で必要とされているボランティア活動の情報提供やボランティア、市民公益活動、地域活動を希望している人をつなぐ窓口（ボランティアセンター、市民活動推進センター）を充実します。	市民活動推進課 社会福祉協議会
20	市民に対する啓発の推進	ボランティア活動や地域活動に取り組もうとしている市民を対象に、ボランティア活動への取り組み姿勢や意義、参加方法などについて育成支援を行います。	市民活動推進課 社会福祉協議会
21	ボランティアの育成と連携機能の強化	市役所、児童センター、保育園などの福祉施設において学生のボランティアを受け入れて、地域の福祉活動に積極的に参加できる機会づくりに取り組みます。 将来のボランティアの担い手である児童・生徒の福祉意識の醸成のため、ボランティア活動団体と連携し、夏休みのこども講座を開催したり、幼稚園、小・中・高等学校で青少年赤十字活動を実践するなど、小中学生・高校生がボランティアに参画しやすい環境をつくっていきます。	学校教育課 社会福祉協議会
22	健康づくりボランティア育成事業	健康増進課で育成している健康づくりボランティアについての周知やボランティア活動の研修等を行い、活動する人を増やしていきます。	健康増進課
23	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等の援助を希望する人（依頼会員）と、援助ができる人（提供会員）とのコーディネートを行う子育て援助活動支援に取り組みます。	こども総合相談室
24	ボランティアセンター事業	ボランティア活動を始めたい、ボランティア団体等の情報を知りたい、ボランティアを頼みたいなどボランティアに関する相談を行うとともにボランティア養成の講座を実施します。	社会福祉協議会
25	地区社会福祉協議会の活動	市内の6箇所に地区社会福祉協議会を設置し、地区ごとにふれあい交流活動、在宅福祉活動、ボランティア育成、広報・啓発活動を行います。	社会福祉協議会

取り組み08) 市民活動の支援

26	市民活動推進センター	市民公益活動を支援し、市民との協働を推進するために、市民活動推進センターを拠点に市民公益活動に係るイベントや情報発信、市民活動に係る専門知識を持った相談員による相談事業などを実施します。	市民活動推進課
----	------------	---	---------

取り組み 09) 生涯学習機会の拡充

27	社会福祉センターの活用	高齢者の憩いの場として活用するほか、趣味の幅を広げてもらうよう講座の開催や活動成果を発表する場として提供します。	高齢者支援課
28	成人講座、ふれあいまつりなどの学習センター主催事業	生涯学習として、生涯学習推進センターや各公民館で健康、教養、社会参加などの講座を開催します。	生涯学習推進課
29	かまがやまなびい大学	市役所を市民の大学と位置づけ、行政の各部ごとに学部を設置し、市民講座を開催しています。また、職員を講師として市民団体や企業、学校の研修会や学習会に派遣します。	生涯学習推進課

取り組み 10) 高齢者の持つ知識や技能を活かす場の提供と活動団体の育成

30	シルバー人材センターへの支援	就労の多様化に向け、職種の開拓や新たな就労形態への働きかけを行い、シルバー人材センターの魅力を見出していきます。	高齢者支援課
31	世代間交流の充実	保育園による高齢者交流保育事業（通称おじいちゃん先生事業）を実施します。	幼児保育課
32	高齢者の社会参加と地域における支えあい体制づくり	高齢者の社会参加のニーズは高く、地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等となるため、積極的な取り組みを推進します。	高齢者支援課
33	活動希望団体への助言	現在、どのような活動が展開されているかを関係各課や社会福祉協議会等と連携・把握し、活動希望団体への相談、助言を実施していきます。	高齢者支援課
34	老人クラブへの支援（再掲）	多様なライフスタイルを持つ高齢者が増加してきているなか、会員の加入促進を図るため、既存の活動内容だけではなく、時代に沿った活動に対しても支援を行うことを検討し、老人クラブの充実につなげます。	高齢者支援課

基本目標2：必要な相談・情報・支援が得られるしくみを推進します

施策4：身近な相談支援体制を充実します

取り組み11) 様々な相談窓口の周知

35	相談窓口の周知	相談窓口一覧の配布や、市ホームページや子育て子育て応援サイト、市の広報紙等により目的の相談窓口へたどり着きやすい工夫を行うなど、相談窓口の周知を図ります。	すべての所属課
36	健康相談事業	保健師、栄養士、歯科衛生士等による健康相談の実施について周知を行います。	健康増進課
37	心配ごと相談、心の相談事業	日常生活の不安や悩みごとの相談に応じ、身近な相談窓口の一つとして実施しています。地域で孤立する状況にある市民のための予防策として、電話相談にも対応し、関係機関と連携し、受付体制の充実に努めます。	社会福祉協議会
38	高齢者の虐待防止など権利擁護の取り組みの推進	認知症の課題について市民の理解を深め、地域全体で高齢者の見守り等を行い、異常等を発見した時に迅速に対応できるネットワーク体制を確保することにより、高齢者を権利侵害から守り、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。	高齢者支援課

取り組み12) 高齢者の相談支援体制の充実

39	総合相談支援業務	地域での身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、健康・医療・福祉に関する総合的な相談窓口として適切に対応し、相談体制の強化を図ります。	高齢者支援課
40	地域包括支援センター	市の機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とする、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関です。高齢者やその家族等に対し、介護予防や総合的な相談・支援、権利擁護等の事業を行います。	高齢者支援課

取り組み13) 子育ての相談支援体制の充実

41	利用者支援事業の実施	子ども及びその保護者等または妊娠している人が、教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園など）や地域子ども子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連携、協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成（地域連携）を行います。	こども支援課
42	妊産婦に対する訪問・相談	母子健康手帳交付時の妊婦面接、妊産婦訪問・相談を実施します。	健康増進課
43	子どもに対する訪問・相談	新生児訪問、未熟児訪問、乳幼児訪問、地区健康相談、乳幼児健康相談、健康診査等を実施します。	健康増進課

44	子どもの教育に関する相談の実施	青少年の不登校やひきこもりなど、青少年がかかえている様々な問題について、適切な助言や継続的な相談を行います。	学校教育課
45	家庭児童相談室	子どもに関する問題について、家庭その他のからの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、置かれた環境の状況を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を豊くとともにその権利を擁護します。	こども総合相談室
46	児童センター・保育園による相談事業	従事する保育士・保健師等が子育てに関する不安や悩みの解消を図るとともに、子育てに関する情報提供を行います。	子育て支援センター 各児童センター 各保育園
47	子どもの発達に関する相談の実施	心身の発達に心配のある乳幼児に対し、専門職が発達状況、問題、特徴等を総合的に捉え、安心して子育てができるよう、療育支援、施設支援を行います。	こども発達センター

取り組み 14) 障がいのある人の相談体制の充実

48	障がい者相談支援事業	障がい者や家族などからの相談に対して、それぞれの抱える課題に柔軟に対応できるよう、各種相談員の資質向上を図り、関連する部署と連携し相談窓口体制を強化します。また、専門的な相談が必要な場合は、障がい者地域自立支援協議会の活用や中核地域生活支援センター等との連携により効率的で効果的な相談体制の充実を図ります。	障がい福祉課
49	精神保健相談	障がいのある人やこころの悩みがある人の相談を実施します。	健康増進課
50	児童発達支援（のびのびルーム）	通所により基本的な生活習慣の自立・社会性・身体機能の発達を促すように支援します。	こども発達センター

施策5：生活困窮者の自立支援をすすめます

取り組み 15) 生活困窮者への自立支援

51	自立相談支援事業	専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
52	住居確保給付金の支給	離職などにより住居を失った方、または失う恐れの高い方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。	社会福祉課
53	就労準備支援事業	社会との関わりに不安がある、他の人とのコミュニケーションがうまくとれないなど、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	社会福祉課

54	学習支援事業	生活困窮家庭の子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。	社会福祉課
----	--------	---	-------

施策6：地域福祉に関する広範な情報提供をすすめます

取り組み 16) 情報発信の強化

55	多様な広報媒体の活用	市の広報紙やインターネットなどの多様な媒体を活用して、子育て中の人や高齢者、障がい者などすべての人が情報を得られるように努めます。	すべての所属課
56	広報紙の充実	声の広報（広報紙を朗読したCD）の普及を図るとともに、誰にでも分かりやすい色使い（カラーユニバーサルデザイン）に配慮するなど、より読みやすい紙面となるよう努めます。	広報広聴室
57	市ホームページリニューアル事業	総務省策定の「みんなの公共サイト運用モデル」に準拠したシステムを導入し、高齢者や障がい者にやさしい情報環境を構築し、より多様で魅力的な行政情報やイベント情報等を迅速に提供します。	広報広聴室

取り組み 17) 地域活動や学習活動を通じた直接的な情報提供手段の模索

58	高齢者生涯学習	県の生涯学習として、生涯大学校が県内5ヶ所に設置され、教養・娯楽・レクリエーションのための各種講座を実施します。 市の生涯学習として、生涯学習推進センターや各公民館で健康、教養、社会参加などの講座を開催します。	高齢者支援課
59	成人講座、ふれあいまつりなどの学習センター主催事業（再掲）	生涯学習として、生涯学習推進センターや各公民館で健康、教養、社会参加などの講座を開講します。	生涯学習推進課
60	かまがやまなびい大学（再掲）	市役所を市民の大学と位置づけ、行政の各部ごとに学部を設置し、市民講座を開催しています。また、職員を講師として市民団体や企業、学校の研修会や学習会に派遣します。	生涯学習推進課
61	社会参加促進事業	身体障がい者の社会参加や機能維持を図るため、各種講座を開催します。	身体障がい者福祉センター

基本目標3：安全で安心して暮らせるしくみを推進します

施策7：避難行動要支援者への支援をすすめます

取り組み18) 災害時に支援が必要な人の把握と安全確保策の推進

62	災害時要援護者避難支援制度周知事業	市の広報紙や市ホームページ、自治会、民生委員児童委員、自主防災組織などを通して避難の支援を希望する人に登録を呼びかけていきます。	社会福祉課
63	災害時要援護者個別計画作成事業	支援者の協力を得ながら一人ひとりの避難を手助けする個別計画を作成し、平常時の見守りに活用することで、災害が起きた時に安否確認や避難支援が円滑に行えるよう、地域における協力体制を整えていきます。	社会福祉課
64	災害時要援護者リスト（避難行動要支援者名簿）整備事業	災害時要援護者リスト（避難行動要支援者名簿）を整備し、高齢者や障がいのある人等の災害時要援護者を把握し、緊急時に活用できるよう整備します。	社会福祉課

施策8：安全なまちづくり・防災防犯活動をすすめます。

取り組み19) 安全な移手段の確保

65	道路・歩道等の整備	誰もが安全で安心して移動できるよう、バリアフリー型の歩道整備や、ゆとりのある道路では、自転車の通行や植樹帯による緑の創設を含めた道路整備を進めていきます。	道路河川整備課
66	コミュニティバス運行助成事業	車いすの人など、公共交通機関を利用するのが困難な人、公共の交通機関がなく移動が不便な地域に住んでいる人、移動に配慮が必要な人に対し、移手段の改善に努めます。	都市計画課 都市政策室
67	安全な歩行空間の確保	歩道上の看板や放置自転車などの路上障害物の撤去を推進し、安全な歩行空間の確保に努めます。	道路河川管理課
68	通学路安全対策推進行動計画に基づく各種事業	通学路整備事業や、通学路における安全施設（カーブミラー、ガードレール、ポストコーン、路側帯にカラー舗装や路面標示の敷設など）の整備、安全指導や防犯活動を実施することにより、児童生徒の登下校中の安全確保を図ります。	学校教育課

取り組み 20) 防災対策の充実強化と防災意識の高揚

69	地域防災計画	市域における各種災害（地震・風水害等・大規模事故）に関する災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等をあらかじめ定め、市及び防災関係機関が有効に機能することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする計画です。	安全対策課
70	総合防災訓練（防災ふれあいひろば）	大規模地震や風水害など鎌ケ谷市に被害を及ぼす恐れのある災害を想定し、市民、防災関係機関、災害協定事業者、ボランティア団体等との相互協力の下、市民体験型訓練などを実施し、市全体の防災力を高めます。	安全対策課

取り組み 21) 地域による防犯体制の構築と防犯意識の高揚

71	パトロール体制の構築	防犯協会と連携し、防犯パトロール隊の育成を促進します。	安全対策課
72	夜間防犯パトロール事業	犯罪の多い夜間から早朝にかけて青色パトロール車によるパトロールを実施し、不審者や少年犯罪の防止を図ります。	安全対策課
73	防犯サテライト事業	市・警察・防犯協会との協働で、6つのコミュニティエリアを対象に防犯講話や犯罪の実演などを行います。	安全対策課
74	児童生徒安全パトロール事業	児童生徒が犯罪に巻き込まれやすい時間帯である下校時から夕方までの間、犯罪から子どもを守り、安全な地域環境を確保することを目的に、パトロールを実施します。	学校教育課
75	青色防犯パトロールカーの活用	各中学校区に青色防犯パトロールカーを配置し、登下校時を中心とした地域の安全パトロールを実施します。	学校教育課
76	安全ネットワーク会議	小中学校の保護者や地域のボランティアにより、登下校時の安全指導を行います。また、ボランティアの効果的な活動を支援するため、中学校区ごとに安全ネットワーク会議を開催し、通学路の危険箇所や不審者情報等について情報共有をします。	学校教育課

取り組み 22) 災害発生時の迅速な情報伝達、かまがや安心 eメールの登録促進

77	かまがや安心 eメール	鎌ケ谷市の防災・防犯情報や子どもの安全情報等を、あらかじめ登録しているスマートフォン、携帯電話やパソコンへ電子メールで提供します。	安全対策課 青少年センター
----	-------------	---	------------------

施策9：孤立化・虐待防止と権利擁護をすすめます

取り組み23) 児童虐待の防止

78	児童虐待防止対策等 地域協議会による関 係機関の連携・情報交 換	児童虐待の防止、早期発見等を促進すると ともに、要保護児童の適切な保護、または、 要支援児童及びその保護者若しくは特定 妊婦への支援を図るための協議会を設置 しています。	こども総合相 談室
79	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その 居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等 を行うことにより、当該家庭の適切な養育 の実施を確保します。	こども総合相 談室

取り組み24) 乳幼児家庭の見守り活動

80	乳児家庭全戸訪問事 業	保健推進員が生後2、3か月の赤ちゃんの いる家庭を訪問し、子育てに関する情報提 供や相談等を行います。	健康増進課
81	妊娠、出産及び育児期 における養育支援家 庭の早期把握	きめ細かな支援を必要とする家庭を把握 し、関係機関へ繋げます。	健康増進課

取り組み25) 成年後見制度の周知と利用促進

82	成年後見制度利用支 援事業	身寄りがなく、親族等による法廷後見の開 始の審判が期待できない方について、市長 が成年後見の申し立てを行います。また、 費用負担のできない方については、後見人 等の報酬を助成します。	障がい福祉課 高齢者支援課 社会福祉協議会
83	成年後見制度の周知 と活用	認知症や知的障がい、精神障がい者等が福 祉サービスの利用等ができるように、成年 後見制度の周知と利用の促進に努めます。	障がい福祉課 高齢者支援課 社会福祉協議会

取り組み26) 市民や関係者等に対する啓発と市民後見人の育成

84	市民後見人の育成	認知症高齢者等の増加により、専門職後見 人の不足が予想されることから、市民が後 見人となる「市民後見人」養成のための研 修の実施などを検討していきます。	障がい福祉課 高齢者支援課 社会福祉協議会
85	家族に対する支援	家族の悩みを聞く認知症相談員の派遣や 社会福祉協議会と共催による介護者のつ どいの開催、認知症の人と家族の会千葉県 支部と連携し家族交流会を開催するなど 支援していきます。	高齢者支援課 社会福祉協議会

取り組み27) 日常生活自立支援事業の充実と利用促進

86	日常生活自立支援事 業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい 者等が地域で自立した生活が送れるよう、 利用者との契約に基づき、福祉サービスの 利用援助等を行います。	社会福祉協議会
----	----------------	--	---------

基本目標4：地域福祉を支えるネットワークを推進します

施策10：地域包括ケアシステムを推進します（新規）

取り組み28) 地域包括ケアシステムの確立に向けた連携体制の構築

87	在宅医療・介護連携の推進	疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるように、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行います。	高齢者支援課
88	認知症施策の推進	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行います。	高齢者支援課
89	生活支援サービスの体制整備	高齢者の多くは、要支援状態等に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながることから、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を実施します。	高齢者支援課
90	地域の医療資源の把握	地域の医療機関情報の収集と発信を行います。	健康増進課

取り組み29) 高齢者の生活支援や介護予防支援

91	介護予防・生活支援サービス事業	○訪問型サービス（これまでの予防給付（「訪問介護」からの移行に加え、従来の身体介護・生活援助、掃除・洗濯・ごみ出し等の生活支援） ○通所型サービス（これまでの予防給付「通所介護」からの移行に加え、機能訓練、ミニデイサービス、コミュニティサロン、口腔ケア等の教室） ○生活支援サービス（配食、見守り等） ○介護予防支援事業（ケアマネジメント）など	高齢者支援課
92	一般介護予防事業	介護予防（体操教室などの普及啓発事業）を推進します。	高齢者支援課
93	新しい介護予防・日常生活支援総合事業	予防給付のうち、訪問介護及び通所介護を総合事業に移行し、地域資源を活用し、多様なサービス利用の実現を図ります。	高齢者支援課

8. 用語解説

か行

かまがやまなびい大学

市の事務の内市民生活に身近なテーマについて、市の職員が市民団体等に講師として出向き、研修会、学習会等、生涯学習の手助けをする。

家庭児童相談

子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題、または、子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する。

ケアマネジメント

障害のある人（子どもを含む）とその家族の意向をふまえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。

健康寿命

介護状態等にならずに健康な日常生活を送ることができる期間を指す。

広域交流拠点

自治体の住民にとどまらず、周辺自治体の住民についても当該自治体の中心地を生活圏とし、交流する拠点であること。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。これは正確には「期間合計特殊出生率」というもので、女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。

高齢化率

全人口に占める65歳以上の割合のことで、国連ではこれが7～14%にある社会を「高齢化社会」、14～21%を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」と呼んでいる。これに対して、平成26年10月1日現在の日本の高齢化率は26.0%、既に平成19（2007）年から超高齢社会に突入していることになる。

子育てサロン

地域の集会所などの身近な会場を借りて、子育て中の親同士や子どもたちが、気軽に集い、仲間づくりや情報交換、相談などを行える交流の場。

子育て支援コーディネーター

子育て家庭が身近に思える場所で、子育て家庭が抱える課題を包括的に把握、予測した上で、利用者本人の力や地域資源を生かしながら、個別の家庭状況に応じ、支援策を調整、調達、開発することを意味するコーディネート機能を継続的に行う。主として就学前児童を育てる家族（要支援家庭あるいは各種支援の場面で「心配」とされる家庭）を対象とする。

子育て支援センター

公共施設や保育園、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。

さ行

災害時要援護者（避難行動要支援者）

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。

在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。

自然動態と社会動態

自然動態とは、一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きをいいます。また、社会動態とは、一定期間における転入・転出に伴う人口の動きをいいます。

市民活動推進センター

市民公益活動を推進するための総合的な支援拠点で、情報発信や交流イベントの実施、市民公益活動に関する相談などを通じて市民公益活動団体のサポートを行っている。簡単な打ち合わせやミーティングを行うことのできるスペースのほか、情報発信のスペースや市民公益活動に関する相談に応じるためのスペースが設けられている。

市民公益活動団体

市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的・継続的に社会サービスを提供する（団体をいい、特定非営利活動法人（NPO法人）、任意団体のいずれも含み、法人格の有無は問わない）。

市民後見人制度

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

障がい者地域自立支援協議会

地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。

シルバー人材センター

定年退職者その他の健康な高齢者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供する業務を担う公益法人で、運営費が国の補助対象となっている団体。

人口置換水準

ある死亡の水準の下で、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準を「人口置換水準」と呼ぶ。

成年後見制度

知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

た行

団塊の世代

第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。第二次世界大戦直後の1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）に生まれた戦後世代を指す。

談話室事業

閉じこもりがちな高齢者に対して地域の身近な施設で日常生活訓練や介護予防活動を行う、鎌ヶ谷市の事業。

地域コミュニティ

共同体。共同社会のこと。日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会をコミュニティとしている。

地域福祉コーディネーター

「コミュニティソーシャルワーカー」ともいわれる。生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践するボランティアスタッフのこと。

地域包括支援センター

地域に暮らす高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行う機関として、各市区町村に設置される。センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが置かれ、相互に連携しながら高齢者への総合的支援を行う。

地区社会福祉協議会

法的な位置づけのない、住民の自主組織であり、それぞれの地域の課題に対して、住民の助け合いにより解決のための取り組みを行う。福祉コミュニティづくりに欠かせない市民互助組織であり、法人格をもつ市社会福祉協議会と協働して地域福祉をすすめている。

地区ふれあい員

各地区において、近所で福祉サービスや手助けが必要な人や、困っている人などを見かけた際に、関係機関へ連絡する福祉ボランティア。地区自治会が、福祉活動に理解のある人を50世帯に1名の割合で選出し、自治会連合協議会会長が委嘱する。

中核地域生活支援センター

子ども・障がいのある人・高齢者などを対象とした、ワンストップの総合相談と権利擁護の活動拠点として、千葉県が県内13か所に設置した窓口で、相談や問題解決のための対応や、誰もが安心して暮らし続けるための地域のネットワークづくり、社会的に不利な立場にある人の権利擁護活動などを行っている。習志野圏域（習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市）では、「なかまネット」が千葉県から委託を受けて事業を行っている。

■電話 047-487-2941（事務所開所時間 9:00～18:00 時間外は転送電話で相談可。）

〒276-0020 八千代市勝田台北1丁目10番9号 クレア勝田台303

ドメスティック・バイオレンス

DV（Domestic Violence）ともいわれる。配偶者やパートナーなどへ肉体的、または、精神的な苦痛を与える行為を指す。

な行

日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域として、おおむね 30 分以内に駆けつけられる範囲において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるもの。

ネットワーク

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

は行

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアサポート

同じ悩みや症状などの問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組み。

フェイス・トゥ・フェイス

面と向かって行うこと。直接に行うこと。

保健推進員

乳幼児期から高齢者まで健康な生活を送れるよう、地域ぐるみでの健康づくりを推進するため、自治体が発行している保健事業を地域へ連絡し、健康づくりのための活動をボランティアで行っている。

ボランティア

自分でできることを自分の意志で周囲と協力しながら無償で行う奉仕活動のこと。または、自主的に社会活動などに参加し、奉仕活動をする人のこと。

ま行

民生委員児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割を担う。また、「児童委員」は、地域子どもたちやその保護者が元気に安心して暮らせるように見守り、また、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

みんなの公共サイト運用モデル

国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等（公式ホームページ、団体が提供する関連サイト、ウェブシステム等）が、高齢者や障がい者を含む誰もが利用できるものとなるよう、総務省が作成したもので、推奨されているウェブアクセシビリティ（年齢・性別や障害の有無にかかわらず利用しやすい環境のホームページ）に関する取組方法・スケジュール・手順を示している。

ら行

老人憩の家

高齢者の親睦と交流の場として利用できる施設で、鎌ヶ谷市では市内7か所に開設している。

英字

NPO

「Nonprofit Organization」、または、「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は様々な社会貢献活動に充てられる。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。

鎌ヶ谷市民憲章

わたしたちは、梨の花咲く郷土かまがやに誇りを持ち、住みよいまちづくりをめざしてこの憲章を定めます。

- 1 わたしたちは、自然と歴史を大切にし、緑ゆたかなまちをつくりましょう。
- 1 わたしたちは、老人を敬い、子供の夢をはぐくみ、心のかようまちをつくりましょう。
- 1 わたしたちは、きまりを守り、安全できれいなまちをつくりましょう。
- 1 わたしたちは、教養を深め、文化の香り高いまちをつくりましょう。
- 1 わたしたちは、勤労を尊び、健康で明るいまちをつくりましょう。

(昭和 53 年 3 月 24 日 制定)

『やがて 故郷に変わる街 鎌ヶ谷。』



さまざまな子育て支援サービスの充実を図ってきた鎌ヶ谷では、
いま、次の時代を担う世代が次々に育っています。
またそれだけではなく、
梨やぶどうをはじめとした鎌ヶ谷独自の農産物や、
明日のスターを目指すプロ野球選手や、
市内でビジネスをはじめの人々も、着実に育っています。
私たちが大切にしたいこと。
それは、「育む」ための土壌をさらに育んでゆくこと。
市が、市民が、企業が、ひとつになって、
この地で生きるよろこびを、大きく成長させてゆくこと。
歴史をひも解けば、かつて鎌ヶ谷エリアにあった「中野牧」では、
幕府の軍馬が育てられていました。
いま、その遺伝子を、地域を前進させるエネルギーへ。
一緒に、この地を、育つまちに変えてゆきませんか。
未来の鎌ヶ谷を切り拓く、私たちの決意です。

第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画

～ふくしサポートプラン 21～

(平成 28 年度～平成 32 年度)

発行：平成 28 年 6 月
編集：鎌ヶ谷市 健康福祉部 社会福祉課
〒273-0195
千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1
TEL 047-445-1286
FAX 047-445-2113
<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/>
syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp